

# 第3次嘉手納町地域福祉推進計画

(地域福祉計画・地域福祉活動計画・  
成年後見制度利用促進基本計画)



令和7年3月  
嘉手納町 福祉課  
社会福祉法人 嘉手納町社会福祉協議会



## はじめに



人生100年時代と言われる現代において、誰もが安心して暮らすことのできる社会づくりが求められています。しかしながら、近年においては、少子高齢化の急速な進行に加えて、単身世帯の増加や経済的困窮、社会的孤立の問題、ひとりやニート、ヤングケアラー、8050の問題等が顕在化し、大きな社会問題となっております。

こうした中、地域福祉に対する多様なニーズはますます高まってきており、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を図っていかなければなりません。そのためには、町民の皆様が主体となり、行政や社会福祉協議会、関係団体と連携・協働して取り組んで行くことが不可欠となっております。

本町においては、こうした地域で支え合い・助け合う仕組みづくりを構築し、地域共生の社会づくりに取り組むため、この度「第3次嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定いたしました。同計画の基本理念である「人をつなぎ 支え合い 安心のまち かでな」の実現に向け、家庭や地域、関係機関等、地域全体が一丸となって本計画を推進していきたいと考えております。つきましては、本町の地域福祉のさらなる充実・向上のため、町民の皆様方のより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり多大なるご尽力をいただきました「嘉手納町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」の委員の皆様をはじめアンケート等によりご協力をいただきました町民の皆様、各自治会、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月  
嘉手納町長 當山 宏



## はじめに



第3次嘉手納町地域福祉推進計画の策定にあたり、町民の皆さまをはじめ、関係機関・団体の皆さまのご理解とご協力に深く感謝申し上げます。

嘉手納町では、平成27年度に第1次計画を策定して以来、「地域で支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域住民、行政、関係機関が一体となった取組みを推進してまいりました。第3次計画では、これまでの成果と課題を踏まえ、より一層多様化・複雑化する地域課題に対応するため、「地域共生社会」の実現を見据えた支援体制の整備と、町民一人ひとりの主体的な関わりを重視した仕組みづくりを進めてまいります。

特に、町の高齢化が進む中、認知症やひとり暮らし高齢者の増加、8050問題、子どもの貧困など、多様な生活課題が顕在化しています。これらの課題に対しては、公的支援のみならず、地域に根差したつながりや支え合いが不可欠です。町民の皆さま一人ひとりが「地域をつくる担い手」として、気軽に参加できる仕組みや活動の場を整えることが、今後の地域福祉を支える大きな力になります。

また、今回の計画では、多様な生きづらさを抱える方々への支援体制の強化にも取り組みます。福祉は特別なものではなく、誰もが日々の暮らしの中で支え、支えられる関係性の中にあるものです。

この計画を通じて、すべての町民が安心して暮らせる地域づくりをともに進めていくため、今後とも町民の皆さま、そして関係団体・機関の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人 嘉手納町社会福祉協議会

会長 上地 安重



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	1
(1) 計画策定の背景と目的 .....	1
(2) 計画の位置づけ .....	2
(3) 計画の期間 .....	2
(4) 計画策定の体制 .....	4
(5) 計画見直しのポイント .....	5
(6) 成年後見制度利用促進基本計画として盛り込むことが望ましい内容 .....	7
<b>第2章 嘉手納町の地域福祉を取り巻く状況</b> .....	9
(1) 基礎データからみる本町の状況 .....	9
(2) 町民アンケートからみる本町の状況 .....	22
(3) 団体ヒアリングからみる本町の状況 .....	26
(4) 現計画の点検・評価結果 .....	45
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	53
(1) 基本理念 .....	53
(2) 基本方針 .....	54
(3) 施策体系 .....	55
(4) 成果指標 .....	56
(5) 福祉圏域 .....	58
<b>第4章 行政・町社協の具体的な取組み</b> .....	61
基本方針1. 気軽に助け合える地域社会の実現 .....	61
基本方針2. 地域に根差した包括的な支援体制の確立 .....	68
基本方針3. 安心して暮らしつづけられる地域環境の実現 .....	81
<b>第5章 嘉手納町成年後見制度利用促進基本計画</b> .....	87
1. 総合的な権利擁護支援策の充実 .....	87
2. 尊厳のある本人らしい生活の継続支援 .....	89
3. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 .....	90
<b>第6章 計画の進捗管理・評価体制</b> .....	94
(1) 町民参画による評価体制 .....	94
(2) 進捗管理・評価の方法 .....	94
<b>資料編</b> .....	95
1. 計画策定の経緯 .....	95
2. 嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置条例 .....	96



# 第1章 計画策定にあたって

## （1）計画策定の背景と目的

近年、少子高齢社会の進展や生活スタイルの多様化に伴い、本町でもひとり暮らし世帯、夫婦のみの世帯などが増加しています。本町は相互扶助の意識が高い地域ですが、就業環境の変化や共働き世帯の増加により、地域や隣近所の人々とのつながりが薄れ、地域コミュニティが以前とは異なってきている様子が見られます。

また、人生100年時代と言われる現代において、誰もが安心して豊かに生活できることが望まれています。しかし、社会環境の変化に伴い、引きこもりやニート、子どもの貧困、自殺者の増加、8050問題など、多様な生活課題が顕在化しています。従来の公的福祉サービスだけでは、これらの課題に十分に対応することが難しい状況です。

このような状況を踏まえ、本町では町民や地域のさまざまな主体が協力して生活課題を発見し、適切な支援につなげる仕組みを構築することが求められています。本町ではこれまで、行政区を単位として関係機関と連携し、自治会活動が行われてきたほか、「見守り隊」など地域独自の支え合い活動も実践されています。これらの活動をさらに活性化させるためには、町民一人ひとりが「自分たちの地域への関心」や「支え合いの心」をより深めることが重要です。

本町は、2015（平成27）年度から第1次地域福祉推進計画を通じて、町民が地域への関心を高め、安心して暮らせる地域づくりを進めてきました。その後、2020（令和2）年度からは第2次地域福祉推進計画に基づき、町民が生活課題を「自分ごと」として捉え、地域に参加する機会を増やすことを目指して取り組んできました。

これまでに培われてきた町民相互の支え合いや地域のつながりを基盤として、本町は誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の実現を目指しています。地域全体で支え合い、孤立を防ぐ共生社会を実現させるため、今後も地域の実情に応じた支え合い活動を充実させていきます。その取組みを具体化するため、第3次地域福祉推進計画を策定します。

なお、必要とされる福祉的支援が届かないことが再犯につながるという指摘もあることから、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会づくりを進めるためにも、生きづらさを抱えて罪を犯した人の更生を図るため、嘉手納町再犯防止推進計画を第3次地域福祉推進計画に包含します。

また、本町では、2023（令和5）年3月時点で65歳以上の人口が3,297人、高齢化率が25.3%に達しています。2018（平成30）年以降の5年間で、高齢者数及び高齢化率は増加傾向にあります。このような状況において、今後もひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想され、成年後見制度の重要性が一層高まると考えられます。

認知症や知的障害、その他の精神的な障害などにより判断能力が不十分な場合でも、住民が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう支援する成年後見制度は重要です。制度の利用を促進し、そのための体制を整備することを目的として、嘉手納町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、第3次地域福祉推進計画に包含します。

## （2）計画の位置づけ

地域福祉推進計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に基づく、「市町村地域福祉計画」です。本計画は、町民や多様な主体との連携・協働により、地域の生活課題や福祉ニーズに柔軟に対応する「支え合い（共助）」の仕組みを構築するための指針となります。

嘉手納町再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）第 8 条第 1 項に基づき、地方再犯防止推進計画における具体的な取組内容を定めたものです。

嘉手納町成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する、市町村における基本的な計画です。

また、本計画は「第 5 次嘉手納町総合計画」を上位計画とし、対象者別の福祉関連計画や健康づくり計画、その他関連計画との整合性を保ちながら策定されています。

さらに、本計画の実効性を高めるため、嘉手納町社会福祉協議会（以下、町社協）が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉の向上に関する取組みを推進します。「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、町民の主体的な活動と、地域福祉を支えるさまざまな担い手が連携・協働する仕組みを構築することを目的としています。これらの計画を通じて、地域の生活課題を解決し、すべての町民が安心して暮らせる地域を目指します。

### ■地域福祉計画と地域福祉活動計画の特徴

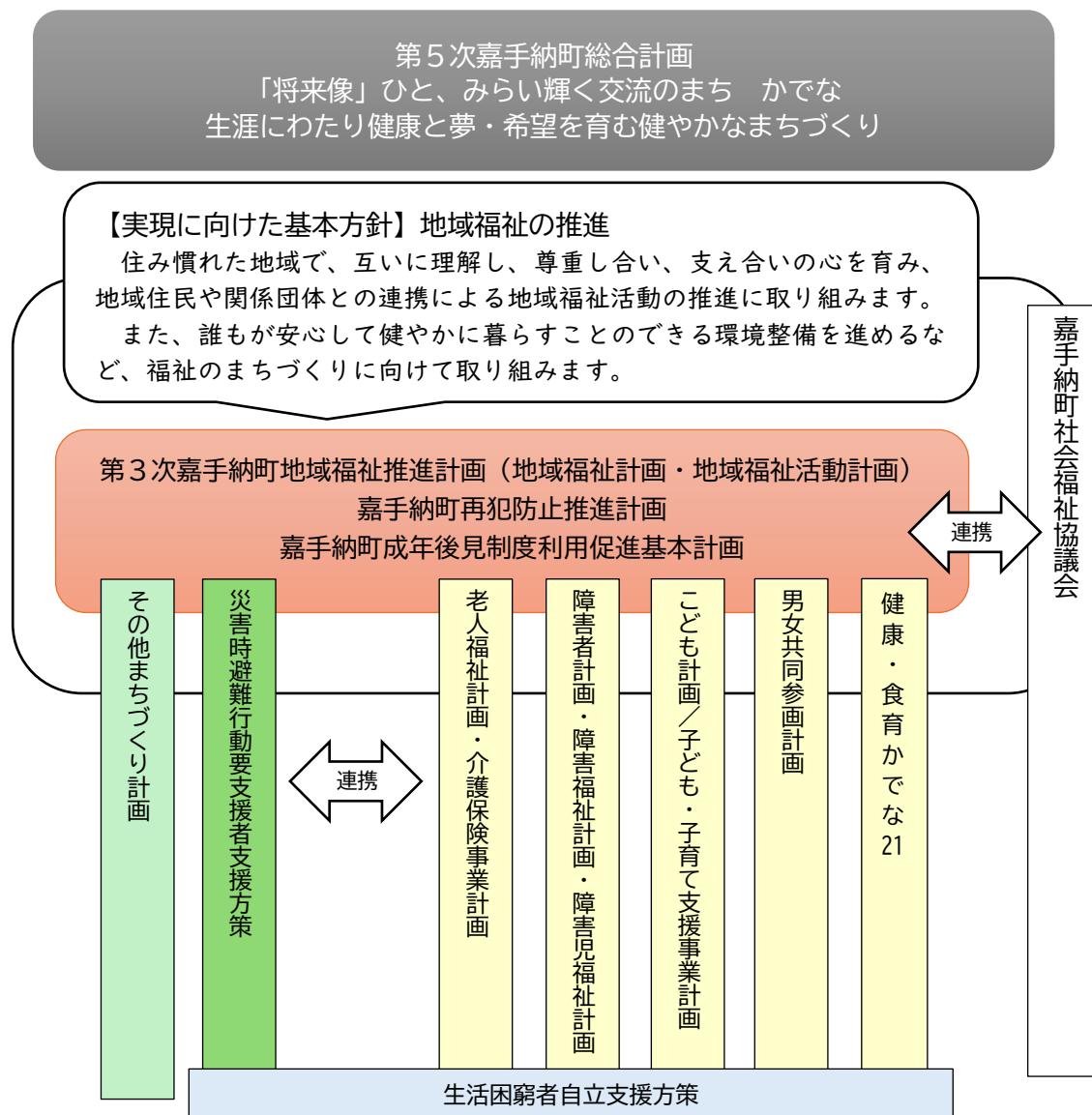
地域福祉計画	町民自らが地域の生活課題を発見・把握し、町民が主体となる福祉活動を通じて課題を解決していく、体制づくりの指針を示す行政計画です。地域全体で支え合う仕組みを構築し、安心して暮らせる環境を目指すための基本方針を定めます。
地域福祉活動計画	町民同士のつながりや地域の多様な社会資源（自治会、ボランティア団体、福祉施設など）との連携を強化し、地域課題の解決に向けた具体的な取組みを示す、社会福祉協議会の行動計画です。実践的で具体的な活動内容を明確にし、町民と多様な主体との協力を推進します。

## （3）計画の期間

2025（令和 7）年度を初年度とし、2029（令和 11）年度を目標年度とする 5 年間の計画とします。また、老人福祉計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、こども計画／子ども・子育て支援事業計画、健康・食育かでな 21 等個別計画の基本的な方向性と整合性を保つものとします。

また、社会情勢や地域実情等の変化に伴い、計画内容の変更に必要が生じた場合は適宜見直しを行うものとします。

■上位・関連計画と本計画の位置づけ

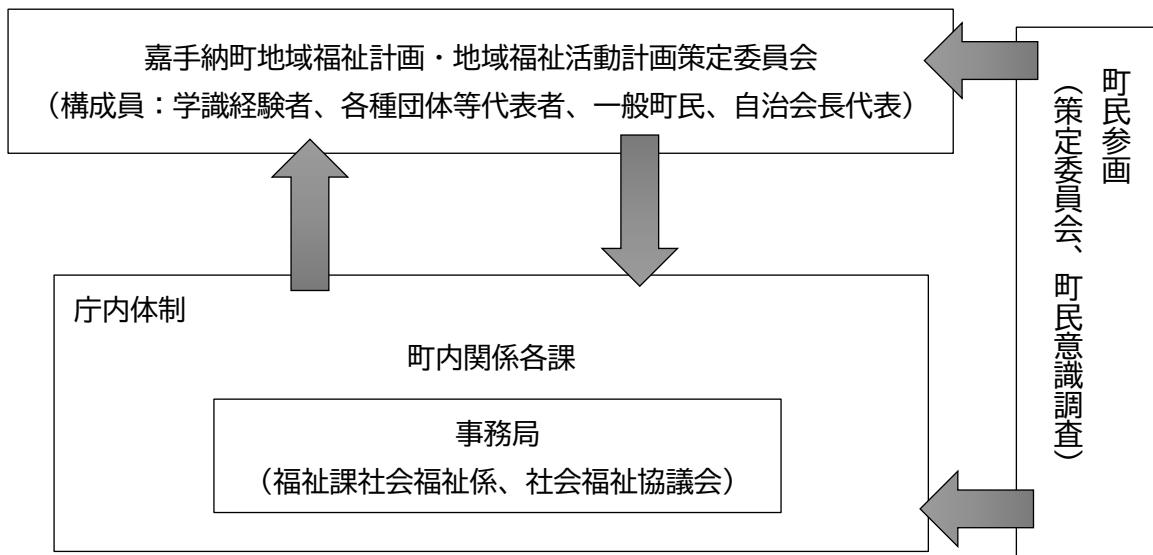


■上位・関連計画と本計画の計画期間

	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度	2030(令和12)年度
第5次嘉手納町総合計画			→			
<b>第3次地域福祉推進計画 嘉手納町再犯防止推進計画 嘉手納町成年後見制度利用促進基本計画</b>						
嘉手納町老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）		→				
嘉手納町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画		→				
嘉手納町こども計画／子ども・子育て支援事業計画				→		
健康・食育かでな 21					→	

## (4) 計画策定の体制

学識経験者、地域や福祉の関係団体、サービス提供事業者の代表等で構成する嘉手納町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画の方向性や具体施策の内容、実施すべき事業及び基本目標等に関する意見交換や協議を踏まえて、計画を策定しました。



## （5）計画見直しのポイント

2018（平成30）年度から、改正社会福祉法に基づき、市町村は「包括的な支援体制」を整備することが努力義務となりました。また、地域共生社会の実現を図るため、2020（令和2）年にも社会福祉法等が改正されました。以下に、本計画の策定根拠となっている社会福祉法の改正内容を抜粋します。

### ■2017（平成29）年の社会福祉法改正における地域福祉に関する事項

- ・地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること。（社会福祉法第4条関係）
- ・市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとすること。（社会福祉法第106条の3関係）
- ・市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めることとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること。（社会福祉法第107条及び第108条関係）

出典：厚生労働省「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）

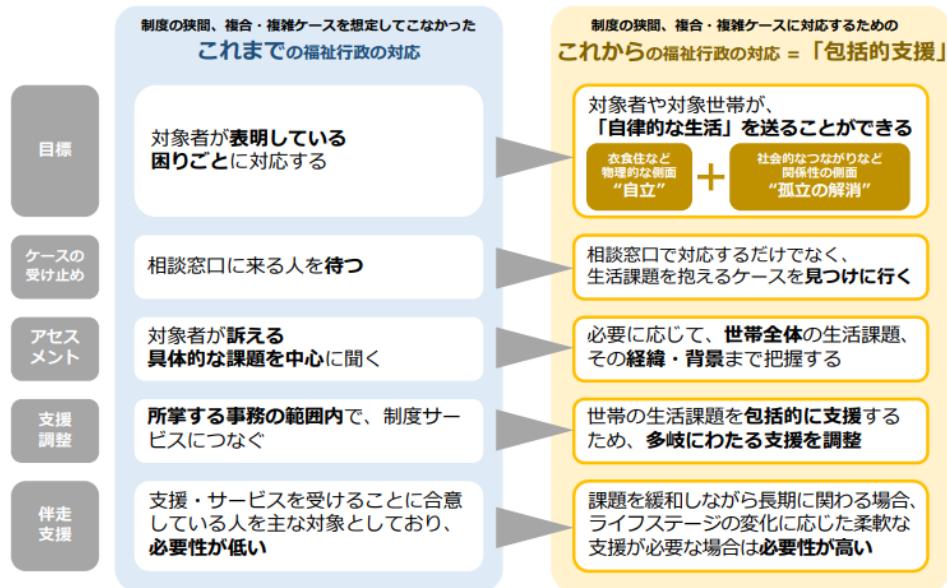
### ■2020（令和2）年の社会福祉法改正における地域福祉に関する事項

- ・地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないこと。（第4条第1項関係）
- ・国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないこと。（第6条第2項関係）
- ・市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法（以下「各法」という。）に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができること。（第106条の4関係）
- ・市町村地域福祉計画において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努めるものとすること。（第107条第1項関係）

出典：厚生労働省「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）

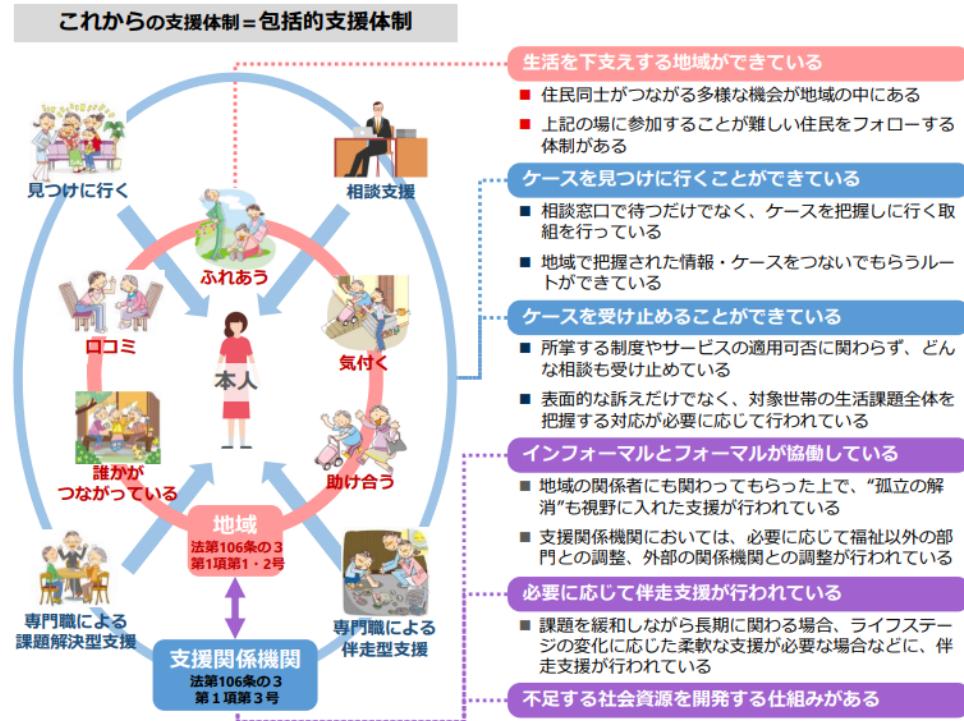
「包括的な支援体制」の整備とは、行政職員だけでなく民間の支援者・団体や地域の人々が協働して、地域で困りごとを抱えている人や世帯の生活を支援する体制をつくることです。従来のように困りごとに対して個別に、または個人個人で対応するのではなく、困りごとの背景にある困難や孤立にも目を向けて、多くの人が一緒にになって考えたり行動したりしながら支援するための“仕組みづくり”です。

#### ＜福祉行政のこれまでとこれから求められる「包括的支援」＞



出典：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「重層的支援体制整備事業を検討することになった人、始めてみたけどなんだかうまくいかない人にむけたガイドブック」令和5年3月

#### ＜「包括的な支援体制」の姿＞



出典：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック」令和6年3月

## （6）成年後見制度利用促進基本計画として盛り込むことが望ましい内容

### 1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備の方針

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。「中核機関」、「チーム」、「協議会」で構成されます。

この仕組みは「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を担います。また、保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、司法も含めた連携の仕組みです。

### 2) 地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能の整備方針

中核機関は、専門職による助言等の支援を得たり協議会事務局を開催したりするなど、地域連携ネットワークの「つなぎ役（コーディネート）」を担います。中核機関は、地域の状況に合わせて市町村が設置・運営するものとされています。具体的には、「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」といった既存の取組みを活用しながら、市町村が責任を持って整備します（市町村が直営または委託）。

中核機関の役割として、法律や福祉の専門知識を活用した相談・支援対応、地域の専門職や関係者との信頼関係構築・協力体制の強化、地域の状況に応じた連携・支援の仕組みの段階的整備が求められています。

中核機関が担当する業務は一つの機関ですべて担う必要はなく、地域の実情に応じて調整されます。他の関係団体と分担することで、柔軟な体制を整えることが可能です。

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能として、以下が示されています。市町村計画では、これらの機能の段階的・計画的な整備の方針を盛り込むことになります。

#### 【地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能】

- ①広報機能
- ②相談機能
- ③成年後見制度利用促進機能
  - (a) 受任者調整（マッチング）等の支援
  - (b) 担い手の育成・活動の促進（市民後見人や法人貢献の担い手などの育成・支援）
  - (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④後見人支援機能

地域連携ネットワークの3つの役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・権利擁護支援の必要な人の発見・支援</li><li>・早期の段階からの相談・対応体制の整備</li><li>・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用する支援体制の構築</li></ul>
中核機関の4つの機能（+副次的効果）	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報機能</li><li>・相談機能</li><li>・成年後見制度利用促進機能</li><li>・後見人支援機能</li><li>（・不正防止効果）</li></ul>

国の基本計画では、中核機関において優先的に整備すべき機能として、広報機能と相談機能を挙げています。成年後見制度の特長や留意点をわかりやすく広報、説明すること、成年後見制度を含む権利擁護支援の相談をどこが受けているのか、窓口を分かりやすく明示することが求められています。

### 3) 「チーム」・「協議会」の具体化の方針

権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」とは、地域で協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を確認しながら、必要な対応を行う仕組みです。

後見等開始前においては、地域の中で、支援が必要な人を発見し、適切な支援を受けられるようにする（本人と社会とのつながりを取り戻す）機能を果たします。後見等開始後においては、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思を尊重しながら対応する役割を果たします。

国の基本計画では、必要に応じて、法律・福祉の専門職が支援に参画することや、介護保険や障害福祉サービス等の仕組み（担当者会議等）を活用することが想定されています。

また、「協議会」とは、後見等開始の前後を問わず「チーム」を支えるために、地域の専門家や関係機関が協力する体制づくりを進める場です。中核機関がその事務局機能を担います。

#### 【協議会の役割】

##### 1) 地域課題の検討・調整・解決

- ・チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること
- ・困難ケースに対処するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること
- ・多職種間での更なる連携強化を進めること

##### 2) 成年後見制度を含む地域の権利擁護に関して家庭裁判所との情報交換・調整

協議会は、必ずしも一つの会議体である必要はありません。既存の仕組み（地域ケア推進会議や自立支援協議会など）を活用することができます。それぞれの機能を拡充したり、複数の会議体を活用したりすることによって、効果的に成果を発揮できます。

なお、成年後見制度の適切な運用には、家庭裁判所との関わりが欠かせません。地域ネットワークが家庭裁判所と連携しながら、支援を進めていくことが大切です。

### 4) 成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方

成年後見制度利用支援事業等の助成制度について、成年後見制度利用促進基本計画において利用方法等について示すことが求められます。

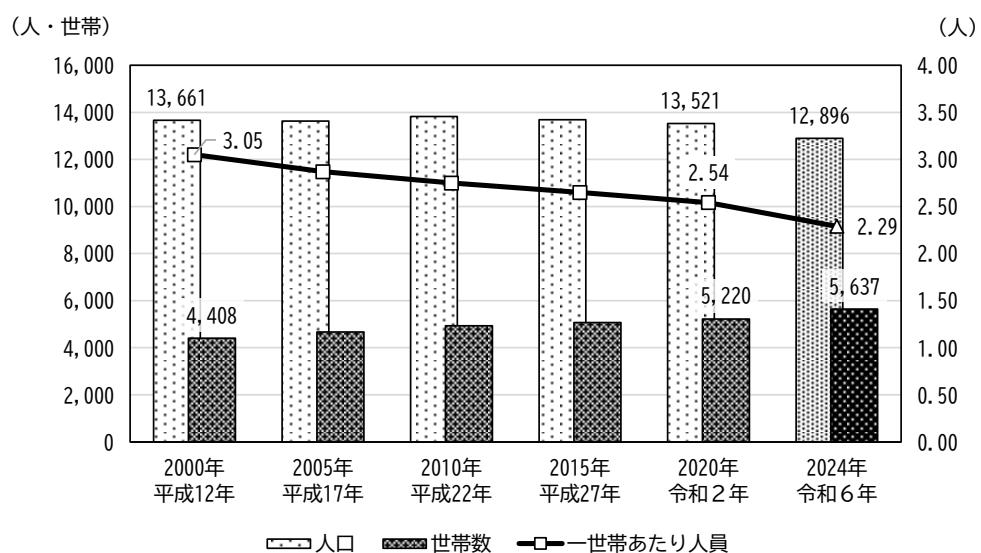
## 第2章 嘉手納町の地域福祉を取り巻く状況

### (1) 基礎データからみる本町の状況

#### 1) 総人口と世帯数の推移

- ・国勢調査によると 2020 (令和 2) 年時点、本町の人口は 13,521 人、世帯数は 5,220 世帯となっています。また、住民基本台帳によると 2024 (令和 6) 9 月末現在、本町の人口は 12,896 人、世帯数は 5,637 世帯となっています。
- ・2000 (平成 12) 年以降の推移はおおむね横ばいであるものの、世帯数がやや増加しており、一世帯当たり人員が減少しています。

■図 人口・世帯数の推移（国勢調査及び住民基本台帳）



出典：総務省統計局「国勢調査結果」(2000 年～2020 年)  
嘉手納町「住民基本台帳」(2024 年)

■表 人口・世帯数の推移（国勢調査及び住民基本台帳）

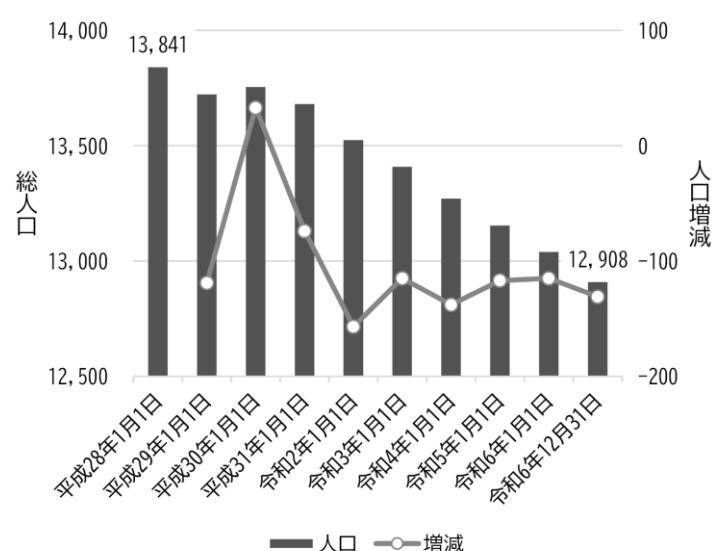
	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2024年 令和6年
<b>人口</b>	13,661	13,629	13,827	13,685	13,521	12,896
人口増減数	—	-32	198	-142	-164	—
人口増減率 (%)	—	-0.20	1.45	-1.03	-1.20	—
<b>世帯総数</b>	4,408	4,667	4,937	5,069	5,220	5,637
世帯増減数	—	259	270	132	151	—
世帯増減率 (%)	—	5.88	5.79	2.67	2.98	—
<b>一世帯あたり人員</b>	3.05	2.87	2.75	2.65	2.54	2.29

出典：総務省統計局「国勢調査結果」(2000 年～2020 年)  
嘉手納町「住民基本台帳」(2024 年)

## 2) 人口増減の推移

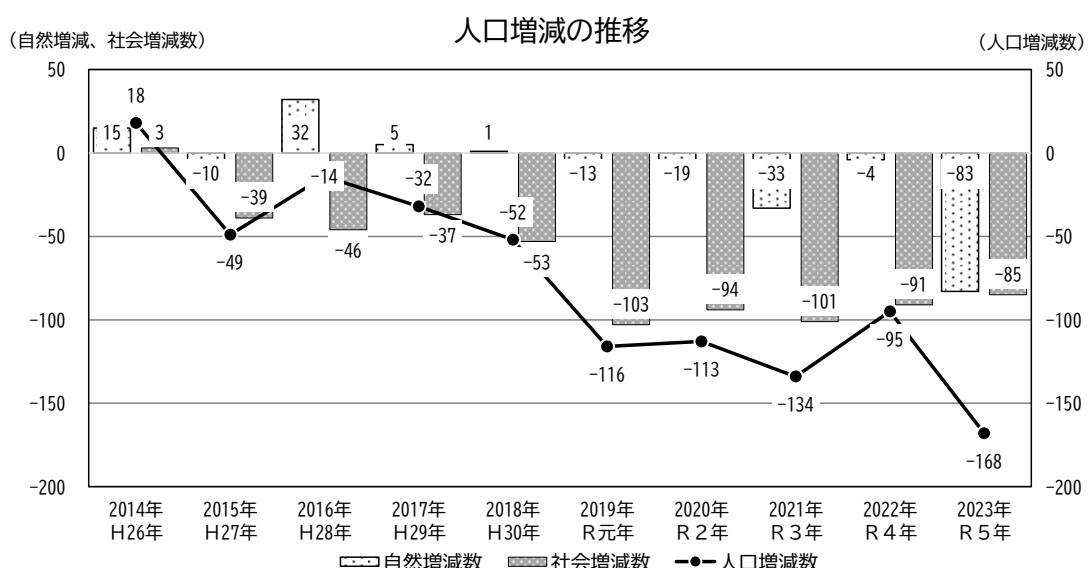
- ・住民基本台帳をもとに各年1月1日現在の人口推移をみると、2019（平成31）年以降人口減少が続いています。さらに、2020（令和2）年以降は前年に比べて毎年100人以上減少しています。2024（令和6）年12月末には12,908人と1.3万人を初めて下回りました。
- ・人口の自然増減及び社会増減についてみると、嘉手納町では2014（平成26）年に自然増・社会増でしたが、翌年以降は社会減の影響により人口の減少が続いています。特に2019（令和元）年以降は社会減が大幅に増えています。また、2023（令和5）年は自然減の影響も大きく、過去10年で最も人口が減っています。

■図 人口の推移（住民基本台帳）



出典：沖縄県「住民基本台帳年齢別人口」、嘉手納町「住民基本台帳」

■図 人口増減の推移



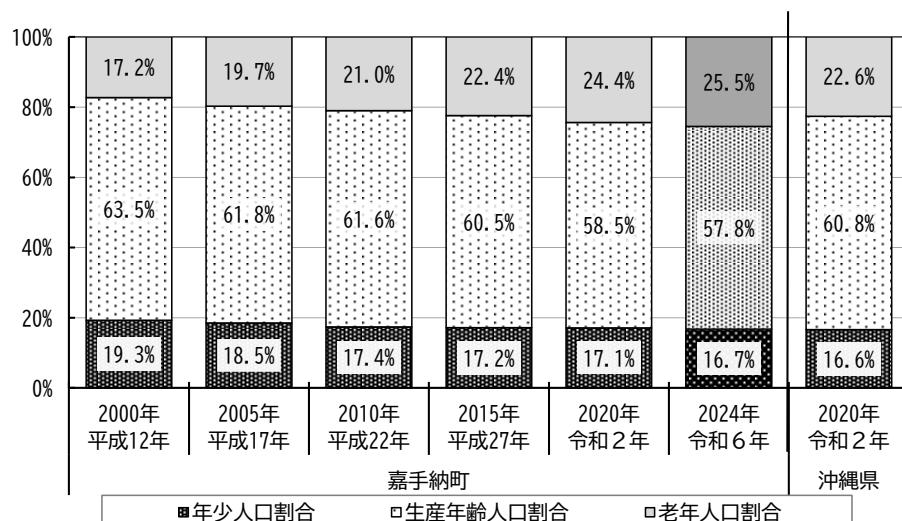
※基準年の前年10月～基準年9月までの人口移動（2023年の場合、2022年10月～2023年9月までの人口移動）

出典：沖縄県「人口移動報告年報」

### 3) 年齢3階層別人口

- ・国勢調査に基づき年齢3階層別人口をみると、2020(令和2)年の本町の年少人口(15歳未満)は17.1%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が58.5%、老人人口(65歳以上)が24.4%となっています。また、住民基本台帳によると2024(令和6)9月末現在、老人人口は25.5%となっています。2000(平成12)年から2020(令和2)年の20年間で、老人人口の割合(高齢化率)は約7ポイント増加しています。
- ・一方で、現在の福祉の担い手である生産年齢人口は減少、将来の担い手である年少人口の割合も微減で推移しており、増加する福祉のニーズに対して担い手が不足することが懸念されます。

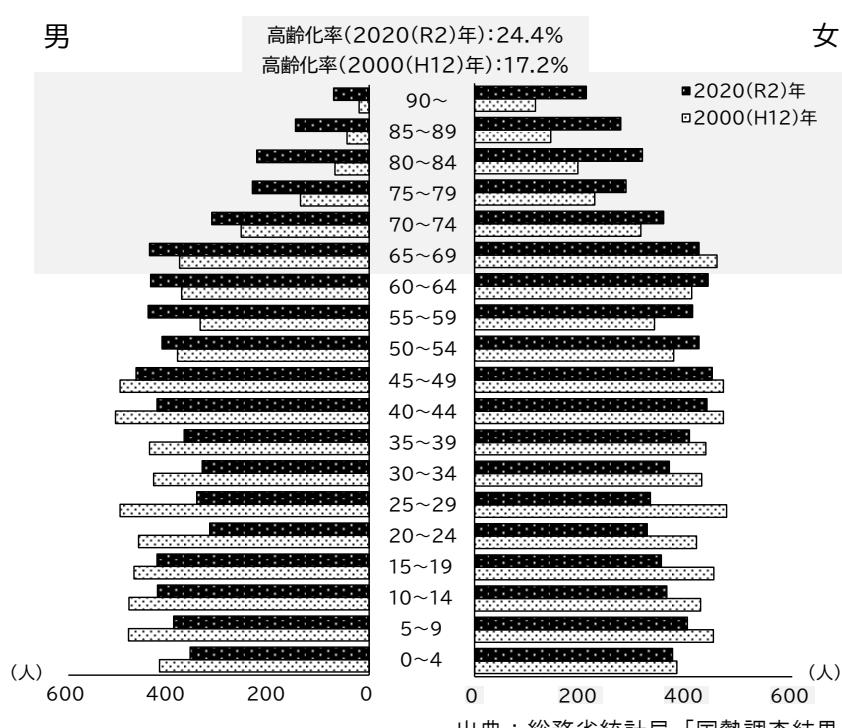
■図 年齢3階層別人口の推移



※2000～2010年の割合は、人口総数から年齢不詳を除いて算出。2015年、2020年の割合は不詳補完を用いた。2024年は住民基本台帳から算出。

出典：総務省統計局「国勢調査結果」、嘉手納町「住民基本台帳」

■図 5歳階級別男女別人口の推移

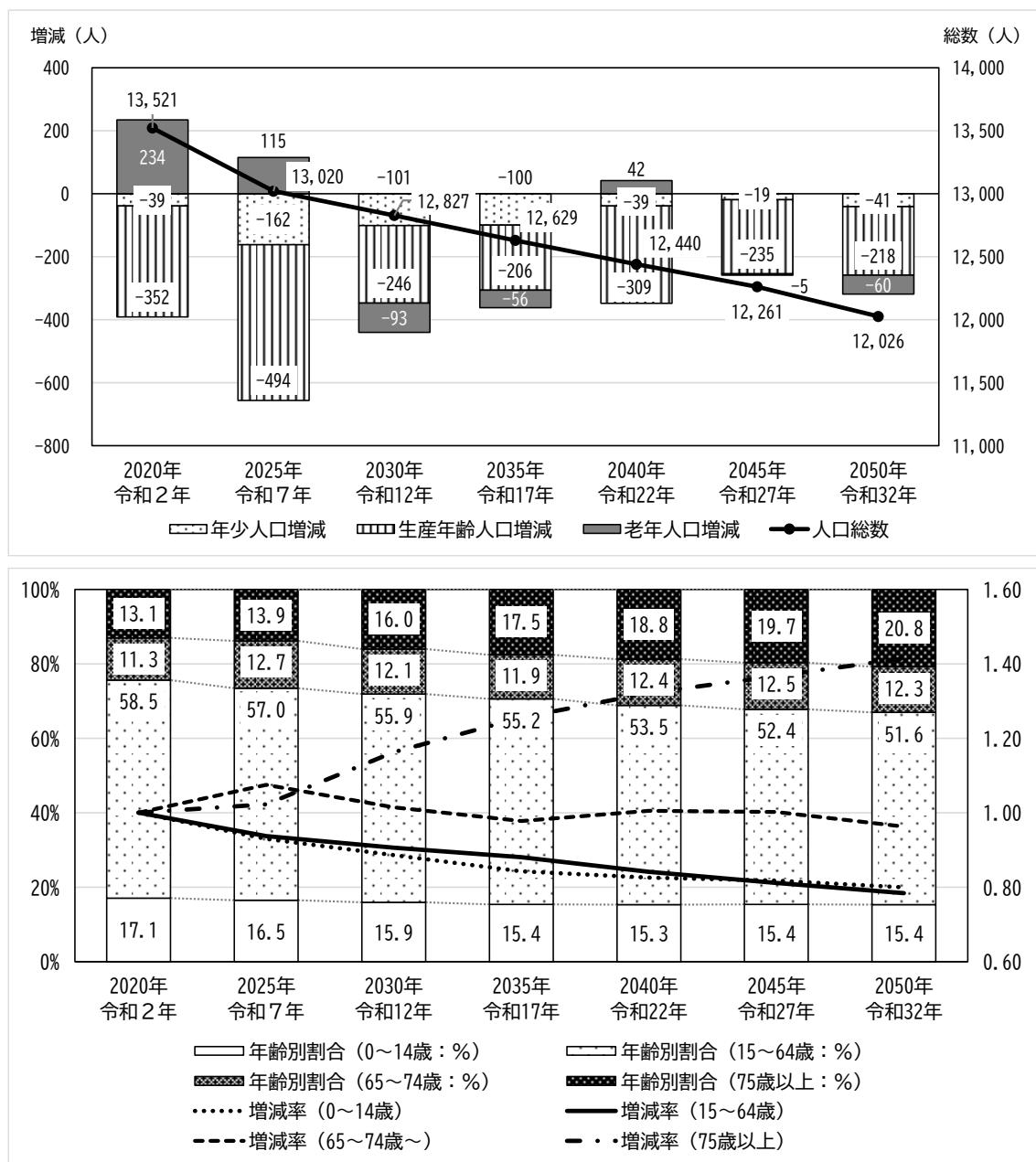


出典：総務省統計局「国勢調査結果」

#### 4) 人口推計

- ・国立社会保障・人口問題研究所が、2020（令和2）年の国勢調査結果をもとに推計した本町の将来人口をみると、2025（令和7）年以降も一貫して減少する見通しとなっています。年齢階層別にみると、生産年齢人口で減少幅が大きく、年少人口では2025（令和7）年から2035（令和17）年まで減少幅が大きいものの、2040（令和22）年以降は減少幅が縮小しています。
- ・年齢階層別の割合をみると、2025（令和7）年で高齢化率は26.6%、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和2040（令和22）年には高齢化率が31.2%に達する推計となっています。

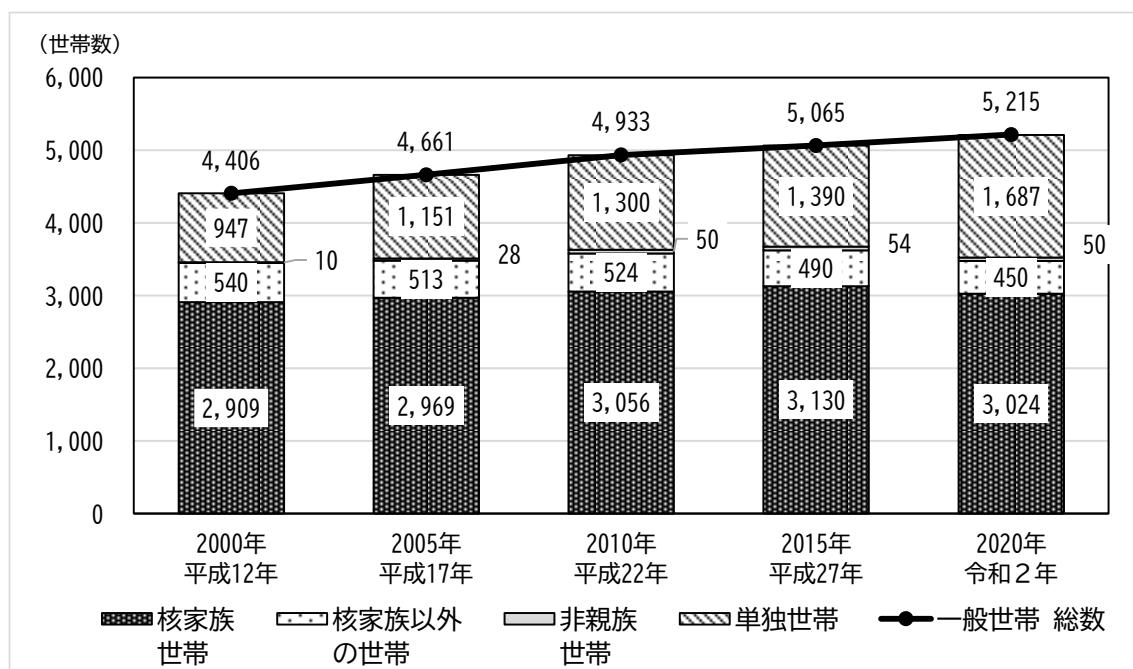
■図 将来推計人口および年齢階層割合



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」をもとに作成

## 5) 世帯の家族類型

- ・世帯の家族類型をみると、2020（令和2）年時点、核家族世帯が3,024世帯で全体の58.0%、単独世帯が1,687世帯（32.3%）となっています。核家族世帯や核家族以外の世帯、非親族世帯はほぼ横ばいで推移しているのに対し、単身世帯は20年前に比べて約1.8倍と大きく増加しています。
- ・核家族世帯についてみると、「夫婦と子供から成る世帯」が減少傾向にあり、2020（令和2）年には核家族世帯の約5割にとどまっています。さらに、「母親と子供から成る世帯」については、「夫婦のみ世帯」の割合を上回っていることに加え、近年は24%台に上っています。
- ・単身世帯やひとり親世帯の増加、世帯規模の縮小が進んでいることがうかがえることから、今後、家族間による支え合いが困難になり、支援を求める人々が増加することが想定されます。



### ■核家族世帯の家族類型の推移

単位: 世帯、%

	核家族世帯数	割合				
		夫婦のみ	夫婦と子供	男親と子供	女親と子供	
2000年 平成12年	2,909	545	1,705	101	558	18.7 58.6 3.5 19.2
2005年 平成17年	2,969	557	1,640	130	642	18.8 55.2 4.4 21.6
2010年 平成22年	3,056	638	1,594	136	688	20.9 52.2 4.5 22.5
2015年 平成27年	3,130	630	1,585	158	757	20.1 50.6 5.0 24.2
2020年 令和2年	3,024	625	1,521	130	748	20.7 50.3 4.3 24.7

出典: 総務省統計局「国勢調査結果」

- ・20歳未満世帯員のいる核家族世帯に占める母子及び父子世帯の推移をみると、母子世帯はやや増加、父子世帯はほぼ横ばいとなっています。
- ・なお、本町における2020（令和2）年の母子世帯の割合（13.1%）は、中頭郡や沖縄県と比べて約4ポイント高くなっています。

	世帯数			割合		
	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 令和2年
20歳未満世帯員のいる核家族世帯	1,384	1,388	1,315	100.0%	100.0%	100.0%
母子世帯	151	188	172	10.9%	13.5%	13.1%
父子世帯	24	28	20	1.7%	2.0%	1.5%

※母子（父子）世帯：未婚、死別又は離別の女親（男親）と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯。

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

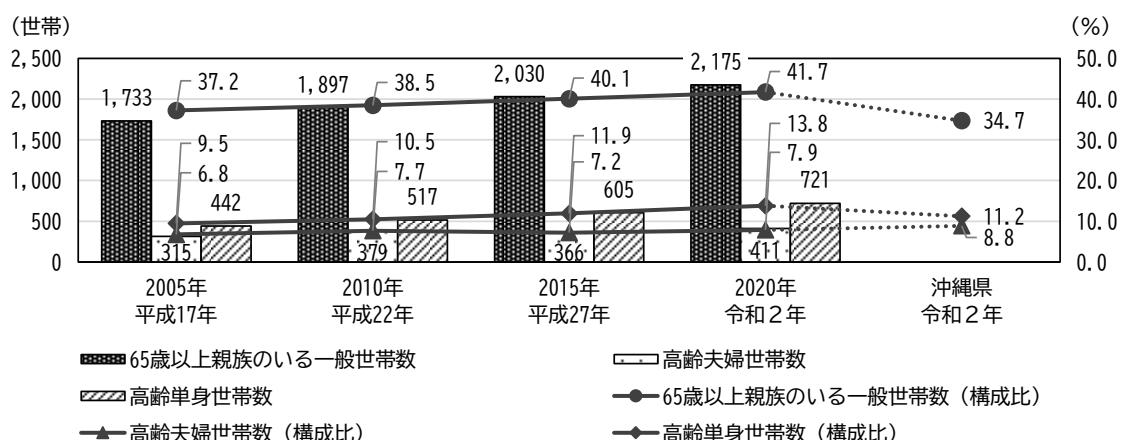
	嘉手納町	中頭郡	沖縄県	全国
20歳未満世帯員のいる核家族世帯	1,315	15,688	143,841	10,124,964
母子世帯数	172	1,482	13,575	646,809
母子世帯の割合	13.1%	9.4%	9.4%	6.4%
父子世帯数	20	185	1,651	74,481
父子世帯の割合	1.5%	1.2%	1.1%	0.7%

出典：総務省統計局「令和2年国勢調査結果」

## 6) 高齢者世帯

- ・高齢者のいる世帯は年々増加しており、2020（令和2）年時点で全世帯の41.7%を占めています。なお、高齢単身世帯は全世帯の13.8%、高齢夫婦は7.9%となっており、約5世帯に1世帯は高齢者の一人暮らし、または高齢の夫婦で暮らしている状況です。高齢単身世帯や高齢夫婦世帯に何か異変があった場合に、周りが気づける見守り体制の必要性がますます高まることが想定されます。

■表 高齢世帯（構成比）の推移



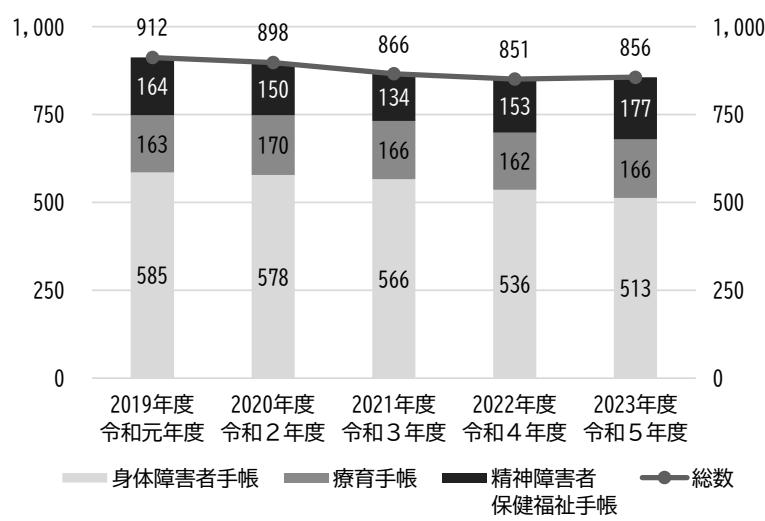
出典：総務省統計局「国勢調査結果」

※「高齢夫婦」は夫または妻のいずれかが65歳以上の夫婦を含む

## 7) 障害者手帳の交付状況

- ・障害者手帳交付状況の推移をみると、2019（令和元）年度に912件交付されていましたが、2023（令和5）年度には856件と、この間減少傾向にあります。交付の内訳をみると、身体障害者手帳が減少傾向、療育手帳が横ばい、精神障害者保健福祉手帳が減少傾向から増加に転じています。

■図 障害者手帳交付状況の推移（各年度末）

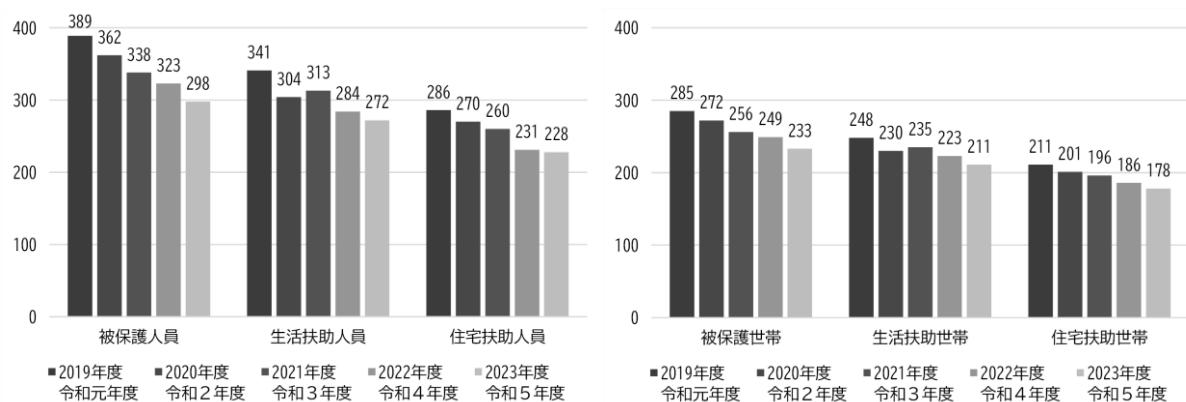


出典：福祉課（障害福祉係）

## 8) 生活保護の状況

- ・町内の生活保護の推移をみると、2023（令和5）年度に被保護人員は298人、被保護世帯は233世帯となっており、2019（令和元）年度から減少傾向となっています。そのうち生活扶助を受けている人員・世帯はともに2021（令和3）年度に増加しましたが、それ以外の年度では前年より減少しています。住宅扶助を受けている人員・世帯はともに2019（令和元）年度から減少傾向で推移しています。

■図 生活保護の推移（各年度末）

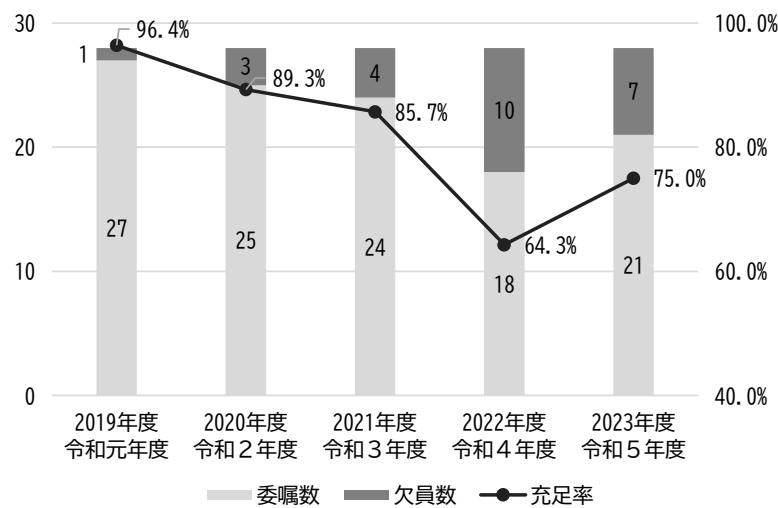


出典：福祉課（社会福祉係）

## 9) 民生委員・児童委員の推移

- ・民生委員・児童委員の委嘱状況をみると、2023（令和5）年度に定員28に対し委嘱数21、欠員数7、充足率75.0%となっており、2019（令和元）年度から減少傾向となっています。特に、前年の2022（令和4）年度に定員28に対し委嘱数18、欠員数10、充足率64.3%と過去5年間で最も少なくなっています。

■図 民生委員・児童委員の推移（各年度末）

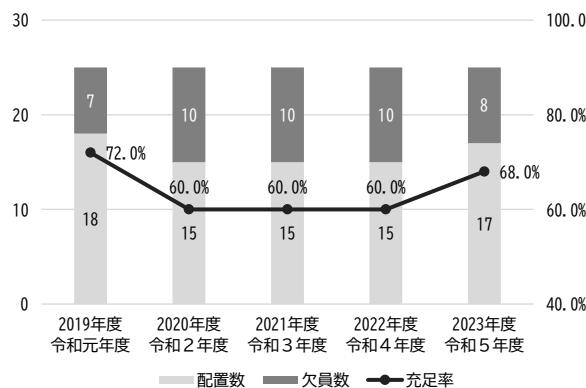


出典：福祉課（社会福祉係）

## 10) 母子保健推進員・食生活改善推進員の推移

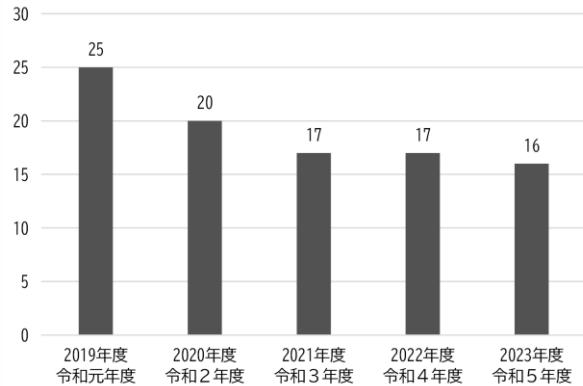
- ・母子保健推進員の配置状況をみると、2023（令和5）年度に定数25に対し配置17、欠員数8、充足率68.0%となっており、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度に比べると改善しています。
- ・食生活改善推進員の配置状況をみると、2019（令和元）年度には25人でしたが、2023（令和5）年度には16人と減少傾向にあります。

■図 母子保健推進員の推移（各年度末）



出典：子ども家庭課（母子保健係）

■図 食生活改善推進員の推移（各年度末）



出典：嘉手納町食生活改善推進協議会 総会資料

## 11) ボランティア登録の推移

- ・2019（令和元）年度まで、ボランティアの活動斡旋件数は10数件で推移し、活動斡旋人数が100人を超える年度もありました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が本格化した2020（令和2）年度には、ボランティアの活動斡旋件数・人数ともに0となっています。また、それまで毎年いた個人ボランティアの新規登録者数も0人でした。2021（令和3）年度以降、再び活動斡旋が行われているものの、コロナ禍以前の水準には戻っていません。

■図 ボランティア登録の推移（各年度末）

	活動斡旋件数 (件)	活動斡旋人数 (人)	登録団体数 (団体)	個人ボランティア 新規登録者数 (人)
2014年度 平成26年度	17	132	22	5
2015年度 平成27年度	14	99	23	6
2016年度 平成28年度	16	82	25	2
2017年度 平成29年度	19	49	23	2
2018年度 平成30年度	14	100	25	7
2019年度 令和元年度	15	113	25	11
2020年度 令和2年度	0	0	24	0
2021年度 令和3年度	1	24	23	1
2022年度 令和4年度	16	37	27	0
2023年度 令和5年度	7	16	27	0

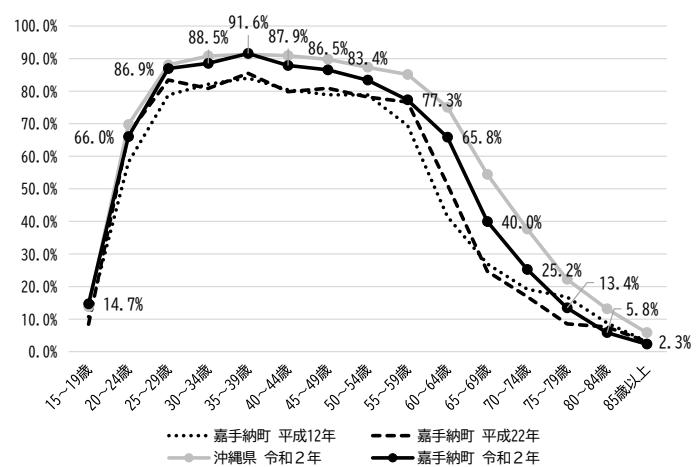
出典：嘉手納町社会福祉協議会

## 12) 就業率の推移

- ・近年は雇用されて働く女性の割合が増えたり、定年延長などによって働く高齢者の割合が増えたりしていることから、これまで地域活動の主な担い手となってきた層が地域に関わる時間をもてなくなっていることが考えられます。
- ・2020（令和2）年の国勢調査結果から就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）をみると、本町の男性の就業率は10年前と比べて特に60歳以上で大きく増加しています。また、本町の女性の就業率は全体的に大幅に増加しており、特に25歳～74歳間で約10～20ポイント上昇しています。

### ■ 男性の年齢別就業率の推移

年齢	嘉手納町					沖縄県
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
15～19歳	10.7%	11.8%	8.4%	12.3%	14.7%	13.8%
20～24歳	58.2%	58.3%	67.0%	61.1%	66.0%	69.7%
25～29歳	78.8%	72.2%	83.4%	83.2%	86.9%	88.1%
30～34歳	82.1%	75.6%	80.8%	92.3%	88.5%	90.8%
35～39歳	84.0%	78.2%	85.5%	89.0%	91.6%	91.3%
40～44歳	80.4%	75.8%	79.9%	85.0%	87.9%	90.9%
45～49歳	78.9%	77.5%	80.9%	82.9%	86.5%	89.8%
50～54歳	78.8%	75.7%	78.2%	79.4%	83.4%	87.3%
55～59歳	69.4%	71.4%	76.7%	75.4%	77.3%	85.1%
60～64歳	41.4%	45.0%	51.3%	54.5%	65.8%	75.0%
65～69歳	27.0%	22.8%	24.7%	35.8%	40.0%	54.4%
70～74歳	19.2%	15.3%	16.9%	20.8%	25.2%	37.7%
75～79歳	16.8%	12.4%	8.5%	7.9%	13.4%	22.2%
80～84歳	8.8%	7.8%	7.6%	4.7%	5.8%	13.1%
85歳以上	3.1%	2.8%	3.1%	6.3%	2.3%	5.8%
全体	58.6%	54.5%	56.5%	58.5%	60.3%	67.7%

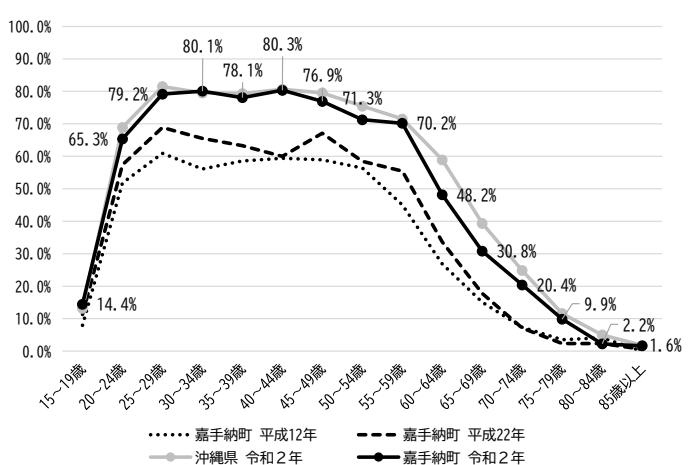


※平成27年及び令和2年の就業率は不詳補完による。それ以前の就業率は、15歳以上人口から「労働力状態不詳」を除いた人口で就業者数を除した数値。

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

### ■ 女性の年齢別就業率の推移

年齢	嘉手納町					沖縄県
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
15～19歳	8.0%	9.8%	11.3%	10.6%	14.4%	13.2%
20～24歳	51.8%	49.3%	57.4%	57.2%	65.3%	68.9%
25～29歳	60.9%	61.3%	68.9%	68.3%	79.2%	81.5%
30～34歳	56.1%	54.9%	65.5%	72.4%	80.1%	79.5%
35～39歳	58.6%	56.5%	63.2%	71.4%	78.1%	79.3%
40～44歳	59.4%	64.3%	60.0%	72.2%	80.3%	80.7%
45～49歳	58.9%	60.9%	67.1%	68.9%	76.9%	79.5%
50～54歳	56.4%	58.5%	58.5%	71.2%	71.3%	75.4%
55～59歳	45.0%	49.7%	55.4%	57.9%	70.2%	71.5%
60～64歳	26.8%	29.0%	33.6%	41.7%	48.2%	58.9%
65～69歳	15.1%	16.5%	17.8%	25.8%	30.8%	39.3%
70～74歳	7.3%	5.7%	7.1%	13.5%	20.4%	24.9%
75～79歳	3.5%	4.7%	2.3%	3.4%	9.9%	11.6%
80～84歳	4.1%	2.6%	2.3%	1.8%	2.2%	5.0%
85歳以上	-	-	0.6%	0.7%	1.6%	1.8%
全体	38.0%	37.9%	39.4%	44.1%	49.6%	54.9%



※平成27年及び令和2年の就業率は不詳補完による。それ以前の就業率は、15歳以上人口から「労働力状態不詳」を除いた人口で就業者数を除した数値。

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

### 13) 成年後見制度の利用状況

- ・嘉手納町の2024（令和6）年8月1日時点の成年後見制度利用者数は31人、そのうち「後見」が21人、「保佐」が8人、「補助」が2人となっています。利用者数は2021（令和3）年に比べて増加しています。この間、沖縄県では成年後見制度の利用者数が毎年100人程度増加しています。
- ・6カ年（2018～2023年度）における、成年後見制度等利用支援事業の利用実績は延べ30件となっています。また、成年後見制度の町長申立実績は高齢者延べ9件、障害者延べ1件、親族申立実績は高齢者延べ9件、障害者延べ2件となっています。

#### ■成年後見制度利用者数

	嘉手納町				沖縄県			
	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年	2024年 令和6年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年	2024年 令和6年
後見	21	20	24	21	2,656	2,735	2,795	2,851
補佐	4	5	8	8	324	350	374	396
補助	3	2	2	2	82	98	111	115
任意	0	0	0	0	5	6	10	12
計	28	27	34	31	3,067	3,189	3,290	3,375

※上記数値はあくまでも概算であり、司法統計に基づくものではない。

2024年は8月1日時点。沖縄県の2024年の合計と内訳が一致しないのは、データが1件未入力のため自動集計されないことによる。

出典：那霸家庭裁判所提供資料

#### ■嘉手納町の成年後見制度等利用支援事業の実績

	高齢者	利用実績内訳
2018（平成30）年度	4	後見4件
2019（令和元）年度	4	後見4件
2020（令和2）年度	3	後見3件
2021（令和3）年度	6	後見5件、保佐1件
2022（令和4）年度	6	後見4件、補助2件
2023（令和5）年度	7	後見6件、保佐1件
延べ件数	30	※障害者の利用実績ない

#### ■嘉手納町の成年後見制度の町長申立実績

	高齢者	障害者	申立実績内訳
2018（平成30）年度	0	0	
2019（令和元）年度	1	0	後見1件
2020（令和2）年度	1	0	後見1件
2021（令和3）年度	2	0	後見1件、保佐1件
2022（令和4）年度	3	1	高齢者：後見3件、障害者：後見1件
2023（令和5）年度	2	0	後見1件、保佐1件
延べ件数	9	1	

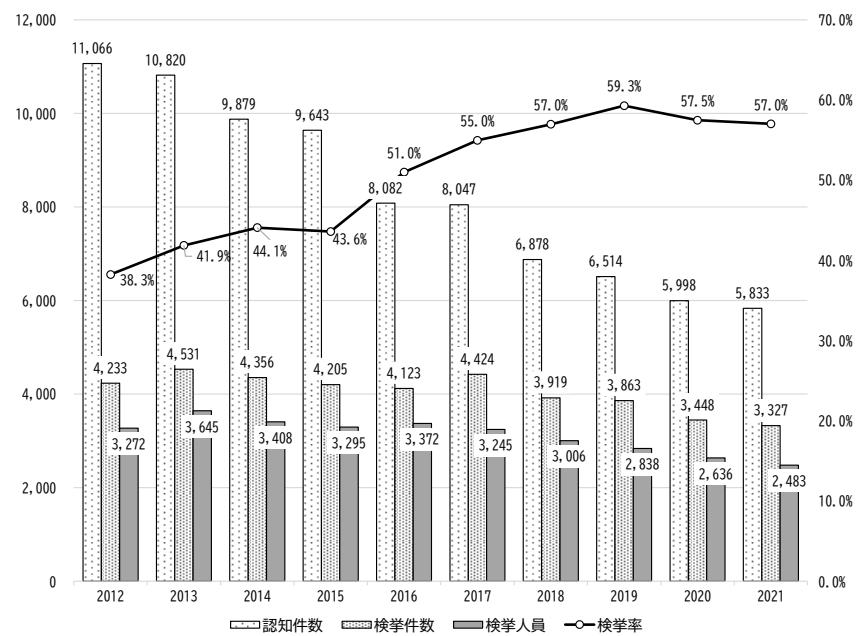
#### ■嘉手納町の成年後見制度の親族申立実績

	高齢者	障害者	申立実績内訳
2018（平成30）年度	1	0	
2019（令和元）年度	2	0	
2020（令和2）年度	4	0	
2021（令和3）年度	0	0	
2022（令和4）年度	1	2	高齢者：後見1件、障害者：保佐1件、補助1件
2023（令和5）年度	1	0	後見1件
延べ件数	9	2	

## 14) 刑法犯等に関する状況

- 沖縄県における2012（平成24）年から2021（令和3）年までの10年間の刑法犯総数の推移をみると、認知件数が一貫して減少しています。検挙率（認知件数に占める検挙件数の割合）は2015（平成27）年以降増加傾向にあり、近年は50%台後半で推移しています。

■沖縄県内の刑法犯総数

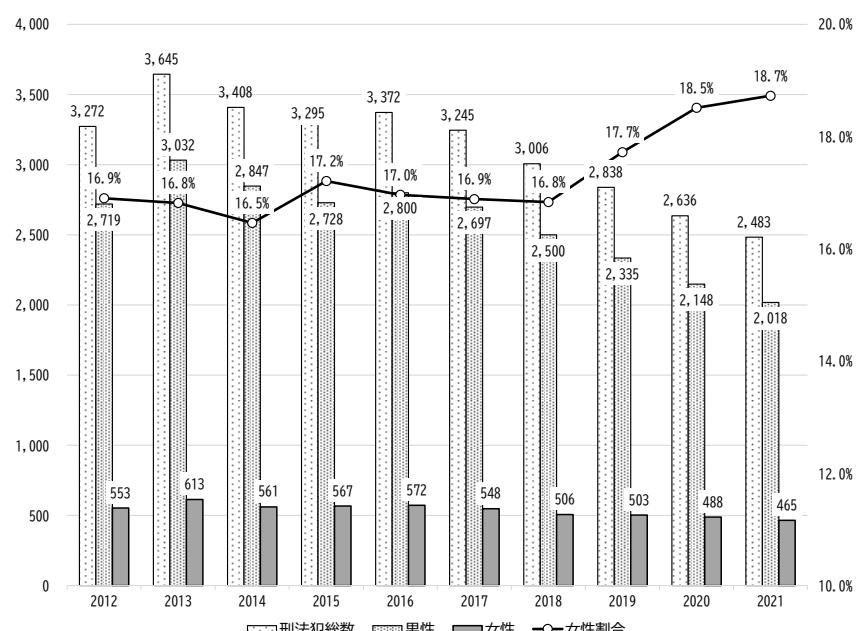


※検挙率は「検挙件数」 ÷ 「認知件数」

出典：沖縄県警察「犯罪統計資料 令和4年（確定値）」

- 刑法犯検挙人員の推移をみると、男女ともに2016（平成28）年から減少傾向となっています。なお、男性の減少幅のほうが女性の減少幅より大きいため、検挙人員に占める女性の割合が2018（平成30）年以降増加傾向となっています。

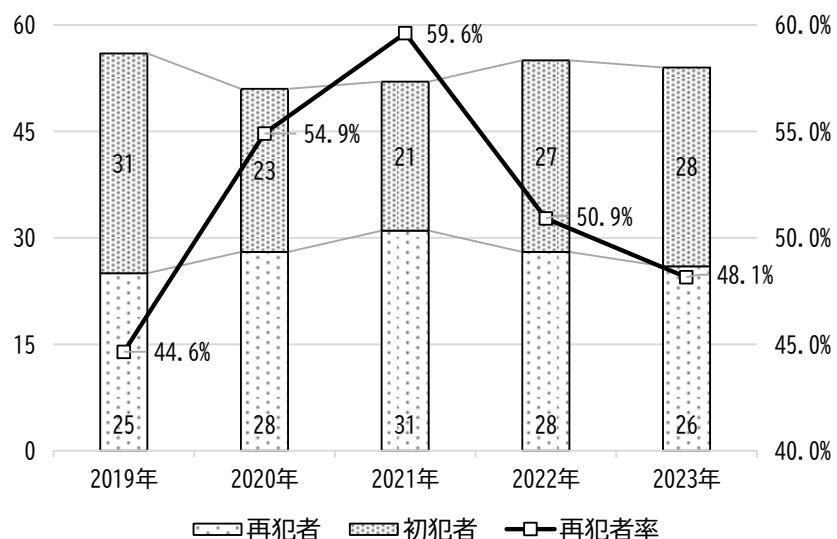
■沖縄県内の刑法犯検挙人員



出典：沖縄県警察「令和3年犯罪統計書」

- ・嘉手納警察署管内における刑法犯の検挙者数は 50 人台で推移しています。再犯者率は 2021 (令和 3) 年に 59.6% まで増加しましたが、2023 (令和 5) 年には 48.1% と 5 割を下回っています。

■嘉手納警察署管内の刑法犯検挙者数



※嘉手納警察署の管轄区域は嘉手納町、読谷村。

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

※犯行時年齢が 20 歳以上のものを計上している。

出典：法務省矯正局提供データ（警察署別犯罪統計データ）を基に作成

- ・薬物事犯に関しては毎年若干名が検挙されています。覚せい剤取締法違反は件数自体少ないですが、再犯者の占める割合が高くなっています。また、大麻取締法違反は毎年検挙者が出ており、平均して半数近くが再犯者となっています。

■嘉手納警察署管内の薬物事犯検挙者数

	覚醒剤取締法違反	再犯者率	麻薬等取締法違反	再犯者率	大麻取締法違反	再犯者率
2019年	0	-	0	-	3	100.0%
2020年	0	-	1	0.0%	2	0.0%
2021年	2	50.0%	2	0.0%	7	28.6%
2022年	0	-	2	50.0%	4	50.0%
2023年	1	100.0%	0	-	2	50.0%
平均	0.6	66.7%	1.0	20.0%	3.6	44.4%

出典：法務省矯正局提供データ（警察署別犯罪統計データ）を基に作成

## (2) 町民アンケートからみる本町の状況

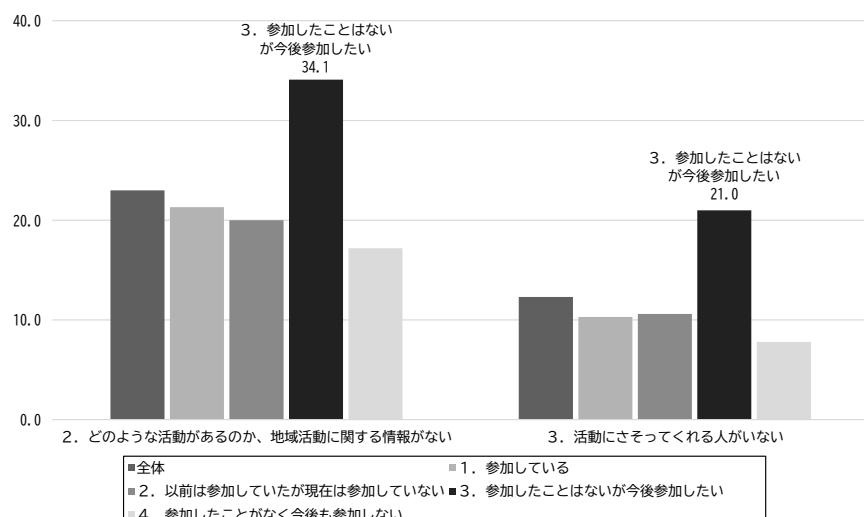
### ■調査の実施方法・概要

対象者	20歳以上75歳未満の町民2,000人
実施方法	郵送による配布・回収に加えてWEB回答を併用
調査期間	令和6年9月10日～30日
回収数・率	709件・35.5%
有効回収数・率	709件・35.5%

### 1) 地域生活について

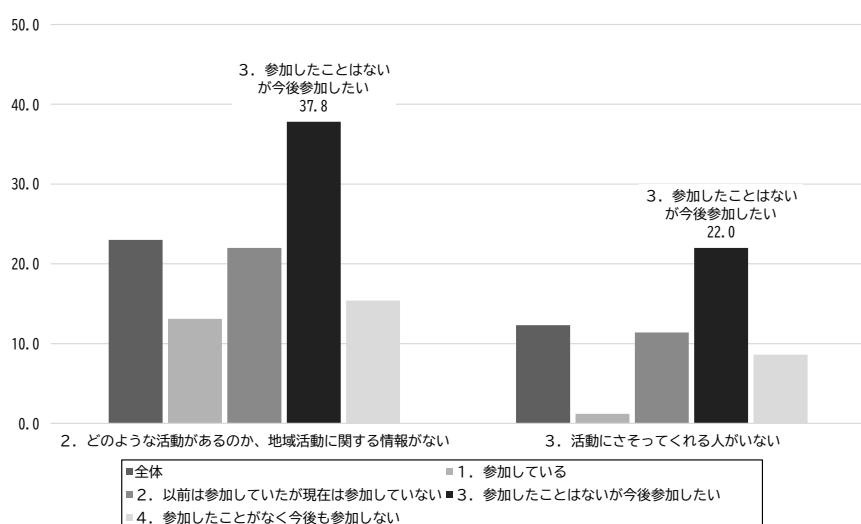
- 現在のご近所とのつきあいについて、「顔を合わせれば、挨拶をする程度のつきあい」が約7割(70.1%)と最も高いです。今後のご近所とのつきあいについても、「顔を合わせれば、挨拶をする程度のつきあい」が5割強(52.6%)と最も高いです。
- 自治会に「加入している」が7割強(73.9%)、「加入していない」が1割強(14.8%)。居住形態別にみると、「持ち家(一戸建て)」では「加入している」が9割弱(85.8%)と高い一方で、「賃貸(アパート)」では6割弱(58.0%)。自治会に加入していない理由について、「時間的なゆとりがない」が約3割(29.5%)と最も高いです。
- 地域活動の参加状況について、「参加したことなく今後も参加しない」が3割弱(28.8%)と最も高く、「参加している」は約5人に1人(21.9%)。
- なお、地域活動に「参加したことはないが今後参加したい」と回答した人が、地域活動に参加するうえで支障になっていることとして、3割強(34.1%)が「どのような活動があるのか、地域活動に関する情報がない」、2割強(21.0%)が「活動にさそってくれる人がいない」と回答しています。

■問8. 地域活動に参加するうえでさまたげになること ×  
問5. 地域活動への参加状況 (N=709)



- ・ボランティア活動の参加状況について、「参加したことがなく今後も参加しない」が4割弱（37.7%）と最も高く、「参加している」は約9人に1人（11.8%）。
- ・なお、ボランティア活動に「参加したことはないが今後参加したい」と回答した人が、地域活動に参加するうえで支障になっていることとして、4割弱（37.8%）が「どのような活動があるのか、地域活動に関する情報がない」、2割強（22.0%）が「活動にさそってくれる人がいない」と回答しています。

■問8. 地域活動に参加するうえでさまたげになること ×  
問5. ボランティア活動への参加状況 (N=709)



- ・地域活動に参加するうえで支障になっていることとして、「仕事があるので参加する時間ががない」が6割弱（56.1%）と最も高いです。年齢別にみると、30～50代では「仕事があるので参加する時間ががない」が7割前後（66.4%～71.5%）と高くなっています。
- ・20代では「どのような活動があるのか、地域活動に関する情報がない」（36.6%）、「興味のもてる活動が見つからない」（41.5%）が他と比べて高いです。30代でも「どのような活動があるのか、地域活動に関する情報がない」が高く（32.3%）、また、「子どもや要介護の家族をみてくれる人や施設がない」が他と比べて高いです（23.2%）。
- ・地域で困っている世帯にできることについて、「安否確認の声かけ」が6割強（62.8%）と最も高いです。年代別にみると、「安否確認の声かけ」の回答割合がどの年代でも最も高い一方で、2～3番目に高い選択肢に違いがみられた。20～30代及び70代では「話し相手や相談相手」が、40～50代では「ちょっとした買い物」が、60代では「ゴミ出し」が比較的高いです。

## 2) 地域社会について

- ・「地域」と認識する範囲は、「自治会くらいの範囲」が3割強（31.3%）と最も高いです。なお、「地域」と認識する範囲によって、今住んでいる地域への満足度に違いはみられませんでした。

- ・地域に期待する役割として、「災害や緊急事態が起きたときの対応」が約8割(79.5%)と最も高い。
- ・「地域住民がお互いに協力して、住みやすい地域にいかなければならない」について、9割強(93.2%)が『そう思う』(「そう思う」+「どちらかと言えばそう思う」)と回答しています。

### 3) 相談支援等について

- ・日常生活の悩みや不安について、「自分の健康に関すること」と「収入や家計に関すること」が4割弱(36.7%、36.5%)と最も高いです。
- ・日常生活の悩みや不安について、「相談していない」が6割弱(58.7%)、「相談している」が約4割(39.3%)。性別にみると、男性のほうが「相談していない」割合が高く(65.5%)、女性のほうが「相談している」割合が高いです(43.3%)。
- ・相談していない理由として、「自分で対応できるから」が3割強(31.0%)と最も高いです。
- ・地域で困った人を見かけた場合の対応について、誰か(どこか)に「相談している」、「相談していない」はそれぞれ2割弱(17.3%、16.6%)。相談していない理由として「誰に(どこに)相談したらよいか、分からない(分からなかった)から」が4割弱(36.4%)と最も高いです。
- ・「仕事や学校に行かず、人との交流がほとんど見られない方」について、「いる・見聞きしたことがある」は2割弱(16.2%)でした。
- ・家事や家族の世話を大人に代わって日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーについて、「いる・見聞きしたことがある」は1割未満(4.4%)。
- ・町社協について、「聞いたことがあるが、どのような仕事をしているかはよく知らない」が5割弱(47.2%)と最も高いものの、「どのような仕事をしているか、だいたい分かる」は4割強(44.7%)でした。
- ・町社協で「知っている」または「利用・参加したことがある」事業や活動として、「フードバンク事業、制服リサイクル事業」が4割強(44.7%)と最も高いです。
- ・民生委員・児童委員について、「どのような活動をしているか、だいたい分かる」が約4割(40.8%)と最も高いです。

### 4) 災害時の対応について

- ・避難場所について、「知っている」が約7割(79.8%)、「知らない」が3割弱(28.6%)。
- ・災害の備えとして必要だと思うことについて、「避難所や避難ルートの確保・整備」と「非常食などの備蓄」が5割強(53.6%、51.3%)と最も高いです。
- ・自力で避難することが難しい場合に、災害に備えて個人情報を提供することについて、「適切な避難に必要であれば提供したい」が7割弱(65.7%)と最も高いです。

## 5) 再犯防止について

- ・再犯防止の取組みについて、「言葉を聞いたことはあるが、どのような取組みをしているかはよく知らない」が7割強（72.4%）と最も高いです。
- ・再犯防止のための「誰一人取り残さない」社会の実現についてみると、『そう思う』（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）が7割弱（68.4%）と大半を占めています。

## 6) 情報提供や町の計画について

- ・地域の情報や福祉の情報の入手手段として、「広報かでな（チラシ含む）」が約9割（89.6%）と最も高いです。年代別にみると、70代で「町社協だより」（47.8%）、「議会だより」（39.8%）、「新聞・テレビなど」（39.8%）の回答割合が高いです。また、30代では「SNS（FacebookやLINE、Instagramなど）」が4割弱（37.4%）と他の年齢に比べて高いです。
- ・家族が介護など日常生活の支援が必要になった場合に、サービスを受ける方法について、「ある程度知っている」が5割弱（48.5%）と最も高いものの、「まったく知らない」が3割強（34.7%）。世帯の要配慮者別にみると、「介護を必要とする方」がいる場合、「知っている」が約3割（30.3%）と他に比べて高いものの、約6人に1人（17.1%）は「まったく知らない」と回答しています。

## 7) 回答者自身について

- ・回答者の年齢は、「60代」が3割弱（25.8%）と最も高く、次いで「40代」（19.3%）、「50代」（18.3%）。
- ・回答者の性別は、「女性」が6割弱（58.1%）、「男性」が約4割（40.2%）。
- ・回答者のうち要配慮者のいる世帯は7割強（72.5%）。要配慮者として、「65歳以上の方」が4割強（45.3%）と最も高く、次いで「6才以上18才未満の方」が2割強（23.0%）。
- ・回答者の住まいとして、「持ち家（一戸建）」が6割弱（55.4%）と最も高く、次いで「賃貸（アパート）」が3割弱（26.5%）。

### (3) 団体ヒアリングからみる本町の状況

#### 1) 区自治会会長

##### ①自治会の担い手・活動状況

6自治会のうち2自治会は「増えている」と回答している一方で、半数の3自治会は「減っている」と回答しています。また、自治会費を免除している世帯は2自治会で「増えている」と回答していますが、自治会長の交代によりこの間の推移について分からぬという自治会もみられました。

##### ■自治会の加入世帯数の状況

項目	件数	割合
1. 増えている	2	33.3%
2. あまり変わらない	1	16.7%
3. 減っている	3	50.0%

##### ■自治会費の免除世帯数の状況

項目	件数	割合
1. 増えている	2	33.3%
2. あまり変わらない	2	33.3%
3. 減っている	0	0.0%
不明	2	33.3%

未加入世帯への取組みとして、6自治会のうち5自治会で「加入につながるよう自治会活動を掲載したパンフレットを配布してPRしている」と回答しています。また、「困りごとの相談窓口について情報提供している」自治会もみられました。

##### ■未加入世帯への取組み状況

項目	件数	割合
1. 加入につながるよう直接訪問して自治会参加を勧めている	3	50.0%
2. 加入につながるよう自治会活動を掲載したパンフレットを配布してPRしている	5	83.3%
3. 困りごとの相談窓口について情報提供している	1	16.7%
4. その他	1	16.7%

役員の担い手状況について、6自治会のうち5自治会で「担い手がいないので、同じ人が役員を続けている」と回答しており、4自治会で「若い世代の担い手がいない」と回答しています。また、「人材が充実しており、次代に引き受けてくれる適任者がいる」自治会もみられました。

#### ■役員の担い手状況

項目	件数	割合
1. 人材が充実しており、次代に引き受けてくれる適任者がいる	1	16.7%
2. 若い世代の担い手がいない	4	66.7%
3. 女性の担い手がいない	3	50.0%
4. 担い手がいないので、同じ人が役員を続けている	5	83.3%
5. 担い手がいないので、空席の役職がある。または、別の役員が兼務している	1	16.7%
6. その他	1	16.7%

自治会の活動を引き継ぐ担い手を増やすため、取り組んでいることや工夫していることとして伺った内容を以下に整理しました。

#### ■担い手を増やすための取組み

行政区	回答
東区	自治会費が何に使われているか説明するようにしている。また、班長が自治会費を徴収する際に、相手が不在だったら不在票を入れるようにした。不在票を入れることで自治会の周知にもなり、受け取った相手からは支払いに関する連絡が来るので、徴収率が増えている。 これまで地域の祭りには高齢者の参加が多かったので、保育園と協力してイベントを開催したところ、子どもの親や祖父母が参加し、全体の参加者が増えた。子どもが参加する取組みをすることで地域の交流を図っている。
中央区	催事等でボランティアの若い世代や初めて参加する取組みが増えつつある。ボランティア会=壮年会（30～64歳。15, 16人くらい）を発足し、協力メンバーが増えている。（区内の清掃など）。若い人が初めて関われる機会を増やそうと思っている。準備や企画段階から手伝う人が増えた。
北区	青年会の数人とともに、一斉清掃や年末大掃除ほか、活動後にセンベロ等を利用し、話を聞く。ハーリー大会や陸上競技大会等では重い荷物等を20代、30代の青年へ個別に連絡し、協力願いをする。
南区	評議員の方に入ってもらい、自治会の活動を知ってもらい、今後につながればと思っています。
西区	世代間交流として、青年会・こども会・老人クラブが協同でイベントを行う（ハーリー祭り、エイサー）。祭りは世代間交流に有効だが、予算的に毎年の開催は難しい。
西浜区	自治会が楽しい場であると周知したい。今はこども会のお母さんがすごく活発で、自治会にも足を運ぶようになっている。 会長になって7年目だが、初めて区民祭りを開催できた。青年会や婦人会が出店を用意した。祭りには区外の人なども来てくれた。 公園では月に1回、グラウンドゴルフの大会を開いており、初めて参加する人もいる。

自治会や行政・町社協などの活動によって、この5年ほどの間に取組みが進んだと感じていることや、遅れていると感じていることを伺い、以下に整理しました。

■取組みが進んだこと（成果があった、状況がよくなつたことなど）

行政区	回答
東区	町社協の職員が忙しいなかでも対応してくれており、ありがたい。町社協がいないと色々な事業ができない。地域の認知症や一人暮らしの方についても町社協に相談している。
中央区	買い物支援（なかゆくい朝市）を定期的にセンター前で行っており、常時20人くらい（多いと26, 27人）が利用している（JA、ヤクルト、パン屋、焼き芋屋など）。始まる前から10人くらいが待っており、ゆんたくしている。 民生委員や町社協職員とは月1回高齢者の安否確認や情報共有をしている。空き家や施設入所中の状況を地図に整理している。また、週1回ふれあい訪問を行っている。お菓子やインスタントラーメンなどを持つていきながら、相手の話を伺うことで、生活の困りごとを把握できている。
北区	北区自治会自主防災組織を立ち上げ、災害訓練の実施（過去に4回災害訓練が行われている）。地震や火災、洪水などさまざまな災害シナリオに対しての訓練を行うことで、区民の皆さまが防災意識を高められ、取組みが進んだことを感じた。 町社協主催のあさかふえが定着し7時30分頃から登校する児童が増える。雨や肌寒い日でもあさかふえに立ち寄る児童が元気よく登校する姿を見て、取組みの成果を感じる。
南区	
西区	足を運びやすい場所になったと思う。老人クラブがイベントやカラオケなども始めたので、地元の人が来やすい場所になった。
西浜区	防災への取組みとして、自主防災組織の立ち上げを目指している。コロナ禍もあって定期会を中止しており、今年から立ち上げたいと考えているが、若手がいない課題がある。津波に特化したもので、防災訓練を復活させたい。 2年前に高校生が防災マップを作ってくれたのでセンターの玄関に貼っている。

■取組みが遅れていること（課題が残っている、状況が悪くなつたことなど）

行政区	回答
東区	役場の担当者が変わるとそれまでの取組みがなくなってしまう。総務課が話を聞いてくれても、そこから先の課で話が止まったり立ち消えになったりすることが目立つ。仮に事業が7割くらい進んで止まったとしても、次はその7割から再スタートしてほしい。
中央区	一人暮らし高齢者の住居問題は解決策が見つかっていない。戦後間もないときの住宅が多く、道が狭いので建て替えできない。雨がひどいと雨漏りしたり、台風のときにトタンが飛んでいったりしてしまう。地震が起これば倒壊、火事につながる恐れもあり、町にも話をしている。 また、借家を直すように大家に言っても直すだけのお金を出せない場合がある。町の補助もあるが、大家の持出が必要なのでそれも出せない状況。
北区	
南区	少子化のためか、子ども育成会の活動が活発ではない。役員は何かやりたいと思っても子ども達の数や参加人数が少ないため、行事ができない状態。自治会も区民が足を運ぶようにならないといけない。
西区	
西浜区	遅れていると感じることは特になかった。

地域住民や関係団体（老人クラブ、女性会、青年会、子ども会など）の方がコミュニティセンターで行っている活動として伺った内容を以下に整理しました。

### ■地域住民や関係団体の活動内容

行政区	回答
東区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブは週1回集まりがある。定例会が月に1回。踊りの練習や、カラオケをやっており、新しいカラオケサークルもできた。</li> <li>・青年会はエイサー中心で活動している。以前は関わったことがなく任せきりだったが、一昨年から一緒に食事しながら話をして、ライングループも作り、青年会はエイサーをするだけの場ではなく、エイサー以外もやってほしいという話をした。今ではいろいろと活動してくれている。年末の大掃除には30名くらいが参加した。それをみて周囲も青年会に予算をあげようという声も出るようになった。</li> <li>・若い人は18時半の集まりへの参加が難しいので、会議に出席できなくとも見守りを意識して、何かあれば連絡をくれるように伝えている。</li> </ul>
中央区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブは女性中心に活発に活動している（民舞やスポーツ、カラオケ）。</li> <li>・青年会はエイサーを中心にやりつつ、自治会広場の清掃も行っている。</li> <li>・こども会は学事奨励会や夏休みラジオ体操、餅つきなど。</li> <li>・女性会は団体がない。</li> <li>・団体同士のつながりを強化したい。今はそれぞれが活動しているが、各団体の活動を一覧表にして活動の掛け合わせを試行している。他の状況を知ることで自分が大変なのではないと気づくきっかけになった。</li> </ul>
北区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブは毎週水・金曜午後2～3時（レク、カラオケ、スポーツ、折り紙サークル）</li> <li>・子ども育成会は夏休みラジオ体操、区民エイサー、ラウンジへ図書をそろえる。</li> <li>・青年会、女子会は区民一斉清掃時や、新年会、総会、自治会行事等の手伝いを中心に活動する。壮年部は青パトロールを実施予定。</li> </ul>
南区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブはゲートボール、カラオケ、手芸サークル、三線サークル、ふ～体操、口コモアップ教室等、いろいろなサークル活動をしている。</li> <li>・青年会はエイサーの時期だけやっている。子ども会は活動が少ない。女性会（婦人会）は活動休止中。</li> </ul>
西区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブは定例で月1回、ゲームやカラオケなどをしている。サークル活動はほぼ毎日ある。青年会はエイサー、こども会は親子防災キャンプなどをやっている。女性会（婦人会）はもうやっていない。</li> </ul>
西浜区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブは毎月1回定例会。情報共有しながら、ゆんたくしたり、週2でカラオケ、月～木は毎日グランドゴルフをしたりしている。</li> <li>・女性会（婦人会）は料理を作ったり、エイサーで振る舞う料理を話し合ったりしているほか、舞台で踊ることもある。</li> <li>・青年会はエイサーと祭りの出店をしてもらっている。</li> <li>・こども会はお母さん方が活発で色々やっている。ラジオ体操、新入生歓迎会、6年生の卒業記念のお祝いをしている。</li> </ul>

## ②相談支援

各計画の認知度をみると、嘉手納町総合計画と嘉手納町地域福祉推進計画はともに「計画の中身を読んだことがある」が8割強（83.3%）と比較的高くなっています。

### ■計画の認知度

	計画の中身を読んだことがある	読んだことはないが名前は知っている	名前も知らない（聞いたことがない）
嘉手納町総合計画	5 (83.3%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)
嘉手納町地域福祉推進計画	5 (83.3%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)
嘉手納町老人福祉計画	3 (50.0%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)
嘉手納町障害者計画	3 (50.0%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)
嘉手納町障害福祉計画・障害児福祉計画	4 (66.7%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)

日常生活や福祉に関する相談・情報提供の体制や拠点に期待する機能として、「2. 困っている人の所まで必要に応じて訪問し、相談事に対応してくれる」が5割（50.0%）と最も高くなっています。

### ■期待する機能

項目	件数	割合
1. 身近な地域で相談ができる、適切な機関につないでくれる	2	33.3%
2. 困っている人のところまで必要に応じて訪問し、相談事に対応してくれる	3	50.0%
3. 複雑・多様な問題を抱える世帯に包括的に対応してくれる	1	16.7%
4. その他	0	0.0%

## ③地域での支え合い

聞くことが多い日常生活の悩みや不安として、「1. 自分の健康に関するここと「10. 騒音などの公害」が5割弱（50.0%）と最も高く、次いで「5. 老後の生活や介護に関するここと、「6. 経済的な問題」がともに3割強（33.3%）となっています。

### ■よく聞く悩みや不安

項目	件数	割合
1. 自分の健康に関するここと	3	50.0%
2. 家族の健康に関するここと	0	0.0%
3. 自分や家族の生活（進学・就職・結婚など）	1	16.7%
4. 育児に関するここと	0	0.0%
5. 老後の生活や介護に関するここと	2	33.3%
6. 経済的な問題	2	33.3%
7. 友人との関係	0	0.0%
8. となり近所との関係	1	16.7%
9. 地域の安全（防災・防犯）に関するここと	1	16.7%
10. 騒音などの公害	3	50.0%
11. その他	1	16.7%
12. 分からない	0	0.0%

困りごとを抱えた人や、普段と様子が異なる人を見かけた場合に、どの行政区の自治会長も本人に直接声をかけたり、他の人（ところ）に相談したりしています。そのうち、全員が「嘉手納町社会福祉協議会（CSW含む）」に相談しており、8割強（83.3%）が「民生委員・児童委員」に相談しています。

#### ■困っている人がいた場合の対応

項目	件数	割合
1. 本人に直接声をかけたり、他の人（ところ）に相談したりしている	6	100%
2. 本人に直接声をかけたり、他の人（ところ）に相談したりしていない	0	0.0%
3. 見かけたことがない	0	0.0%

#### ■相談先

項目	件数	割合
1. 自治会内（書記等）	2	33.3%
2. 民生委員・児童委員	5	83.3%
3. 嘉手納町役場	1	16.7%
4. 嘉手納町社会福祉協議会（CSW含む）	6	100%
5. 地域包括支援センター	2	33.3%
6. その他	0	0.0%

自治会長が「強く連携できている」のは、「小中学校」と「民生委員・児童委員」が最も多く、次いで「嘉手納町社会福祉協議会（CSW含む）」、「嘉手納町役場」となっています。一方で、「中部福祉事務所」と「コザ児童相談所」は「連携していない」が比較的多くなっています。

#### ■行政区別関係機関との連携状況

関係機関	強く連携できている※1	一定の連携ができる※2	弱い連携関係にある※3	連携していない
ア) 嘉手納町役場	3	2	1	0
イ) 嘉手納町社会福祉協議会（CSW含む）	4	2	0	0
ウ) 地域包括支援センター	2	3	1	0
エ) 障害福祉係（委託相談員含む）	1	1	2	2
オ) 子育て支援センター	0	4	1	1
カ) 青少年センター	2	1	3	0
キ) 小中学校	5	0	1	0
ク) 民生委員・児童委員	5	1	0	0
ケ) 中部福祉事務所	0	1	1	4
コ) コザ児童相談所	0	1	1	4
サ) 警察・消防	3	3	0	0

※1 例：継続的な情報交換や相互の事業への協力

※2 例：必要な場合に、協力ができる関係にある

※3 例：担当者を知っている程度、年に数回の情報交換

#### ④今後の取組み

自治会における地域福祉や地域での支え合いを進めていくにあたって、行政や町社協に期待することとして、どの行政区の自治会長も「3. 困りごとを抱える人への対応について、一緒に対応してほしい」を選択しています。次いで、「4. どのような相談内容であっても聞き取る窓口をつくってほしい」が多く選ばれています。

項目	件数	割合
1. 町民への自治会活動の周知に力を入れてほしい	4	66.7%
2. 自治会が活動するために助成などの支援をしてほしい	4	66.7%
3. 困りごとを抱える人への対応について、一緒に対応してほしい	6	100%
4. どのような相談内容であっても聞き取る窓口をつくってほしい	5	83.3%
5. どこに相談すればいいか分かりやすくしてほしい	4	66.7%
6. その他	0	0.0%

住民がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会を実現するために必要な取組みや、自治会としてやっていきたいこととして伺った内容を以下に整理しました。

#### ■行政区別今後必要と考える取組み

行政区別	回答
東区	<p>上の世代はつながりができているが、子育て世帯はできていない。若い担い手がいない状態なので、20人の評議員を10人増やし、下の世代を入れて、自然に交代できるようにしたい。人が辞めてもアドバイザーとして関わってもらうことで、活動から離れて人材がどんどんいなくなっていくのを止めたい。人材がいなくなることで負担が増えるので、人材がいる状態にしたい。自治会は若い人がやらないと変わらない。</p> <p>自治会長はやりがいはあると思うが給料が低いので、退職して年金をもらっている人がやっている。ただ、その世代は新しいことができなくなる。若い人が自治会長になれるように、給与を上げて、エネルギーのある人を輩出するようにしたらいいと思っている。</p> <p>なかなか仕事が忙しくなっているなかで、他の人のために時間を使う人はいないだろう。ただ、今から人を育てないといけない。自治会でもダブルワークができるようになると、人がくると思う。今の仕組みのままだと人が集まらない。</p> <p>こども育成会にても、いきなり会長に指名しても誰もやりたがらないので、副会長を複数人選んで、経験を積ませるようにしたら後継者も指名しやすいだろう。</p> <p>講座を考えて中央公民館に申請したい。日中に、地区外の人や保護者、子どもが一緒に参加できるよう講座を考えているが、役場の上の人まで届かない。でも新しいことはやつていかないといけない。自治会だけの問題ではなく、役場も新しいことやっていかないと。</p> <p>本当に困っている人は声をあげられていないのではないか。困っている人に手をさしのべることが必要。みんなで考えて、困っている人に声をかけられる仕組みづくり、コミュニティが必要。</p>
中央区	<p>共助を中心に考えていきたい。隣人がお互いに知り合える関係性を、自治会を中心となって作る。区内でさらに小さなコミュニティが作れるよう動いていく。</p> <p>中央区が高齢化率32.8%となっているため、高齢者のひとり世帯や日中ひとりになる世帯の把握と定期的な訪問ができるよう取り組んでいきたい。</p> <p>学習室がいつでも使える環境など、自治会に気軽に立ち寄れるようにしたい。今はセンターに来る子どもが少ない。</p>

行政区別	回答
	<p>新しい企画や継続する事業については模索中。単発ではなく月1回など定期的にやっていくようにしたい。今はそういう場として認知されていない。</p> <p>ボランティア会は空いている時間があって来てくださいという姿勢でやっている。入会したら強制的にという感じでは多くの人は参加できないので、ボランティアの優先順位を下げ、まずは会の人数を増やしていき、その中から実行できる人が動いてくれればいい。</p>
北区	<p>高齢者一人暮らしの安否確認と子どもたちの居場所づくり。孤独死・孤立死をさせないために家族との交流や地域での繋がりに取り組む。現在、北区自治会グループラインで情報を共有（民生委員3名、自治会2名、町社協2名）。</p> <p>親族とも疎遠で地域での繋がりもない高齢者（一人暮らし）の場合は隣近所へ常日頃の生活を共有する。</p> <p>小中学生へ放課後ラウンジを提供。主に宿題等をしている。今後、居場所の多様なあり方の例として、高齢者、女子会との交流、古典サークルとの交流等々。</p>
南区	<p>南区は、区民の数も少なく区費納入者も今後の状況が読めません。もし、行事等をする際に町からの補助があれば助かります。区費の徴収率は年度末にならないと分からぬので、今はどうかといわれると困ります。頑張って徴収率を上げたいのですが、生活保護世帯もかなりあります。自治会に足を運んでもらえるようにさまざまなイベントを企画して区民が楽しめる自治会を目指します。今年度は行事等は少なめです。次年度から少しずつ増やして区民が楽しめるイベント等を評議員や区民からの意見を聞いて、何かしら行動を起こしたいです。高齢者に対してサークル等は充実していますが、若い方向けのイベント、サークル等も今後考えていきながら、やっていきますので協力よろしくお願ひいたします。</p>
西区	<p>区民がセンターに来やすいように、お互いが顔見知りになるように区民同士や世代間の交流を増やすことが大事だと思う。センターに来たら楽しいということを伝えたい。みんなで遊ぶ、憩いの場にしたい。</p> <p>令和2年10月から地域の見守り情報を共有している。民生委員の方が退任するタイミングで、情報を共有しておいたほうがいいと呼びかけがあった。西区には一人暮らしの高齢者が多い。認知症の方はそれとなく見守りしているが、基本的には町社協など専門の人任せている。家族からひきこもりの相談があれば他につないでいる。</p>
西浜区	<p>自治会で出来ることは対応するが、出来ることは限られている。相談事には全力で取り組みたいし、みんなが集まれるような行事があればそれもやりたい</p> <p>自主防災組織の立ち上げに向けて、北谷町美浜区に勉強しに行ったり、読谷村の警察消防の防災祭りを見に行ったりした。今年度の役員研修で名護市の防災センターに行く予定。ただ、消防団役員の担い手がいないのは課題。</p>

## 2) 民生委員児童委員協議会会長

### ①団体の活動・地域資源

民生委員・児童委員を増やすために「民生委員児童委員の広報活動」に取り組んでいます。また、担い手不足の要因として「担い手の仕事や家庭（介護）事情等が原因と考えられる」と回答しています。

この5年間については、「コロナの影響で、地域で見守り活動ができなかった。令和5年度にコロナの2類から5類への移行で徐々に活動ができるようになった。小中学校での見守りの取組みは遅れている」と回答しています。

民生委員・児童委員の活動の中で特に感じる悩みや苦労として、「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」、「支援を必要とする人との人間関係のつくり方が難しい」、「定期的な活動・集まり等が多く負担が大きい」ことを挙げています。

活動を通じて、不足していると感じるサービス・地域資源として、「外出の際の公共交通機関」、「介護にかかる相談窓口・介護保険サービス」、「生活困窮者にかかる相談窓口・サービス」を挙げています。

### ②相談支援体制について

行政や町社協の計画のうち、「嘉手納町地域福祉推進計画」、「嘉手納町老人福祉計画」、「嘉手納町障害者計画」、「嘉手納町障害福祉計画・障害児福祉計画」については「計画の中身を読んだことがある」ものの、「嘉手納町総合計画」について「読んだことはないが名前は知っている」と回答しています。

団体と関係機関との連携状況については、以下の通りです。

強く連携できている	嘉手納町役場、嘉手納町社会福祉協議会（CSW含む）、自治会
一定の連携ができている	地域包括支援センター、青少年センター
弱い連携関係にある	障害福祉係（委託相談員含む）、子育て支援センター、小中学校、警察、消防
連携していない	中部福祉事務所、コザ児童相談所

※1 例：継続的な情報交換や相互の事業への協力

※2 例：必要な場合に、協力ができる関係にある

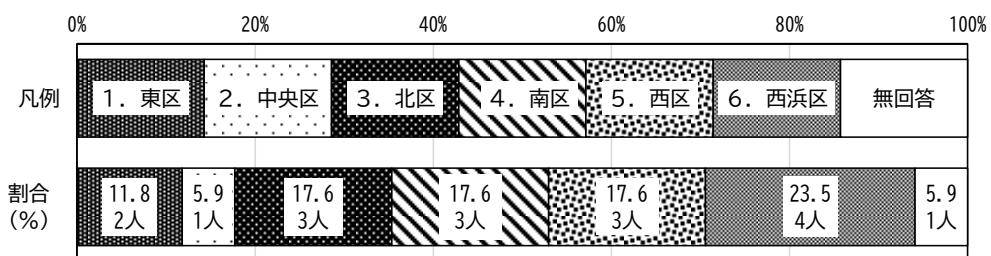
※3 例：担当者を知っている程度、年に数回の情報交換

### 3) 民生委員・児童委員

#### ①担当地区・経験年数・活動状況

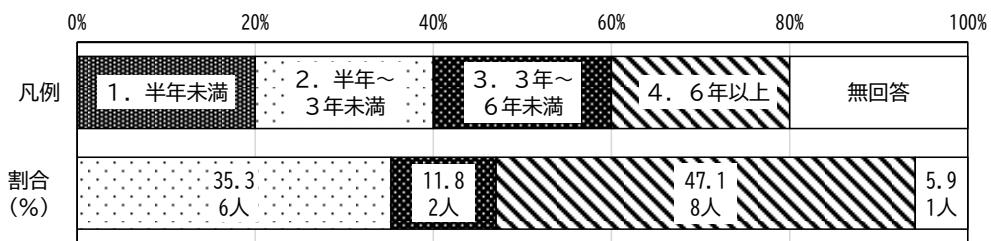
担当地区について「6. 西浜区」が23.5%（4人）で最多となっています。

##### 問1 担当地区



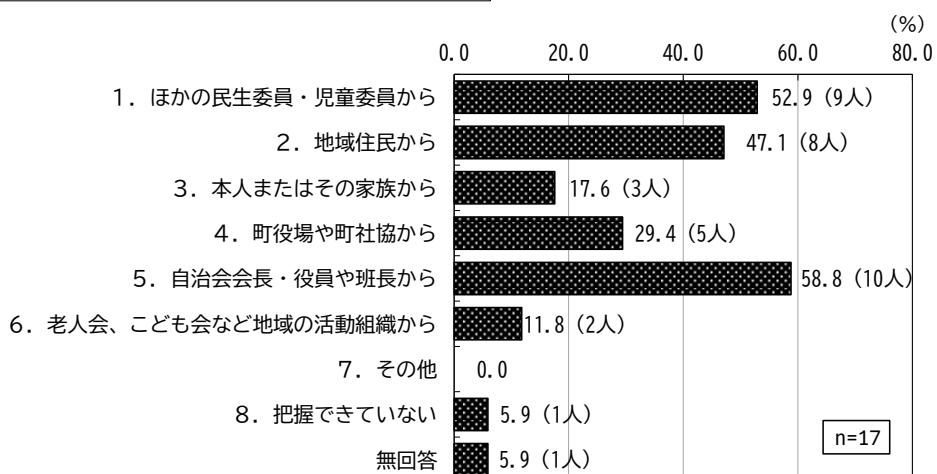
民生委員・児童委員になってから「4. 6年以上」が47.1%（8人）と最も多く、次いで「2. 半年～3年未満」が35.3%（6人）、「3. 3年～6年未満」が11.8%（2人）となり、役職を長く務めている方の割合が過半数を占めます。

##### 問2 民生委員・児童委員になっての年数



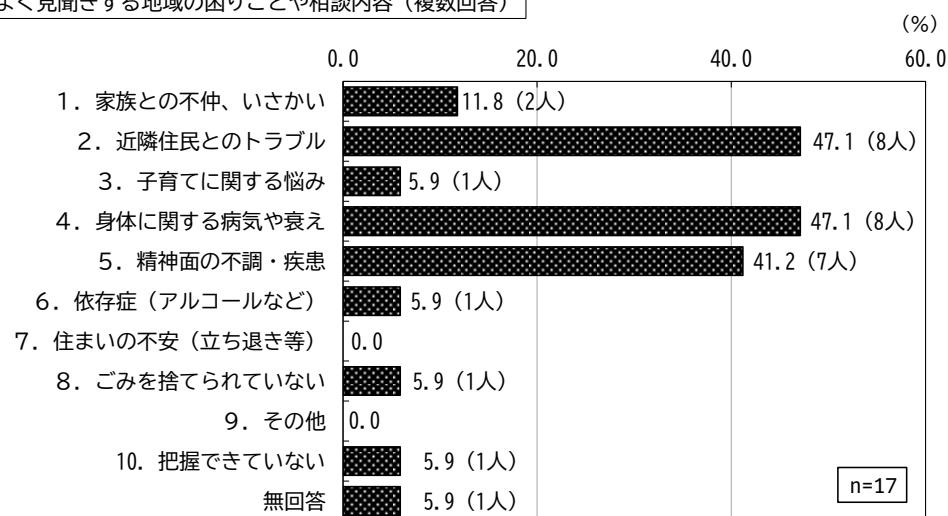
地域で困っている人の情報について「5. 自治会会長・役員や班長から」が58.8%（10人）で最も多く、次いで「1. ほかの民生委員・児童委員から」が52.9%（9人）、「2. 地域住民から」が47.1%（8人）となっています。

##### 問3 地域で困っている人の情報の把握方法（複数回答）



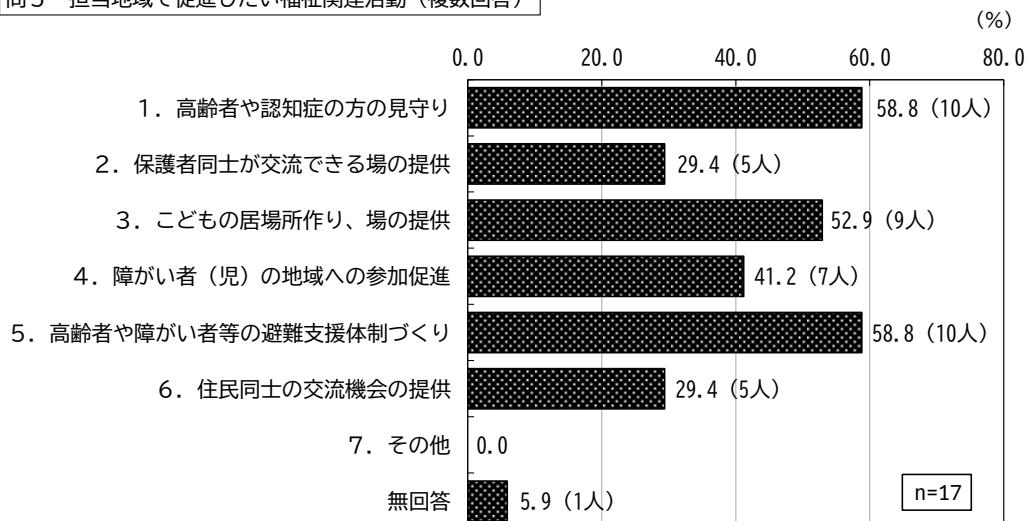
よく見聞きする地域の困りごとや相談内容として、「2. 近隣住民とのトラブル」、「4. 身体に関する病気や衰え」がともに 47.1% (8人) と最も多く、次いで「5. 精神面の不調・疾患」が 41.2% (7人) となっています。

問4 よく見聞きする地域の困りごとや相談内容（複数回答）



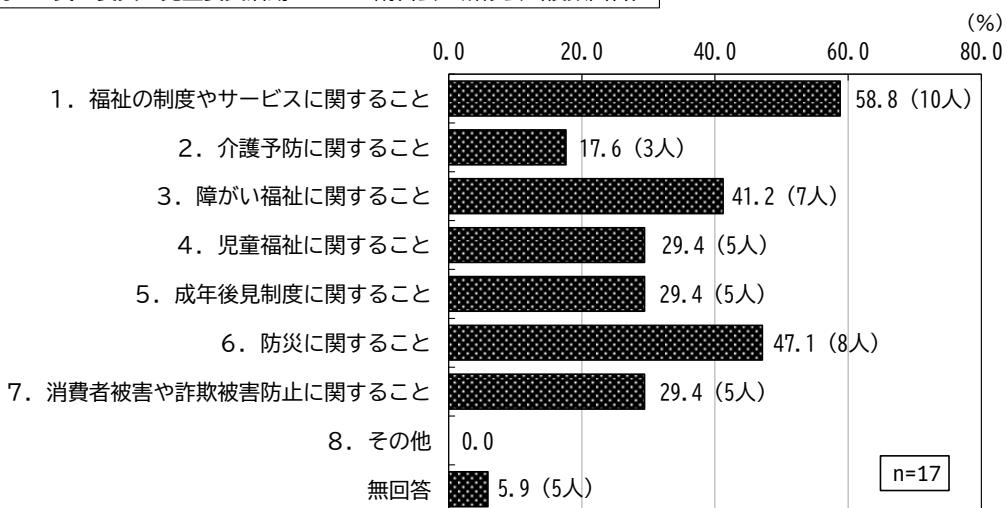
自治会や地域で促進したい福祉関連活動として、「1. 高齢者や認知症の方の見守り」、「5. 高齢者や障がい者等の避難支援体制づくり」がともに 58.8% (10人) と最も多く、次いで「3. 子どもの居場所作り、場の提供」52.9% (9人)、「4. 障がい者（児）の地域への参加促進」が 41.2% (7人) となっています。

問5 担当地域で促進したい福祉関連活動（複数回答）



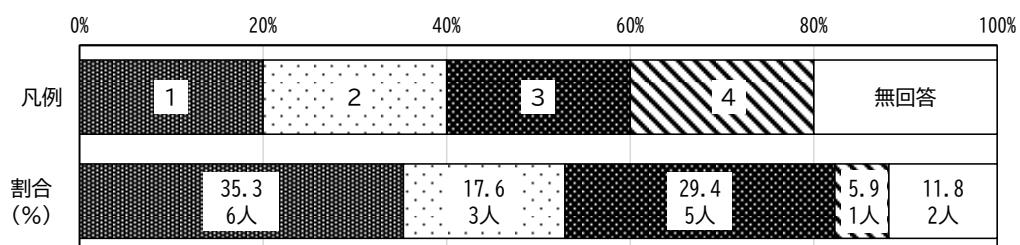
講習会や研修会で扱ってほしい内容として、「1. 福祉の制度やサービスに関すること」58.8%（10人）と最も多く、次いで「6. 防災に関するここと」（47.1%、8人）、「3. 障がい福祉に関するここと」（41.2%、7人）となっています。

問6 民生委員・児童委員活動のための講習会や研修会（複数回答）



日常生活や福祉に関する相談・情報提供の体制や拠点が嘉手納町内に整備される場合に、期待する機能として「1. 身近な地域で相談ができる、適切な機関につないでくれる」が35.3%（6人）で最多となっています。

問7 日常生活や福祉に関する相談・情報提供体制や拠点整備に期待する機能



- 1. 身近な地域で相談ができる、適切な機関につないでくれる
- 2. 困っている人の所まで必要に応じて訪問し、相談事に対応してくれる
- 3. 複雑・多様な問題を抱える世帯に包括的に対応してくれる
- 4. その他
- 無回答

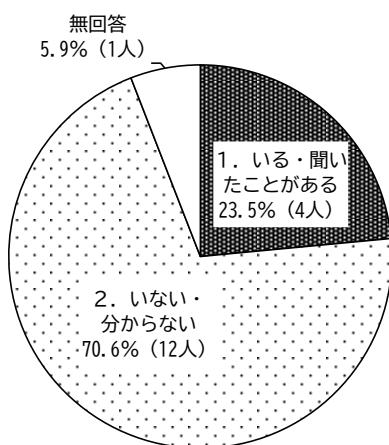
《その他》 他市町村に比べるとかなり充実していると思う

## ②ひきこもり実態調査

担当地域で人との交流がほとんど見られない方（以下、該当者）が「1. いる・聞いたことがある」と回答した方は 23.5%（4人）でした。「1. いる・聞いたことがある」と回答した4人のうち、3人は該当者1人について「いる・聞いたことがある」と回答しており、1人が該当者5人について「いる・聞いたことがある」と回答しています。該当者はあわせて8人となっています。

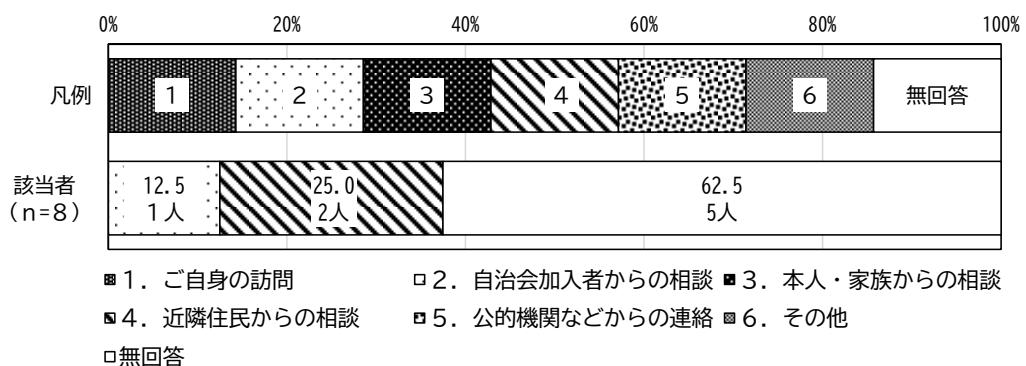
※該当者8人の内3人については詳細記入無し

質問8 担当地域で人との交流がほとんど見られない方の



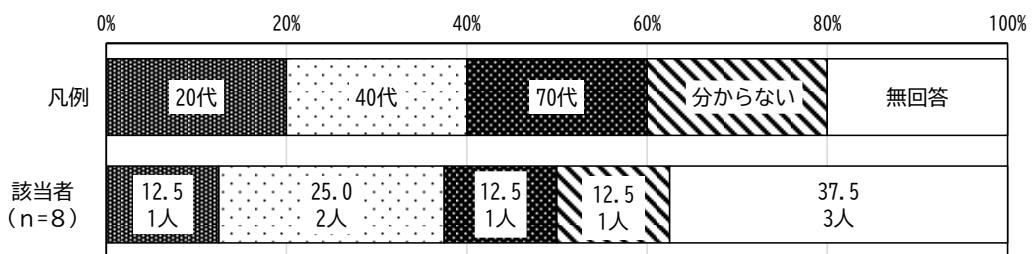
該当者（8人）を知った経緯として、無回答を除くと「4. 近隣住民からの相談」が 25.0%（2人）と最も多く、「2. 自治会加入者からの相談」は 12.5%（1人）となっています。

問9-1 該当者を知った経緯



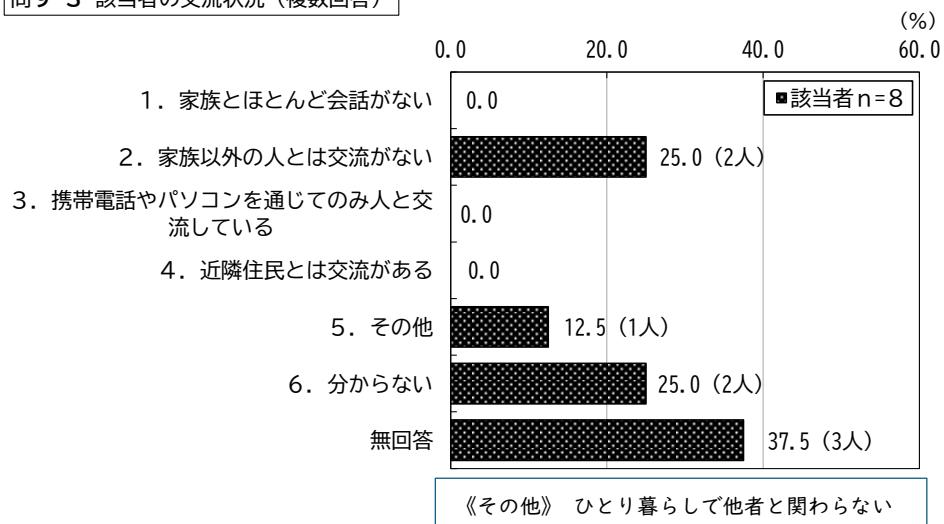
該当者（8人）の年齢は、無回答を除くと40代が25.0%（2人）と最も多くなっています。

問9-2 該当者の年齢



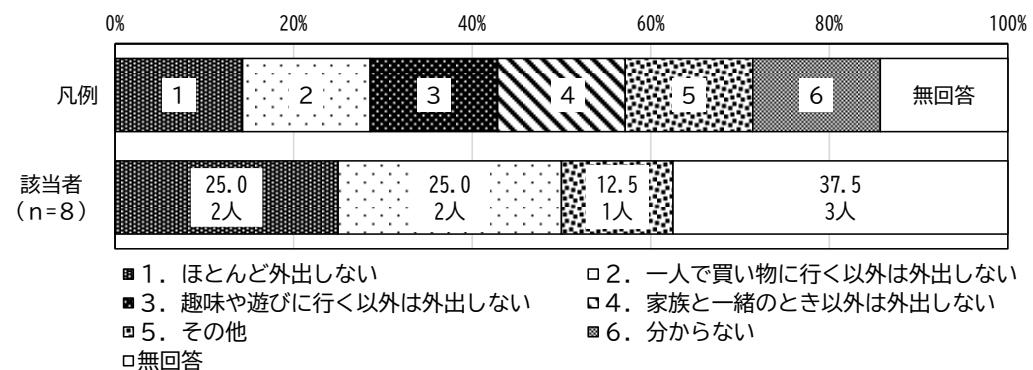
該当者（8人）の交流状況として、「2. 家族以外の人とは交流がない」が25.0%（2人）となっています。

問9-3 該当者の交流状況（複数回答）



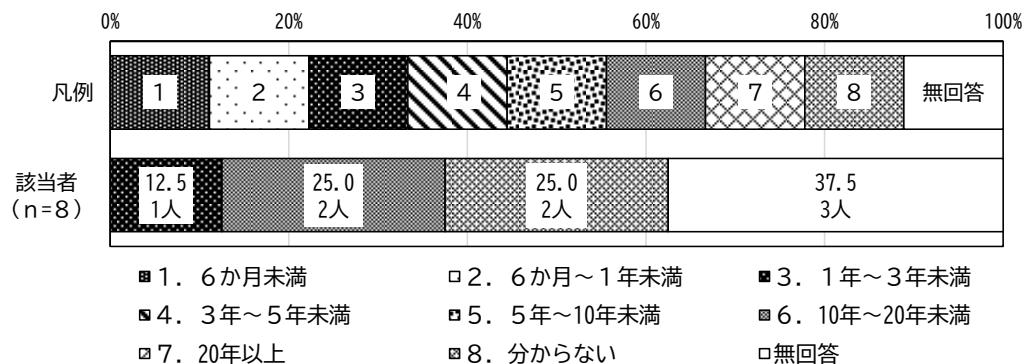
外出状況として「1. ほとんど外出しない」、「2. 一人で買い物に行く以外は外出しない」がともに25.0%（2人）と最も多くなっています。

問9-4 該当者の外出状況



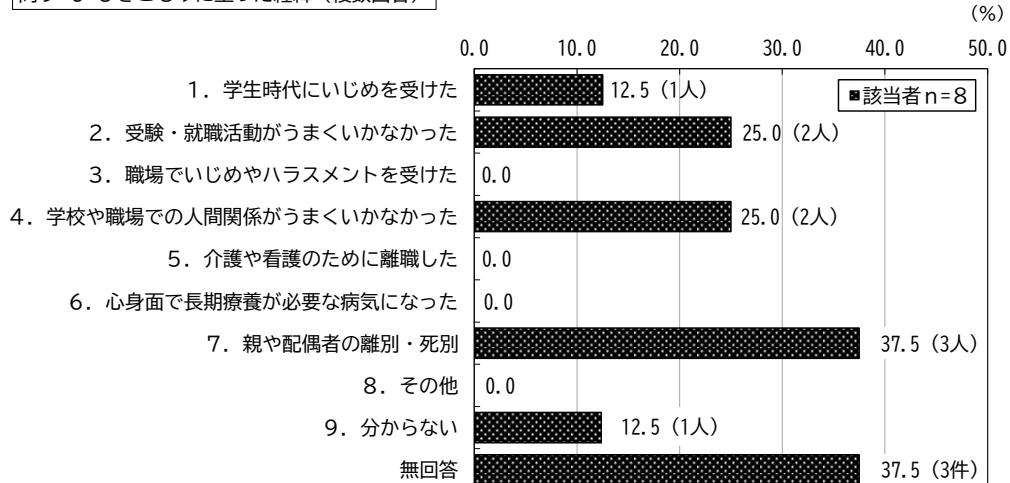
ひきこもりの状態にある期間として、「6. 10年～20年未満」が25.0%（2人）と最も多くなっています。他方で、「8. 分からない」とする回答も25.0%（2人）みられます。

問9-5 ひきこもりの状態にある期間



ひきこもりに至った経緯として、無回答を除くと「7. 親や配偶者の離別・死別」が37.5%（3人）と最も多く、次いで「2. 受験・就職活動がうまくいかなかった」、「4. 学校や職場での人間関係がうまくいかなかった」がともに25.0%（2人）となっています。

問9-6 ひきこもりに至った経緯（複数回答）



厚生労働省等の定義を参考に、以下の「ひきこもりに該当する条件」に照らして絞り込んだ結果、本調査で「ひきこもり」の定義に合致する方は2人となっています。ひきこもりに至った経緯について、「学校や職場での人間関係がうまくいかなかった」などが挙げられています。

なお、「ひきこもり」に該当しない方に関しても、社会的孤立状態にあると考えられることから引き続き見守りや支援等が求められます。

■ひきこもりの定義

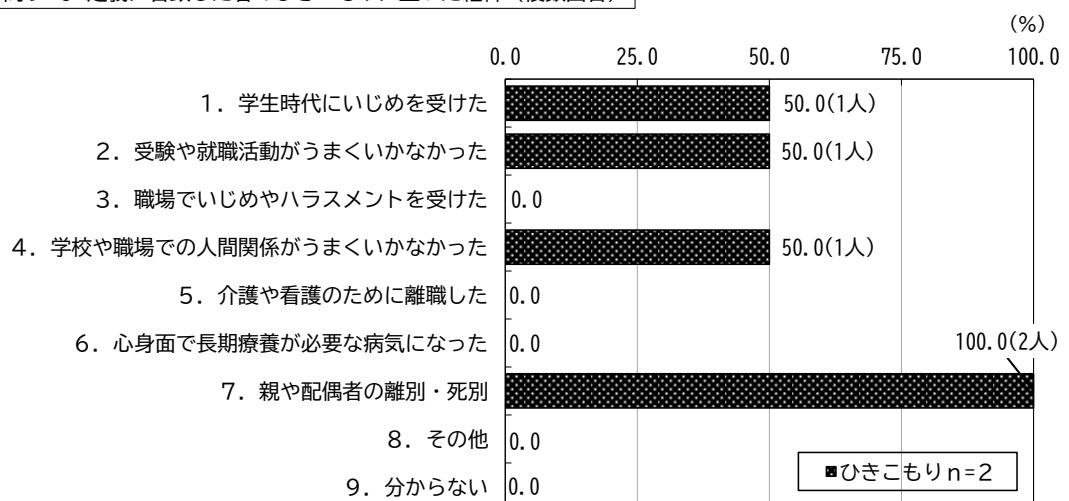
「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念である。」

出典：「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」

■本調査における「ひきこもりに該当する条件」

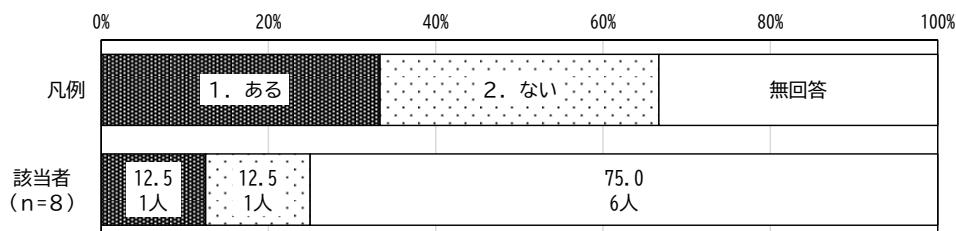
項目	ひきこもりに該当する条件
該当者の年齢	10代～60代
該当者の交流状況	以下のいずれか 1. 家族とほとんど会話がない 2. 家族以外の人とは交流がない 3. 携帯電話やパソコンを通じてのみ人と交流している
該当者の外出状況	以下のいずれか 1. ほとんど外出しない 2. 一人で買い物に行く以外は外出しない 3. 趣味や遊びに行く以外は外出しない
ひきこもりの状態にある期間	以下のいずれか 2. 6か月～1年未満 3. 1年～3年未満 4. 3年～5年未満 5. 5年～10年未満 6. 10年～20年未満 7. 20年以上
ひきこもりに至った経緯	以下のいずれか 1. 学生時代にいじめを受けた 2. 受験や就職活動がうまくいかなかった 3. 職場でいじめやハラスメントを受けた 4. 学校や職場での人間関係がうまくいかなかった 5. 介護や看護のために離職した 6. 心身面で長期療養が必要な病気になった 7. 親や配偶者の離別・死別 8. その他 9. 分からない

問9-6 定義に合致した者のひきこもりに至った経緯（複数回答）



担当地域で該当者（8人）について、どこかに連絡や相談をしたことが「1. ある」、「2. ない」とともに12.5%（1人）でした。相談先としては、民生委員定例会が挙げられています。該当者への支援状況はいずれの方についても分からず、または無回答となっています。

問9-7 該当者の状態についての連絡や相談の有無



問9-7②連絡・相談先について (n=1)

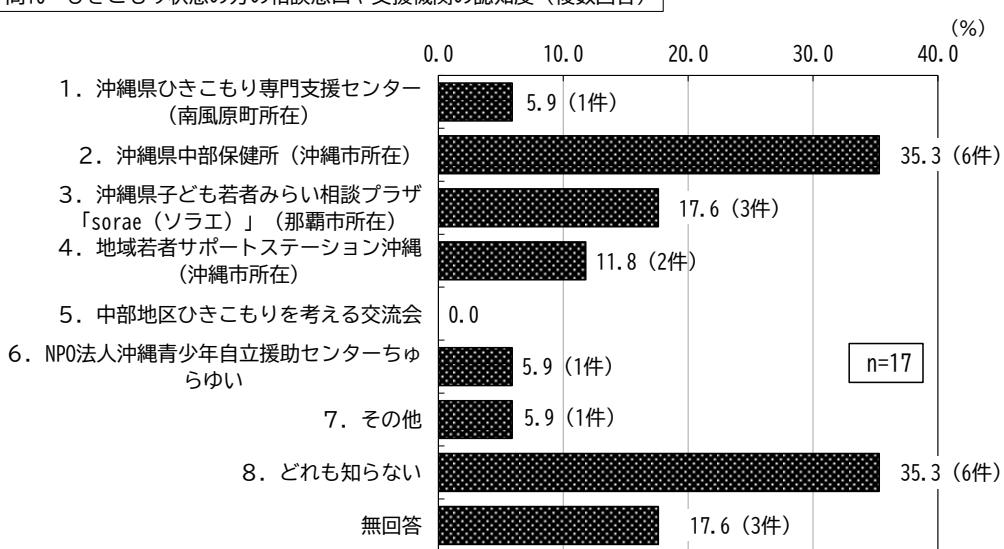
	件数	割合 (%)
ア. 嘉手納町役場	0	0.0
イ. 障害福祉課係（委託相談員）	0	0.0
ウ. 嘉手納町社会福祉協議会	0	0.0
エ. 地域包括支援センター	0	0.0
オ. 県や他市町村相談窓口	0	0.0
カ. 民間支援団体（具体名）	0	0.0
キ. その他（）	1	100.0

《その他》 民生委員定例会

### ③ひきこもり支援

ひきこもり状態の方の相談窓口や支援機関として知られているのは、「2. 沖縄県中部保健所（沖縄市所在）」が35.3%（6人）と最も多く、次いで「3. 沖縄県子ども若者みらい相談プラザ「sorae（ソラエ）」（那覇市所在）」17.6%（3件）となっています。他方で、35.3%（6人）が「8. どれも知らない」と回答しています。

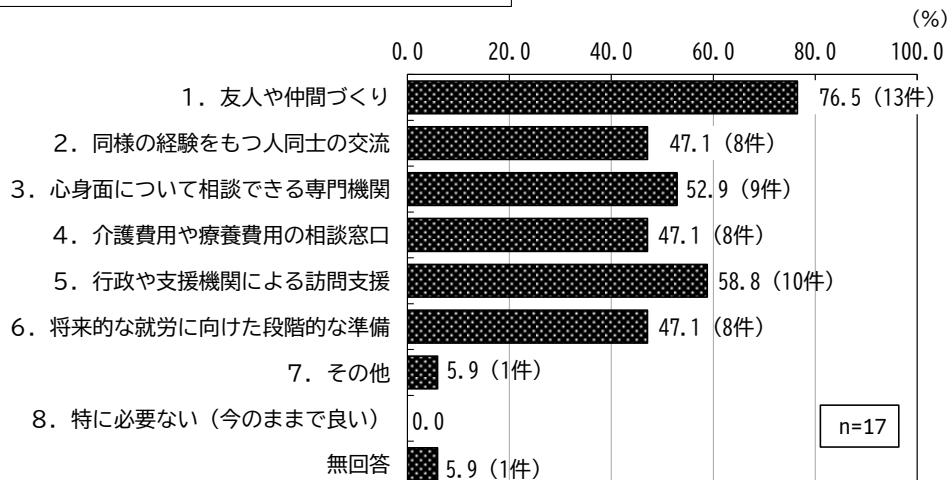
問10 ひきこもり状態の方の相談窓口や支援機関の認知度（複数回答）



《その他》 直接嘉手納町包括支援センターへ相談

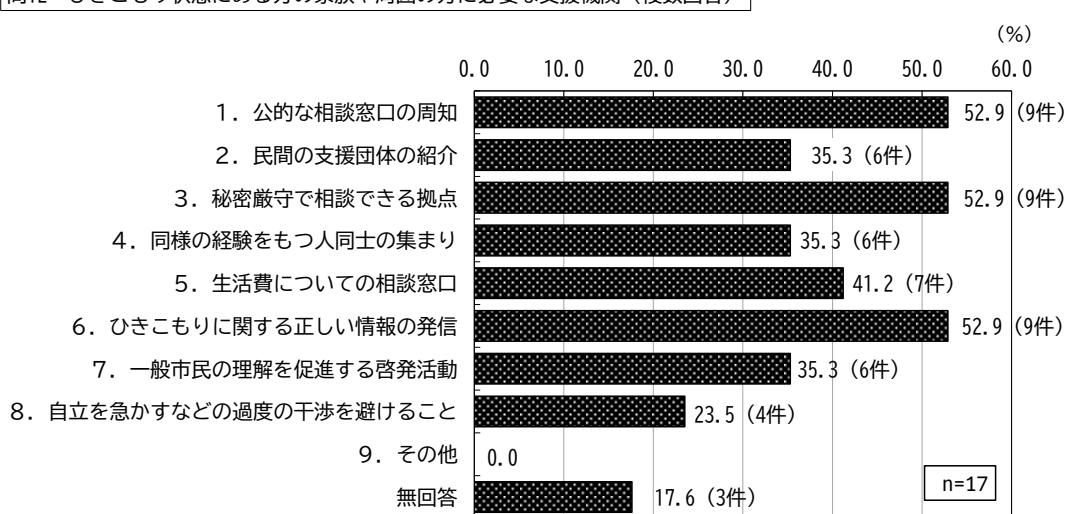
ひきこもり状態にある方への今後必要な支援として、「1. 友人や仲間づくり」が 76.5% (13 人) と最も多い、次いで「5. 行政や支援機関による訪問支援」が 58.8% (10 人)、「3. 心身面について相談できる専門機関」 52.9% (9 人) となっています。

問11 ひきこもり状態にある方への必要な支援（複数回答）



ひきこもり状態にある方の家族や周囲にいる方への今後必要な支援として、「1. 公的な相談窓口の周知」と「3. 秘密厳守で相談できる拠点」、「6. ひきこもりに関する正しい情報の発信」がそれぞれ 52.9% (9 人) と最も多くなっています。

問12 ひきこもり状態にある方の家族や周囲の方に必要な支援機関（複数回答）



## 4) 老人クラブ連合会

### ①団体の担い手・活動状況

団体の参加者数は近年「減っている」状況です。

参加者数を増やすために、「毎月の事業やサークル日程表を会員さんに配布しています。各区、毎月1回は定例会を開催し、会員の情報交換の場を設けている。」とのこと。

団体の役員の担い手については「若い世代の担い手がいない」、「担い手がいないので、同じ人が役員を続けている」、「担い手がいないので、空席の役職がある。または、別の役員が兼務している」状況です。

### ②相談支援

嘉手納町地域福祉推進計画と嘉手納町老人福祉計画については、「計画の中身を読んだことがある」一方で、嘉手納町障害者計画、嘉手納町障害福祉計画及び障害児福祉計画については「読んだことはないが名前は知っている」とのこと。

嘉手納町に、日常生活や福祉に関する相談・情報提供の体制や拠点を整備していくとしたら、特に期待する機能として「身近な地域で相談ができ、適切な機関につないでくれる」ことを挙げています。

### ③地域での支え合い

団体の参加者や、団体が関わる方々から聞くことが多い日常生活の悩みや不安として、「自分の健康に関すること」を挙げています。

活動する中で、困りごとを抱えた人や、普段と様子が異なる人を見かけた場合、自治会や町祉協（CSW含む）に相談しています。

### ④今後の取組み

住民がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会を実現するために必要な取組み、また、団体としてやっていきたいこととして、「サークル活動など日常の活動の中で仲間作りをし、お互い困った時に気軽に頼れる関係を、日々の中で作れる取組みを強化していきたい。」とのご意見をいただきました。

## (4) 現計画の点検・評価結果

### 1) 現計画の評価指標達成状況

- 現計画では3つの基本目標ごとに評価指標が位置づけられており、あわせて17の指標があります。達成状況をみると、「A：達成」は6件(35.3%)に留まっており、次いで「B：改善」が5件(29.4%)、「C：横ばい」が4件(23.5%)、「D：低下」が2件(11.8%)となっています。

#### ■評価指標の達成状況一覧

	A：達成	B：改善	C：横ばい	D：低下	小計
基本目標1	2 (28.6%)	2 (28.6%)	2 (28.6%)	1 (14.3%)	7
基本目標2	2 (33.3%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	6
基本目標3	2 (50.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	4
総計	6 (35.3%)	5 (29.4%)	4 (23.5%)	2 (11.8%)	17

#### ■基本目標1 一人ひとりが福祉の担い手となる仕組みをつくる 評価指標達成状況

評価指標	過年度値 (2019年)	目標値 (2024年)	現状値 (2024年)	達成 状況	備考
地域住民がお互いに協力し、住みよい地域にしたいかなければならないと思う町民の割合	91.4%	90%以上	93.2%	A	町民意識調査 (2019 <sup>※1</sup> 、2024 <sup>※2</sup> )
認知症サポーター数	1,076名 (延べ人数)	1,576名 (延べ人数)	1,338名	B	毎年新規100名養成を目指す
ボランティア登録数	544名	580名以上	485名	D	町社協報告
地域行事に参加している町民の割合	20.6%	30%以上	21.9%	C	町民意識調査
身近な地域における機会と交流の場の確保 <sup>※3</sup>	8箇所	10箇所	8箇所	C	町社協報告
ボランティア登録数(団体数)	25団体	25団体	27団体	A	町社協報告
ボランティア活動に参加した経験がある町民の割合 <sup>※4</sup>	23.2%	40.0%	30.4%	B	町民意識調査

※1) 2019年調査では20歳以上75歳未満の町民1,500名を対象に実施し、863件回収(57.5%)。

※2) 2024年調査では20歳以上75歳未満の町民2,000名を対象に実施し、709件回収(35.5%)。

※3) 生きがいミニデイサービス・町社協サロン・なかゆくい広場等

※4) ボランティア活動に「参加している」+「以前は参加していたが現在は参加していない」割合の合計

■基本目標2 地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる 評価指標達成状況

評価指標	過年度値 (2019年)	目標値 (2024年)	現状値 (2024年)	達成 状況	備考
小地域福祉活動を実施する自治会数	4箇所	6箇所	4箇所	C	町社協報告
かでな安心キットの設置数	276個	350個	230個	D	町社協報告
見守り協定の締結数	12事業所	20事業所	14事業所	B	町社協報告
日常生活における支援が必要となった場合、必要なサービスを受けるためにどうしたら良いか知っている町民の割合	58.4%	60%以上	63.6%	A	町民意識調査 「知っている」と「ある程度知っている」の合計割合
相談先や情報入手の利便性が「良い」、「普通」だと思う町民の割合	61.8%	65%以上	65.6%	B	町民意識調査
町民が利用しやすい公共施設の立地については、「良い」、「普通」だと思う町民の割合	75.0%	75%以上	83.1%	A	町民意識調査

■基本目標3 安全・安心感のある暮らしを支える仕組みづくり 評価指標達成状況

評価指標	過年度値 (2019年)	目標値 (2024年)	現状値 (2024年)	達成 状況	備考
虐待の早期発見、早期支援体制を充実する	—	相談しやすい体制づくりの継続	継続	A	
成年後見制度利用促進基本計画の策定	—	2021年度	2023年度素案作成	B	2024年度、第3次地域福祉推進計画に包含
防災訓練の実施回数	1回	1回以上	1回	A	
防災体制（避難誘導体制）・組織の体制について「良い」、「普通」だと思う町民の割合	56.7%	60%以上	55.3%	C	町民意識調査

## 2) 行政の地域福祉計画における施策の点検・評価結果の概要

- ・基本目標ごとに取組状況と効果の有無を以下に整理しました。
- ・「基本目標3 安全・安心感のある暮らしを支える仕組みづくり」では、7割以上の取組みで「効果があったと思われる」という評価となっています。
- ・一方で、「基本目標2 地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる」では、「効果があったと思われる」取組みが半数程度に留まっています。

基本目標	施策の方向	○×○	△×○	○×△	△×△	△・×	—	小計	効果あり
1 一人ひとりが福祉の担い手となる仕組みをつくる	1 福祉意識の啓発ときっかけをつくる	5 45.5%	1 9.1%	2 18.2%	2 18.2%	0 0.0%	1 9.1%	11 100.0%	6 54.5%
	2 担い手となる人材の育成・確保	3 50.0%	0 0.0%	0 16.7%	2 16.7%	0 0.0%	2 16.7%	7 100.0%	3 42.9%
2 地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる	1 地域で支え合う仕組みづくり	3 42.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 28.6%	0 0.0%	2 28.6%	7 100.0%	3 42.9%
	2 地域活動の活性化支援	3 33.3%	1 11.1%	1 11.1%	2 22.2%	0 0.0%	2 22.2%	9 100.0%	4 44.4%
	3 サービス利用支援と質の向上	5 45.5%	0 0.0%	5 45.5%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	11 100.0%	5 45.5%
3 安全・安心感のある暮らしを支える仕組みづくり	1 自立生活に向けた支援の充実	10 71.4%	0 0.0%	1 7.1%	3 21.4%	0 0.0%	0 0.0%	14 100.0%	10 71.4%
	2 安心して暮らせる地域をつくる	10 83.3%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	12 100.0%	10 83.3%
総計		39 55.7%	2 2.9%	11 15.7%	11 15.7%	1 1.4%	6 8.6%	70 100.0%	41 58.6%

### 表の見方

- ×○：「すべての年度で計画通り取り組めた」かつ「効果があったと思われる」
- △×○：「一部の事業で計画通り取り組めていない」かつ「効果があったと思われる」
- ×△：「すべての年度で計画通り取り組めた」かつ「(効果の有無について)どちらとも言えない」
- △×△：「一部の事業で計画通り取り組めていない」かつ「(効果の有無について)どちらとも言えない」
- △・×：「一部の事業で計画通り取り組めていない」かつ「効果があったとは言えない」
- ：どの課からも総括点検・評価を得られなかった取組み

- ・第2次嘉手納町地域福祉推進計画における行政の64※の取組みのうち50件(78.1%)は、すべての年度で計画通り実施されています。一部計画通りに取り組めていないものは14件(21.9%)あり、その理由として「その他」(78.6%)を除くと「人員確保が困難だった」が4件(28.6%)となっています。
- ・実施された64事業のうち、「効果があったと思われる」取組みは41件(64.1%)と、6割を超えています。成果について「どちらとも言えない」取組みは22件(34.4%)、「効果があったとは言えない」取組みは1件(1.6%)あり、理由として「2. 取組みの効果を把握することが難しい」が13件(56.5%)、「1. 取組みの効果が出るのに時間を要する」が12件(52.2%)となっています。

※計画では全70件だが、6件に関してどの課からも総括点検・評価を得られなかったためそれらを除いた。

### ■実施状況

○すべての年度で計画通り取り組めた	△一部の事業で計画通り取り組めていない	×：未実施	合計
50 (78.1%)	14 (21.9%)	0 (0.0%)	64

### ■未実施理由

1. 予算確保が困難だった	2. 人員確保が困難だった	3. 他部署等との連携が不足していた	4. その他	全体
0 (0.0%)	4 (28.6%)	2 (13.3%)	11 (78.6%)	14

※複数回答2つまで

### ■効果の有無

○効果があったと思われる	△どちらとも言えない	×効果があったとは言えない	全体
41 (64.1%)	22 (34.4%)	1 (1.6%)	64

### ■効果について「どちらとも言えない」、または「効果があったとは言えない」理由

1. 取組みの効果が出るのに時間を要する	2. 取組みの効果を把握することが難しい	3. 取組内容が基本目標に合致していない	4. 新型コロナ感染拡大による活動制限のため	5. その他	全体
12 (52.2%)	13 (56.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (30.4%)	23

※複数回答2つまで

- ・また、取組みの今後の方向性として、「基本目標の実現に向けて、効果があり、継続実施または拡充が必要」が40件(62.5%)と最も多く、次いで「2. 基本目標の実現に向けて、効果がまだ十分あるとは言えず、継続実施が必要」が20件(31.3%)となっています。一方で、「3. 基本目標の実現に向けて、効果があるとは言えず、計画での位置づけや取組みの見直しが必要」が2件(3.1%)となっています。

### ■今後の方向性

1. 基本目標の実現に向けて、効果があり、継続実施または拡充が必要	2. 基本目標の実現に向けて、効果がまだ十分あるとは言えず、継続実施が必要	3. 基本目標の実現に向けて、効果があるとは言えず、計画での位置づけや取組みの見直しが必要	4. その他	全体
40 (62.5%)	20 (31.3%)	2 (3.1%)	2 (3.1%)	64

第2次嘉手納町地域福祉推進計画 担当課一覧表

基本目標	施策の方向	推進施策	行政の取組み	No.	担当課						
					子ども家庭課	福祉課	町民保険課	総務課	企画財政課	産業環境課	都市建設課
1 一人ひとりが福祉の担い手となる仕組みをつくる	1 福祉意識の啓発ときっかけをつくる	(1) やさしさ・思いやりの意識を高める	学校、地域、職場等を通して福祉を学ぶ機会の創設と充実に努めます。 人権教育、福祉教育、道徳教育の充実を図り心のバリアフリー化を推進します。 多様性を認め合うことができる講座や研修会等を開催します。	1	●						
		(2) 地域に参加しやすいきっかけをつくる	地域や関係機関と連携し、市民同士が気軽に交流できる場の整備や機会の創設に努めます。 若い世代が地域に親しみ、貢献する意識を高める啓発活動や事業を支援します。 障害児・者の保護者・家族間の交流の場の開設や交流機会の拡充等の交流事業を通して、多様な人々がいれあう機会の充実に努めます。	2	●		●				
		(3) 交流の機会と場をつくる	地域の実情に応じ、多様な居場所ができるように場の確保を支援します。 多様な主体と連携し、効率的な居場所の運営を支援します。 地域の実情を勘案した子どもの居場所づくりに向けた取組みを進めます。	3			●	●			
	2 担い手となる人材の育成・確保	(1) 地域福祉を担う人材の育成と確保	福祉関係団体や社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。 関係機関等との連携を図り認知症サポーター、ゲートキーパー、介護予防サポーター、手話奉仕員の養成・確保を継続的に実施し、個別支援体制の充実に努めます。	4			●				
		(2) コミュニティソーシャルワーカーの育成と確保	コミュニティソーシャルワーカーの配置等や活動拠点に関する支援を行います。 協議会との連携や生活支援コーディネーター等と連携した支え合いの仕組みづくりに取組みます。	5							
		(3) 交流の機会と場をつくる	福祉関係団体や社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。 関係機関等との連携を図り認知症サポーター、ゲートキーパー、介護予防サポーター、手話奉仕員の養成・確保を継続的に実施し、個別支援体制の充実に努めます。	6	●						
		(4) 交流の機会と場をつくる	地域の実情に応じ、多様な居場所ができるように場の確保を支援します。 多様な主体と連携し、効率的な居場所の運営を支援します。 地域の実情を勘案した子どもの居場所づくりに向けた取組みを進めます。	7	●						
		(5) 交流の機会と場をつくる	福祉関係団体や社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。 関係機関等との連携を図り認知症サポーター、ゲートキーパー、介護予防サポーター、手話奉仕員の養成・確保を継続的に実施し、個別支援体制の充実に努めます。	8		●					
2 地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる	1 地域で支え合う仕組みづくり	(1) 見守り、支え合いの体制づくり	個人情報の提供や共有の在り方を検討します。 地域独自の見守り、支え合いの活動に対する支援や関係機関等とのネットワークの構築に向けた支援を行います。 ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等の増加を踏まえ、必要な支援に適切につなげていくためアウトリーチ（訪問支援）に関する取組みを進めます。	9	●						
		(2) 地域に根差した生活支援活動の推進	地域住民が、社会福祉協議会や関係機関と連携し、新しい支え合いのサービスを創設するための環境整備を進めます。 地域住民や関係機関から提案された活動やサービス内容を事業化する取組みを進めます。 障害者自立支援協議会や要保護児童対策地域協議会等との情報共有を含め、地域に合わせたネットワークづくりを推進します。	10	●		●				
	2 地域活動の活性化支援	(1) 自治会活動の活性化支援	地域住民の自治会加入を促すための啓発活動に対する支援を行います。 自治会が取組む事業やイベント開催などの支援を行います。	11	●						
		(2) 地域関係団体等の活動支援	いつでも気軽に、公民館などが利用できるように開かれた自治会づくりのため先進事例を紹介するなどの支援を行います。	12							
		(3) 各種関係団体等との連携	町民に対し、社会福祉協議会等と連携し各種団体の活動内容をわかりやすく提供します。 子どもの居場所の運営など、新たなボランティア団体等の活動を支援します。	13							
		(4) 各種関係団体等との連携	各種団体が相互に理解しあえるように懇談会の開催、交流会、情報交換会などを開催します。 多様なネットワークを構築するための連絡調整などの支援を行います。	14							
	3 サービス利用支援と質の向上	(1) 包括的な相談体制の構築	地域住民の自治会加入を促すための啓発活動に対する支援を行います。 自治会が取組む事業やイベント開催などの支援を行います。	15	●						
		(2) 分かりやすい情報提供体制の充実	いつでも気軽に、公民館などが利用できるように開かれた自治会づくりのため先進事例を紹介するなどの支援を行います。	16	●						
		(3) 地域の福祉活動を支える活動拠点の整備	地域住民の自治会加入を促すための啓発活動に対する支援を行います。 自治会が取組む事業やイベント開催などの支援を行います。	17	●						
		(4) 地域の福祉活動を支える活動拠点の整備	地域住民の自治会加入を促すための啓発活動に対する支援を行います。 自治会が取組む事業やイベント開催などの支援を行います。	18	●	●					
		(5) 地域の福祉活動を支える活動拠点の整備	地域住民の自治会加入を促すための啓発活動に対する支援を行います。 自治会が取組む事業やイベント開催などの支援を行います。	19							
3 安全・安心感のある暮らしを支える仕組みづくり	1 自立生活に向けた支援の充実	(1) 虐待の防止と権利擁護の推進	学校教育、生涯学習等において人権教育や多様な機会を通じた権利擁護制度に対する普及啓発活動を推進します。	20							●
		(2) 孤立せない環境づくり	機関とのネットワークを強化し虐待防止対策の充実に向けた取組みを推進します。 法務局や沖縄人権協会と連携し、学校等で実施する人権教室や人権啓発活動を推進します。	21							
		(3) 安心して暮らすための支援	日常生活自立支援事業の受け皿の確保、成年後見制度の利用促進を図る取組みを進めるとともに、権利擁護センター等の中核機関を検討します。	22	●						
	2 安心して暮らせる地域づくり	(1) 防犯対策の充実	多様な関係機関と連携し、社会的自立を促す支援施策の充実に努めます。	23	●		●				
		(2) 防災に強い地域づくりの推進	国との再犯防止計画及び沖縄県再犯防止推進計画との整合性を保つとともに、中部保護司会、更生保護女性会等との連携を図り、罪を犯した人に対する様々な支援を実施していきます。 自殺対策推進本部を設置し、自殺対策における町の取組むべき事業について推進していきます（自殺対策計画の推進）。	24							
		(3) 災害時に支援を必要とする人に対する支援	関係機関と連携し就労相談を継続的に実施します。 「グッジョブ・サポート・嘉手納」と連携した就労支援の充実に努めます。 関係機関や不動産事業者等と連携し、「住まいの確保」に向けた取組みを進めます。	25							
		(4) 災害時に支援を必要とする人に対する支援	地域福祉活動の一環として「高齢者タクシー利用助成事業」に取り組んでいます。	26	●						
		(5) 災害時に支援を必要とする人に対する支援	身近な相談窓口の整備を進めるとともに、相談窓口の情報を提供するなど相談しやすい体制づくりを行います。 関係機関等との連携し、分野を超えた包括的な相談支援体制（ネットワーク型）の構築に努めます。	27	●	●	●				
		(6) 災害時に支援を必要とする人に対する支援	情報のバリアフリー化を進めるとともに、情報格差を解消するコミュニケーション支援の充実を図ります。	28	●						
		(7) 災害時に支援を必要とする人に対する支援	「ホームページ」、「広報誌」、「SNS」等の多様な媒体を活用し、個々のニーズに対応できる情報提供体制の充実に努めます。 防災行政無線や防災緊急メール等を活用した防災情報の迅速な周知に取組みます。	29	●						
		(8) 災害時に支援を必要とする人に対する支援	既存公共施設の有効活用を基本とした基盤整備を進めます。	30	●	●					
		(9) 災害時に支援を必要とする人に対する支援	地域のニーズと必要なサービスにつなぐ機能を担う拠点整備に向けた取組みを進めます。	31			●				
		(10) 災害時に支援を必要とする人に対する支援	地域のニーズと必要なサービスにつなぐ機能を担う拠点整備に向けた取組みを進めます。	32	●						
		(11) 災害時に支援を必要とする人に対する支援	地域のニーズと必要なサービスにつなぐ機能を担う拠点整備に向けた取組みを進めます。	33	●						

### 3) 町社協の地域福祉計活動画における施策の点検・評価結果の概要

- ・基本目標ごとに取組状況と効果の有無を以下に整理しました。
- ・基本目標2「1 地域で支え合う仕組みづくり」や「3 サービス利用支援と質の向上」では、すべての取組で「効果があったと思われる」という評価となっています。
- ・一方で、基本目標3「2 安心して暮らせる地域をつくる」では、すべての取組で未実施または効果について「どちらとも言えない」という評価となっています。

基本目標	施策の方向	○×○	△×○	○×△	△×△	△・×	×	小計	効果あり
1 一人ひとりが福祉の担い手となる仕組みをつくる	1 福祉意識の啓発ときっかけをつくる	0 0.0%	4 57.1%	1 14.3%	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%	7 100.0%	4 57.1%
	2 担い手となる人材の育成・確保	1 40.0%	5 40.0%	0 0.0%	0 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%	6 100.0%
2 地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる	1 地域で支え合う仕組みづくり	1 16.7%	5 83.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%	6 100.0%
	2 地域活動の活性化支援	1 16.7%	3 50.0%	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%	4 66.7%
	3 サービス利用支援と質の向上	2 40.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%	5 100.0%
3 安全・安心感のある暮らしを支える仕組みづくり	1 自立生活に向けた支援の充実	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	4 100.0%	3 75.0%
	2 安心して暮らせる地域をつくる	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 57.1%	0 0.0%	3 42.9%	7 100.0%	0 0.0%
総計		6 15.0%	20 50.0%	1 2.5%	9 22.5%	0 0.0%	4 10.0%	40 100.0%	26 65.0%

表の見方

○×○：「すべての年度で計画通り取り組めた」かつ「効果があったと思われる」

△×○：「一部の事業で計画通り取り組めていない」かつ「効果があったと思われる」

○×△：「すべての年度で計画通り取り組めた」かつ「(効果の有無について)どちらとも言えない」

△×△：「一部の事業で計画通り取り組めていない」かつ「(効果の有無について)どちらとも言えない」

△・×：「一部の事業で計画通り取り組めていない」かつ「効果があったとは言えない」

×：未実施の取組

- ・第2次嘉手納町地域福祉推進計画における町社協の全40の取組のうち7件(17.5%)は、すべての年度で計画通り実施されています。一部計画通りに取り組めていないものは29件(72.5%)、未実施だった取組は4件(10.0%)あり、その理由として「その他」(51.5%)を除くと「他部署等との連携が不足していた」が13件(39.4%)、「人員確保が困難だった」が12件(36.4%)となっています。
- ・実施された36事業のうち、基本目標の達成に向けて「効果があったと思われる」取組は26件(72.2%)と7割強となっています。効果について「どちらとも言えない」取組は10件(27.8%)あり、その理由として「その他」(70.0%)を除くと、「取組の効果を把握することが難しい」と「新型コロナ感染拡大による活動制限のため」が、それぞれ4件(40.0%)となっています。

### ■実施状況

○すべての年度で計画通り取り組めた	△一部の事業で計画通り取り組めていない	×：未実施	合計
7 (17.5%)	29 (72.5%)	4 (10.0%)	40

### ■未実施理由

1. 予算確保が困難だった	2. 人員確保が困難だった	3. 他部署等との連携が不足していた	4. その他	全体
0 (0.0%)	12 (36.4%)	13 (39.4%)	17 (51.5%)	33

※複数回答2つまで

### ■効果の有無

○効果があったと思われる	△どちらとも言えない	×効果があったとは言えない	全体
26 (72.2%)	10 (27.8%)	0 (0.0%)	36

### ■効果についてどちらとも言えない理由

1. 取組の効果が出るのに時間を要する	2. 取組の効果を把握することが難しい	3. 取組内容が基本目標に合致していない	4. 新型コロナ感染拡大による活動制限のため	5. その他	全体
1 (10.0%)	4 (40.0%)	0 (0.0%)	4 (40.0%)	7 (70.0%)	10

※複数回答2つまで

- また、取組の今後の方向性として、「基本目標の実現に向けて、効果がまだ十分あるとは言えず、継続実施が必要」が16件(40.0%)と最も多く、次いで「基本目標の実現に向けて、効果があり、継続実施または拡充が必要」が9件(22.5%)となっています。一方で、「基本目標の実現に向けて、効果があるとは言えず、計画での位置づけや取組みの見直しが必要」が3件(7.5%)となっています。

### ■今後の方向性

1. 基本目標の実現に向けて、効果があり、継続実施または拡充が必要	2. 基本目標の実現に向けて、効果がまだ十分あるとは言えず、継続実施が必要	3. 基本目標の実現に向けて、効果があるとは言えず、計画での位置づけや取組みの見直しが必要	4. その他	全体
9 (22.5%)	16 (40.0%)	3 (7.5%)	12 (30.0%)	40

現社協活動計画の取組一覧表

基本目標	施策の方向	推進施策	社協の取組み	No.
1 一人ひとりが福祉の担い手となる仕組みをつくる	1 福祉意識の啓発ときっかけをつくる	(1) やさしさ・思いやりの意識を高める	「社協だより」やホームページ上などで、福祉に関わる情報や地域の活動の状況を継続して提供します。	1
		(2) 地域に参加しやすいきっかけをつくる	学校や関係機関そして地域と連携し、地域活動を通して多くの町民が共に学ぶことができる福祉教育の機会を充実させる取組みを進めます。	2
		(3) 交流の機会と場をつくる	地域のつながりやふれあいの輪が広がるように、世代間や地域間の多様な交流事業を推進するとともに、地域活動や福祉活動に対する情報を提供します。	3
	2 担い手となる人材の育成・確保	(1) 地域福祉を担う人材の育成と確保	小地域福祉活動を通じた地域住民の地域活動等への参加の機会づくりを展開します。	4
		(2) コミュニティソーシャルワーカーの育成と確保	「社協会費」「赤い羽根共同募金」等の事業を通して、地域への参加のきっかけや福祉意識の啓発活動等の継続実施と地域活動に助成される仕組みを検討します。	5
		(3) 地域福祉を担う人材の育成と確保	コミュニティセンター・集会場等を活用し、買い物支援などの地域ニーズを取り入れながら、いつでも誰かと緩やかにつながる機会と場づくりを進めます。	6
		(4) コミュニティソーシャルワーカーの育成と確保	多様な居場所か、住民の安否確認や気になる人の情報が得られる場として機能するように関係団体や組織と連携した取組みを進めます。	7
		(5) 地域福祉を担う人材の育成と確保	町民一人ひとりが目的に応じたボランティア活動に参加できるように、知識・技術を習得できる研修や講座等の充実に努めます。	8
		(6) コミュニティソーシャルワーカーの育成と確保	「ボランティアセンター」においてボランティア活動の受け手と担い手のマッチング機能を高めるとともに、各種団体間の交流、情報交換等に関わる支援を行います。	9
		(7) コミュニティソーシャルワーカーの育成と確保	中地域を単位として、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、コミュニティソーシャルワーク事業の一層の充実に努めます。	10
2 地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる	1 地域で支え合う仕組みづくり	(1) 見守り、支え合いの体制づくり	地域課題の把握を徹底し、地域課題の発見から適切な支援につなげる支え合いの仕組みづくりとネットワークの形成を図ります。	11
		(2) 地域に根差した生活支援活動の推進	制度の狭間にあり、公的サービスでは対応が困難なケースに対し関係機関や地域資源を組み合わせ、適切なサービスにつなげるコーディネート機能の向上を図るための研修会や学習会等を開催します。	12
		(3) 地域で支え合う仕組みづくり	行政区を単位に、支え合いのネットワークの構築に向けた取組みを進めます。	13
	2 地域活動の活性化支援	(1) 見守り、支え合いの体制づくり	関係機関等と連携した要支援者の把握体制と情報共有に関わる事項等を行政や関係機関等と調整するなど、見守り・支え合いの活動がしやすい環境づくりを進めます。	14
		(2) 地域に根差した生活支援活動の推進	企業や事業所等との協定に基づき、見守り活動に対する情報の共有や協力体制の強化に取組みます。	15
		(3) 地域活動の活性化支援	「コミュニティソーシャルワーク事業で進めている「かでな安心キット事業」の充実強化を図ります。	16
		(4) 地域活動の活性化支援	事業を通して把握された福祉ニーズに基づき、地域住民や関係機関と連携した新しい生活支援サービスの創設に向けた検討を行います。	17
		(5) 地域活動の活性化支援	地域課題の解決に向け町民のアイディアが福祉サービスに反映される取組みを進めます。	18
		(6) 地域活動の活性化支援	地域住民が親しみをもって自治会活動に参加することができる環境整備に対する支援を行い、自治会加入を促します。	19
	3 サービス利用支援と質の向上	(1) 地域活動の活性化支援	「社協だより」、「ホームページ」に各自治会情報掲載するとともに、若い世代が自治会に開心を持ち、地域活動へ参加するためのきっかけづくりや交流の場の整備を推進します。	20
		(2) 地域活動の活性化支援	各種団体の特性を活かした活動を地域の中で展開できるように、各種団体が必要とする支援を行います。	21
		(3) 各種関係団体等との連携	各種団体等の交流や相談、情報を共有する場を提供するなど活動しやすい環境づくりを進めます。	22
		(4) 各種関係団体等との連携	関係機関と連携し、多様な世代が担い手となるための環境づくりを支援します。	23
		(5) 各種関係団体等との連携	各種関係団体と地域活動に対する情報交換などを行い、それぞれの専門性を活用した連携体制の構築を図ります。	24
		(6) 各種関係団体等との連携	各種関係団体と地域活動に対する情報交換などを行い、それぞれの専門性を活用した連携体制の構築を図ります。	25
3 安全・安心感のある暮らしを支える仕組みづくり	1 自立生活に向けた支援の充実	(1) 包括的な相談体制の構築	包括的な相談支援体制の構築には、多職種による連携や多機関との協働が基盤となるため、情報共有や事例検討などを行う場（ネットワーク）を行政とも連携・協働しながら推進します。	26
		(2) 分かりやすい情報提供体制の充実	各種関係団体と地域活動に対する情報交換などを行い、それぞれの専門性を活用した連携体制の構築を図ります。	27
		(3) 地域の福祉活動を支える活動拠点の整備	各種団体等のネットワークの形成に向けた連絡協議会等の組織化を検討します。	28
	2 安心して暮らせる地域をつくる	(1) 包括的な相談体制の構築	地域住民や関係団体等の活動の活性化を促すための拠点整備に向けた取組みに協力します。	29
		(2) 分かりやすい情報提供体制の充実	総合福祉センターの充実を図り利用しやすい施設となるよう努めます。	30
		(3) 地域の福祉活動を支える活動拠点の整備	虐待に対する理解と意識を高めるための啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携した虐待防止対策を推進します。	31
		(4) 虐待の防止と権利擁護の推進	認知症等により、判断能力が不十分な方が、日常生活や福祉サービスを利用する上で不利益を被ることないように、日常生活自立支援事業のあり方を検討し成年後見制度等の利用に対する支援と啓発活動を推進します。	32
		(5) 孤立させない環境づくり	地域の小地域福祉活動を通して、気になる人を把握するとともに、民生委員児童委員や自治会等と連携し寄り添い型の支援を推進します。	33
		(6) 防犯対策の充実	行政や関係機関と連携し、生活困窮者等のニーズに応じた新しいサービスの創設に向けた取組みを検討します。	34
		(7) 防災に強い地域づくりの推進	高齢者や判断能力が不十分な方が、電話詐欺や悪徳商法等の犯罪に巻き込まれることがないように、サロン活動などの多様な機会を通して犯罪手口に対する情報提供を行なうとともに、「自分で身を守る」意識の高揚に努めます。	35
3 安全・安心感のある暮らしを支える仕組みづくり	2 安心して暮らせる地域をつくる	(8) 災害時に支援を必要とする人に対する支援	自治会や民生委員児童委員と連携し、地域の主体的な防犯活動に協力するとともに、地域の見守り活動や声かけ活動に参加し犯罪が起こりにくい地域づくりに取組みます。	36
		(9) 防災対策の充実	災害時には、地域住民の主体的な活動が大きな力となることを踏まえ、地域と連携した防災意識を高めるための啓発活動を推進します。	37
		(10) 防災に強い地域づくりの推進	自主防災組織の支援や防災訓練の実施に向けた支援を行います。	38
		(11) 災害時に支援を必要とする人に対する支援	「避難行動要支援者名簿」に基づき、避難誘導支援を受けることができるよう、民生委員児童委員や関係機関と連携し要支援者の把握調査や情報共有化に向けた取組みに対する調整や協力を行います。	39
		(12) 日常から災害時における意識を高めるための、防災講座等の開催	災害時における要支援者の安否確認や避難情報等の整理等に関係機関と連携して協力します。	40

## 第3章 計画の基本的な考え方

### （1）基本理念

町民一人ひとりが、世代を超えた交流を通じて互いに寄り添い、優しさと支え合いの輪を広げることで、誰もが安心して暮らせる、笑顔あふれるまちの実現を目指します。以下の基本理念のもと地域福祉を推進します。

#### 人をつなぎ、支え合い、安心のまち かでな

また、地域福祉を推進するにあたって、以下の3つの基本視点をもって取り組むものとします。

##### 基本視点1 住民主体による地域福祉の推進

地域福祉の基盤は住民一人ひとりが主体となることです。地域の課題を「自分事」として捉え、困りごとを抱えている人を温かく見守り支える意識を育むことが重要です。住民全員が地域の一員として責任を共有し、地域全体で生活課題の解決に取り組む風土を醸成します。

##### 基本視点2 交流を通じた支え合いの仕組みの構築

世代や社会的背景を超えた交流を促進し、人と人、人と地域がつながることで支え合いの輪を広げます。あわせて、地域の特性を活かしたサービスや活動を展開し、多様な社会資源を有効活用することで、新しい支え合いの形を創造します。

##### 基本視点3 包括的で個性を尊重する支援体制の強化

多様な主体（町民、自治会、NPO、企業、町社協等）が連携し、誰一人として孤立させない支援体制を構築します。そのためには、偏見のない受け入れ風土の醸成と、包括的な支援体制を通じた自立支援も不可欠です。地域の連帯意識を高め、すべての町民が安心して暮らせる地域づくりをめざします。

## （2）基本方針

### 1. 気軽に助け合える地域社会の実現

「気軽に助け合える地域社会」の実現には、まずは住民一人ひとりが地域の課題を自分事として捉え、小さな活動からでも参加しやすい仕組みが必要です。そのために、ボランティアや担い手の育成・役割づくりを進め、多様な世代や背景を持つ人々が互いを理解し合い、支え合う文化を醸成していくことが重要です。

見守り・支え合いの体制や地域拠点の機能強化を通じて、早期支援につなげるネットワークを築いていきます。自治会や各種団体の活性化とその連携促進により、地域の人々のつながりを広げ、専門的な知識や技術をもつ関係機関・団体と協働して地域福祉を推進していきます。

### 2. 地域に根差した包括的な支援体制の確立

地域に根差した包括的支援の確立には、複雑化する住民のニーズに対応できるように、相談窓口や支援者の横断的な連携体制を強化し、早期発見・早期介入が可能な地域ネットワークを整備することが不可欠です。あわせて、情報のバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい情報提供に努めるとともに、生活困窮者等への支援や権利擁護に対する理解促進を図り、住民一人ひとりが適切なサービスを受けられる仕組みを充実させることが重要です。

これらの取組みを進めることで、関係機関や地域住民と連携し、よりきめ細やかな支援体制を構築していきます。

### 3. 安心して暮らし続けられる地域環境の実現

交通・居住に関する支援を強化し、高齢者や障害者、子育て世帯などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みを整えます。また、公共施設の防災機能と有効活用を図り、日常時には地域の福祉拠点、非常時には避難所として機能させる体制を整備します。防犯意識や自主防災組織の活性化を通じて、地域ぐるみで安全・安心を守る取り組みを促進します。

これらを一体的に推進することで、地域住民一人ひとりの安全・安心を確保し、誰もが身近な地域で安心して暮らし続けられる地域環境を実現していきます。

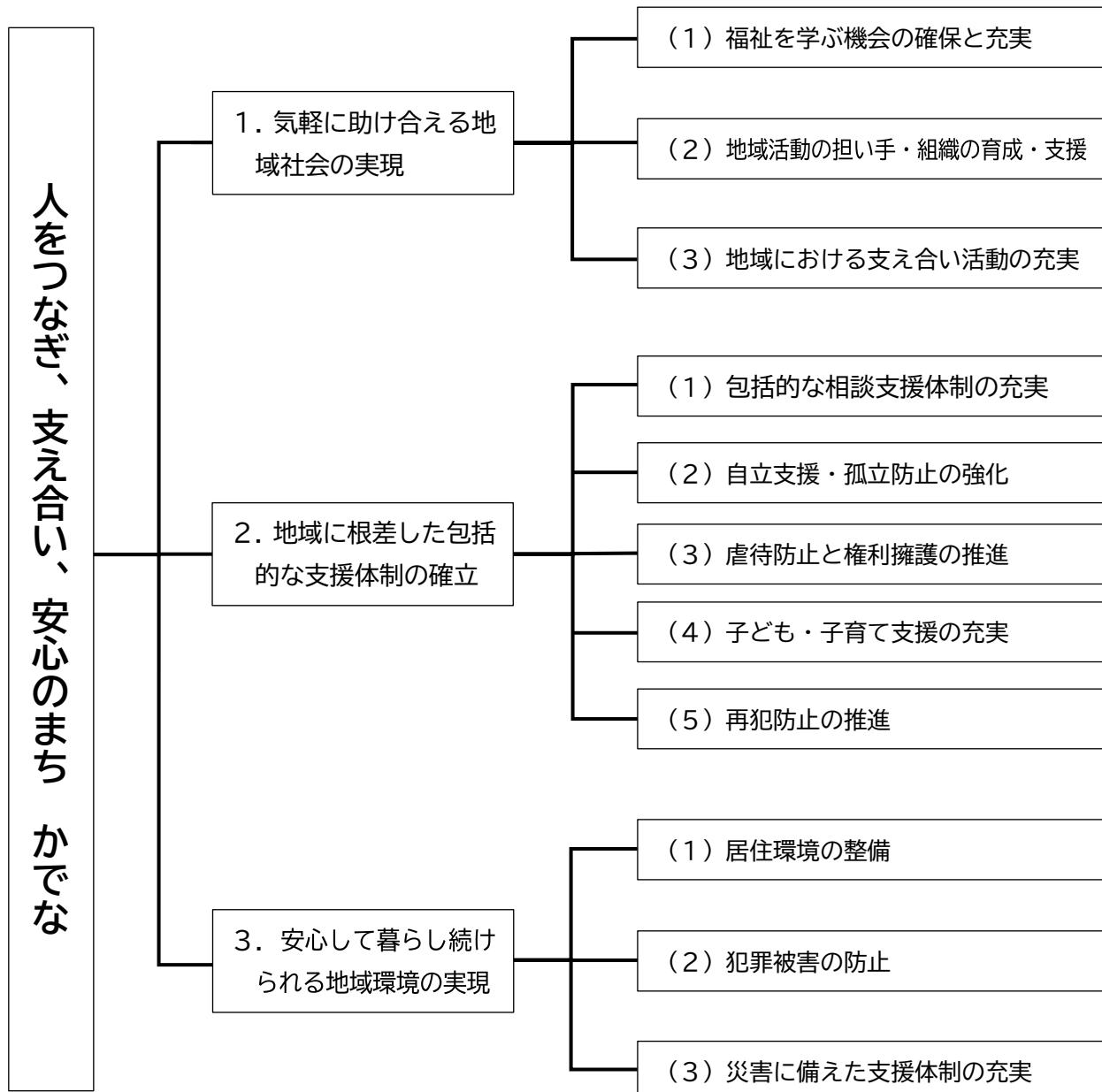
### (3) 施策体系

基本理念の実現に向けて、本計画で定めた基本方針のもと、取り組むべき施策を位置づけた施策体系を以下に示します。

基本理念

基本方針

基本施策



## (4) 成果指標

計画に位置づけられた取組みが課題解決にとって効果的か検証するために、毎年度の進捗確認に加えて、取組みの達成状況を客観的に評価することが不可欠です。そこで、町民アンケートや各種事業の実績をもとに、取組みの成果を測るための指標を設定しました。

本計画における成果指標とは「この水準に達したら成果があったとみなす」という基準となるものです。町民アンケートに基づく指標は、現状値を踏まえた上で現実的な値を設定しています。以下の成果指標を基に計画最終年度の2029（令和11）年度に、それまで町および町社協が実施した取組みの効果を評価します。

### 基本方針1. 気軽に助け合える地域社会の実現

	過年度値 (2019年度)	現状値 (2024年度)	成果指標 (2029年度)	備考
認知症サポーター数	1,076名	1,338名	1,588名	延べ人数 福祉課実績
ボランティア登録数	544名	485名	500名	町社協実績
ボランティア登録数 (団体数)	25団体	27団体	27団体	町社協実績
地域行事に参加している 市民の割合	20.6%	21.9%	27%以上	市民アンケート ※1
ボランティア活動に参 加した経験がある市民 の割合※2	23.2%	30.4%	36%以上	市民アンケート
身近な地域における交 流の場の確保※3	8箇所	8箇所	8箇所以上	町社協把握
見守り協定の締結数	12事業所	14事業所	20事業所	町社協実績
町社協が「どのような 仕事をしているか、だ いたい分かる」市民の 割合	—	44.7%	50%以上	市民アンケート
民生委員・児童委員が 「どのような仕事をし ているか、だいたい分 かる」市民の割合	—	40.8%	46%以上	市民アンケート

※1) 2019年度実施の市民アンケートの回収数は863件、2024年度に実施した際の回収数は709件

※2) ボランティア活動に「参加している」+「以前は参加していたが現在は参加していない」割合の合計

※3) 地域介護予防活動支援事業（ミニデイサービス）（町委託事業）、社協サロン、なかゆくい朝市等

## 基本方針2. 地域に根差した包括的な支援体制の確立

	過年度値 (2019年度)	現状値 (2024年度)	成果指標 (2029年度)	備考
日常生活の支援が必要となった場合に、どうしたらしいか知っている町民の割合	58.4%	63.6%	67%以上	町民アンケート
悩みや不安について「誰に(どこに)相談したらよいか分からない」町民の割合※4	—	21.1%	15%以下	町民アンケート
「再犯防止」の認知度※5	—	7.6%	11%以上	町民アンケート
「成年後見制度」の認知度※6	—	42.0%	48%以上	町民アンケート

※4) 日常生活の中で特に感じている悩みや不安について、「相談していない」人（355 件）ご回答した割合。

※5) 「どのような取組みをしているか、だいたい分かる」とご回答した割合。

※6) 「意味について知っている」とご回答した割合。

## 基本方針3. 安心して暮らし続けられる地域環境の実現

	過年度値 (2019年度)	現状値 (2024年度)	成果指標 (2029年度)	備考
自宅近くの避難場所を知っている町民の割合	—	69.8%	75%以上	町民アンケート
自主防災組織の設立数	—	2	6	第5次総合計画より
津波避難ビルの指定	—	1箇所	3箇所	第5次総合計画より

## （5）福祉圏域

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、町民のより身近な生活・活動範囲を単位とした福祉活動や多様な主体が連携・協働しサービスを提供する範囲の設定が必要とされています。

町民意識調査において「あなたにとって『地域』は、どのくらいの範囲ですか」の問い合わせに答し、「自治会くらいの範囲」が31.3%で最も多く、次いで「嘉手納町の範囲」の25.7%、

「隣近所」の17.3%となっています。年代が若くなるほど、「嘉手納町の範囲」と答える割合が高く、「地域」を広範囲に捉える傾向にあります。反対に年代が上がるほど、「隣近所」と答える割合が高く、「地域」を身近な範囲に捉える傾向にあります。

本町の地理的条件、人口規模及び生活文化等が形成された背景などを考慮しながら、自助・互助、共助、公助という町民や多様な主体がそれぞれに果たすべき役割を踏まえ、個々の取組みを効率よく推進していくための範囲となる「圏域」を次のように設定します。

### 1) 基礎圏域

町民生活で最も身近な単位は、6つの行政区です。各行政区ではコミュニティセンターを中心に年中行事や自治会活動が行われるとともに、高齢者の「地域介護予防活動支援事業（ミニデイサービス）」（以下、ミニデイサービス）や見守り隊等の活動が実践されています。

町民の日常生活や地域活動の実践の場として最も関わりが深く、気軽に声をかけ合うことができる範囲として、行政区を「基礎圏域」として設定します。

### 2) 中圏域

生活課題などを適切な支援や解決方策につなげるコミュニティソーシャルワーカーが配置されている地域です。基礎圏域における活動では解決が困難な福祉ニーズに対し、多様な地域資源の活用を図り、町民の活動をサポートします。

地域の範囲は、関係機関や団体及び町民と連携し、地域独自の支え合い活動を推進しやすい範囲として、地域の実情を考慮し行政区を以下のように2区分した地域を「中圏域」として設定します。

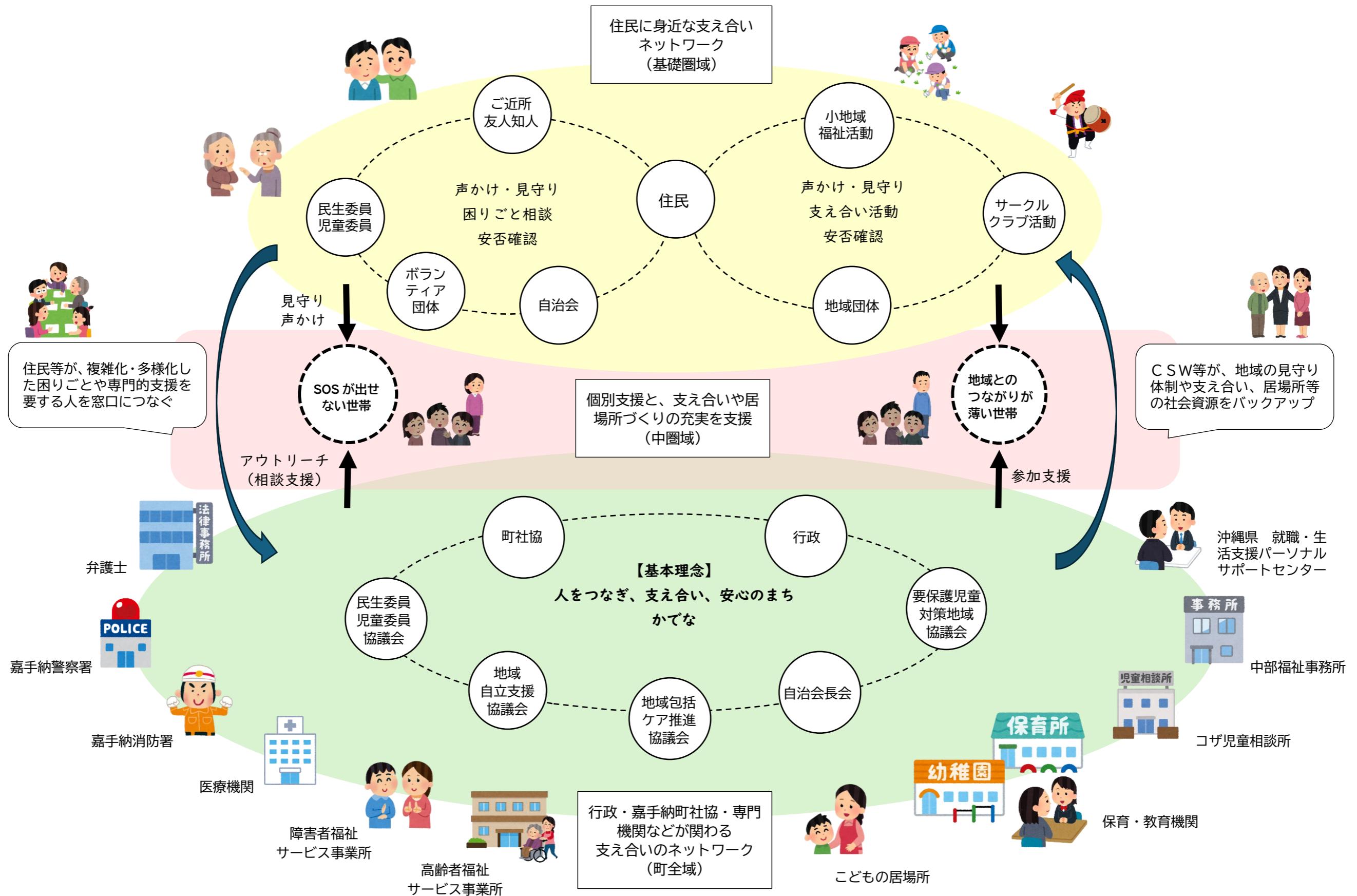
中圏域1：東区、中央区、北区

中圏域2：南区、西区、西浜区

### 3) 町全域

個別圏域では解決が困難な事例や専門性の高い福祉ニーズに対して、広域的なネットワークの活用を図りながら総合的なサービスを提供する範囲として、町全体を「町全域」として設定します。

## ■嘉手納町における支え合いのネットワークのイメージ





## 第4章 行政・町社協の具体的な取組み

### 基本方針1. 気軽に助け合える地域社会の実現

「気軽に助け合える地域社会」の実現には、まずは住民一人ひとりが地域の課題を自分事として捉え、小さな活動からでも参加しやすい仕組みが必要です。そのために、ボランティアや担い手の育成・役割づくりを進め、多様な世代や背景を持つ人々が互いを理解し合い、支え合う文化を醸成していくことが重要です。

見守り・支え合いの体制や地域拠点の機能強化を通じて、早期支援につなげるネットワークを築いていきます。自治会や各種団体の活性化とその連携促進により、地域の人々のつながりを広げ、専門的な知識や技術をもつ関係機関・団体と協働して地域福祉を推進していきます。

#### 基本施策（1）福祉を学ぶ機会の確保と充実

##### 【現状と課題】

- ・小学校の総合的な学習の時間での福祉学習や小中学校での人権教室、高校での手話の体験教室等を通じて、福祉を学ぶ機会を確保してきた。
- ・町社協便りや小中高での事業（小学校ボランティアスクール、いもっ子サマースクール）や地域協力者との取り組み等を通じて知り学ぶ機会の確保と充実を図ってきた。
- ・学校との継続的な連携の難しさや周知不足（プログラムの提示など）が課題。
- ・リアルタイムで必要な人に届けることができていないことが情報発信の課題。

##### 〔町民一人ひとりができること〕

- ・福祉教育等の学習の場や講座に積極的に参加します。
- ・支援を必要とする方に対する理解を深め、偏見や差別意識を持つことがないように一人ひとりを尊重するようにします。

##### 〔地域関係団体ができること〕

- ・学校や関係機関と連携し人権教育や福祉教育、道徳教育などの体験学習を通して福祉に対する理解を深める機会をつくります。
- ・学校や関係機関と連携し、多くの町民が共に学ぶことができる福祉教育環境を充実させる取組みを進めます。
- ・関係機関と連携し、人権教育の推進と制度や利用できる事業などの周知や啓発活動に協力します。

[行政の取組み]

No.	具体施策	取組内容	担当課
1.	・各種講座の確保と講座内容の充実	・学校、地域、職場等での各種講座を通して福祉を学ぶ機会を確保するとともに、講座内容の充実に努めます。	教育指導課 福祉課
2.	・学校教育における福祉教育等の推進	・児童、生徒に福祉の心が育まれるよう、学校での総合的な学習の時間や道徳の時間等で福祉教育を推進します。	教育指導課 福祉課
3.	・障害児・者の保護者等の交流の場の充実	・障害児・者の保護者や家族間の交流を通じて福祉等に関する学びが得られるよう、「ゆんたく会」等の開催を継続していくとともに、多様な交流が図られるよう、当事者等様々な人々の参加を促進します。	福祉課(障害福祉係)
4.	・地域関連団体や福祉関連団体の周知	・福祉の担い手となっている自治会、障害者、高齢者、民生委員児童委員協議会等の団体について、広報かでなや町HP、各種の月間・週間等を通じて、団体活動の周知を図ります。	総務課 子ども家庭課 福祉課
5.	・人権教育、学習の機会の確保	・町民の人権意識の啓発に資するよう、学校教育、生涯学習等において、法務局や沖縄人権協会等と連携し、人権教室や人権啓発活動を推進します。	総務課

[町社協の取組み]

No.	具体施策	取組内容
1	・小中高校等での福祉学習機会の充実	・町内の子ども達の福祉意識の醸成を図るために、小中高校や地域協力者等と連携し、体験学習、小学校ボランティアスクール、いもっ子サマースクールなど福祉教育機会を確保します。
2	・募金活動等を通しての意識啓発	・福祉にかかる様々な事業を支える「町社協会費」や「赤い羽根共同募金」等の確保に向け、町民の福祉意識の啓発を図り、参加を促進します。
3	・地域活動の周知に向けた情報提供方法の多様化	・福祉に関する情報や地域活動の状況等の周知を図るために、「町社協だより」等既存の媒体に加え、SNS等も活用し受け手の興味関心が高まるような情報発信の充実に努めます。

## 基本施策（2）地域活動の担い手・組織の育成・支援

### 【現状と課題】

- ・地域活動の担い手育成に向け、地域住民、高校生、PTA、民生委員、町役場職員等を対象に認知症サポーター、ゲートキーパー、介護予防サポーター、手話奉仕員、ちょこっとお助けゆいまーる事業おたすけ会員等の養成を行った。
- ・養成講座への参加者が少ない講座もあり、手話奉仕員などで人材不足も顕在化している。
- ・自治公民館講座の開催を通じて、住民同士のコミュニケーション機会を確保し、地域の活性化を図っている。
- ・社会状況等の変化により中止、休止となっている活動団体もある。
- ・町社協は、すべてのボランティア団体等とのつながりが強い訳ではない。ボランティア団体との連携を強化し、町民の社会参加の意欲を引き出せるよう、ボランティアコーディネート機能の充実を図る必要がある。
- ・小学校ボランティアスクールなど継続した取組みの中で参加児童も増えている。
- ・いもっ子サマースクールなどへの参加が、ボランティア活動や福祉につながるきっかけとなっている。
- ・町民アンケートをみると、地域活動やボランティア活動については、現在参加しているが1～2割程度、参加したことがないが今後参加したいは3割弱となっている。また、地域活動に参加するうえで支障になっていることとして、「仕事があるので参加する時間がない」(56.1%)が最も高く、次いで「どのような活動があるのか、地域活動に関する情報がない」(23.0%)、「興味のもてる活動が見つからない」(22.6%)となっている。地域活動等への関心を有する町民への情報提供や働きかけ等を進めていく必要がある。

### 〔町民一人ひとりができること〕

- ・自分の経験や知識を活かし、地域活動やボランティアに積極的に参加します。
- ・「できること・やれること」を基本に、自治会や各種団体に参加する。
- ・自治会活動や地域の団体に協力し、地域づくりに貢献します。

### 〔地域関係団体ができること〕

- ・団体に合ったボランティア活動を行い、養成講座などを通じて担い手を増やします。
- ・各種団体が協働・連携して福祉活動を推進するための関係づくりを支援します。
- ・若い世代（子どもや青年会）が参加しやすい自治会活動の仕組みを考えます。

### 〔行政の取組み〕

No.	具体施策	取組内容	担当課
6.	・地域活動を支える人材の育成・確保	・福祉の担い手となる人材を育成するために、関係機関と連携し、認知症サポーター、介護予防サポーター、手話奉仕員、ゲートキーパー等の養成を進めます。	福祉課 町民保険課

No.	具体施策	取組内容	担当課
		・地域福祉推進のキーパーソンの一人となる民生委員・児童委員の育成・確保を図るため、自治会や民生委員児童委員協議会との連携を進めます。	
7.	・地域活動を支える各種ボランティア団体の支援	・地域の支え合い活動等の活性化に資するよう、子どもの居場所の運営組織、各区のミニデイサービスの運営組織、更生保護女性会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、交通安全協会、防犯協会等地域での様々な支え合い活動を担う組織・団体への支援を進めます。	子ども家庭課、 福祉課 総務課
8.	・地域活動の基盤となる自治会との連携強化	・地域活動の基盤となる自治会の維持・発展に向け自治会との連携を強化します。 ・自治公民館を利用する住民が増え、住民同士のコミュニケーションが活性化するよう、自治公民館講座の開催等公民館でのイベント等の充実を支援します。	総務課 中央公民館
9.	・地域の活動拠点の整備・充実	・地域福祉推進の充実に資するよう、その活動拠点となるコミュニティセンターの適正維持管理等に努めます。	総務課

#### 〔町社協の取組み〕

No.	具体施策	取組内容
4	・ボランティアの育成	・町民一人ひとりが目的に応じたボランティア活動に参加できるよう、知識、技術の習得を目的とした養成講座や研修等を開催に努めます。
5	・ボランティア活動の支援	・広報誌の発行や感謝の集い等を通じて、活動の周知や交流の場づくりに努めます。また、ボランティアしたい人の活動機会づくりや、町民ニーズとのマッチングなどボランティアセンターの機能充実を図ります。 ・地域の支え合いを担うボランティア団体の充実に向け、活動支援などを進めます。
6	・自治会活動の活性化支援	・「見守り隊」「ミニデイサービス」「あさかふえ」「屋良っ子番所」等地域活動を通じて、自治会の活性化を図ります。また、若い世代の自治会活動へのきっかけとなるよう、自治会と子ども達、若い世代との接点づくり等を支援します。

No.	具体施策	取組内容
7	・地域活動の担い手支援	・民生委員・児童委員を始めとした、地域活動の担い手が気軽に相談しやすい環境整備に努めます。
8	・地域関係団体の活性化支援	・各種団体がその特性を活かして地域の中で活動が展開できるよう、団体との連携を進め、必要な支援を行っていきます。 ・各団体の担い手育成に向け、団体との連携を図ります。

### 基本施策（3）地域における支え合い活動の充実

#### 【現状と課題】

- ・生活支援コーディネーターを配置し、2020（令和2）年度に支え合い活動の1つとして、「ちよこっとお助けゆいまーる事業」を立ち上げたが、活動の見直し・検討のため2024（令和6）年度から、事業停止している。現在おたすけ会員数は39人となっている。
- ・地域での支え合いのネットワークづくりに資するよう地域資源の発掘・活用を目指しているが、個人情報の取扱い等様々な課題もみられる。
- ・小地域福祉活動を継続している自治会においては、認知症をテーマとした取組みや、一人暮らし高齢者等の訪問活動などを行っている。
- ・子どもや保護者達の交流の場（「あさかふえ」、「屋良っ子番所」）をそれぞれの校区に設け、住民同士の支え合い活動に取り組んでいる。
- ・担い手不足などの活動団体にとどても課題となっている。
- ・町民アンケートをみると、「地域住民がお互いに協力して、住みやすい地域にしていかなければならない」と回答した割合が9割強と、大半の町民が住みやすい地域のための住民相互の協力を必要としている。

#### 〔町民一人ひとりができること〕

- ・誘い合って身近な地域で集まり交流します。
- ・地域で取り組む支え合い活動等に参加するようにします。
- ・地域課題を解決するために、何が必要か話し合い、アイディアを提供するようにします。

#### 〔地域関係団体ができること〕

- ・子育て支援、買い物支援などの地域ニーズに対応し、誰もが世代交流できる居場所を地域に創ります。
- ・活動の一環として、日常的な見守り活動に協力します。
- ・地域の生活課題を話し合う場の提供や解決に向かうアイディアを実践に活かす仕組みづくりに協力します。

#### 〔行政の取組み〕

No.	具体施策	取組内容	担当課
10.	・地域での居場所づくりの充実・支援	・町民ニーズを踏まえ、多様な居場所が創出されるよう、場の確保を支援します。多様な主体と連携し、効率的な居場所の運営を支援します。	子ども家庭課、福祉課（障害福祉係、地域包括支援係）
11.	・地域における見守り体制の充実	・地域の高齢者やその家族等が安心して暮らせるよう、安否確認体制や緊急連絡体制等の充実に向け、「見守り隊」や警察等関係機関との連携を進めます。	福祉課（地域包括支援係） 総務課

No.	具体施策	取組内容	担当課
12.	・地域の支え合い体制づくりの推進	・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を行うことができるするために生活支援コーディネーターが中心となり、地域の支え合いの仕組みづくりを通して、日常生活の支援体制の整備を図っていきます。	福祉課（地域包括支援係）
13.	・認知症高齢者等見守り事業（見守りシール交付）	・認知症により行方不明になるおそれのある者が行方不明になった場合に、早期に発見及び保護するための仕組みを整備し、認知症高齢者等の安全の確保及び介護者等への支援を図ります。	福祉課（地域包括支援係）

[町社協の取組み]

No.	具体施策	取組内容
9	・地域での居場所の充実（ミニデイサービス：町受託事業）	・地域のつながりやふれあいの輪が充実するよう、ボランティア、自治会、事業者等との連携のもと、ミニデイサービスなど地域のコミュニティセンター等を活用した居場所の充実を図ります。
10	・地域での見守り・支え合い活動の充実支援	・ボランティア、地域見守り隊、地域見守り協力活動事業等との連携のもと、見守り活動を推進するとともに、町民や協力事業所の参加促進を図ります。
11	・寄り添い型支援の充実と支え合いのネットワークの構築	・かでな安心キットや小地域福祉活動等を通して、気になる人を把握します。また、民生委員・児童委員や自治会等との連携を通して寄り添い型の支援を推進し、支え合いのネットワークの構築に向けた取組みを進めます。

## 基本方針2. 地域に根差した包括的な支援体制の確立

地域に根差した包括的支援の確立には、複雑化する住民のニーズに対応できるように、相談窓口や支援者の横断的な連携体制を強化し、早期発見・早期介入が可能な地域ネットワークを整備することが不可欠です。あわせて、情報のバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい情報提供に努めるとともに、生活困窮者等への支援や権利擁護に対する理解促進を図り、住民一人ひとりが適切なサービスを受けられる仕組みを充実させることが重要です。

これらの取組みを進めることで、関係機関や地域住民と連携し、よりきめ細やかな支援体制を構築していきます。

### 基本施策（1）包括的な相談支援体制の充実

#### 【現状と課題】

- ・高齢者に関する相談等は地域包括支援センターで、障害者に関する相談等は障害福祉係で、困窮者に関する相談等は社会福祉係で、子ども・子育てに関する相談等は子ども家庭課で対応している。複合的な課題に対しては、関係各課で連携して対象者の支援に対応している。
- ・地域との普段からのつながりを通して気になる方の把握や必要な支援を行っている。
- ・町民アンケートにおいて、日常生活の悩みや不安として、「自分の健康に関するここと（36.7%）、「収入や家計に関するここと（36.5%）を選んだ割合が高い。ただ、日常生活の悩みや不安について、男性のほうが「相談していない」割合が高く（65.5%）、女性のほうが「相談している」割合が高い（43.3%）。

#### 〔町民一人ひとりができるここと〕

- ・気になる人を発見した場合、町社協等の関係機関に連絡するようにします。
- ・地域で気軽に相談できる先を把握し、多様な相談窓口を積極的に活用します。

#### 〔地域関係団体ができるここと〕

- ・関係機関と連携し困りごとを抱える人を相談窓口につなぎ、「抜け漏れ」のない把握体制づくりに協力します。
- ・民生委員・児童委員、福祉関係団体と連携し、相談支援につながる活動に協力します。
- ・必要な相談窓口がどこにあるのかの情報共有と利用について学習の機会をつくります。

[行政の取組み]

No.	具体施策	取組内容	担当課
14.	・情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ホームページ」、「広報誌」、「SNS」等の多様な媒体を通じて相談窓口や支援サービスの情報提供に努めます。</li> <li>・情報のバリアフリー化を進めるとともに、情報格差を解消するコミュニケーション支援の充実を図ります。</li> </ul>	福祉課 子ども家庭課 総務課
15.	・情報共有及び連携強化の推進	・生活に困りごとを抱えている人の年齢や属性、障害の有無などに問わらず、部局や制度の垣根を超えた包括的な支援を実行できるよう、関係課や関係機関との情報共有・連携強化に努めます。	福祉課
16.	・地域包括支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを支援するため専門職の適正配置を含め、人員体制の充実に向けた取組みを進めます。</li> <li>・また、活動内容等の周知を図るとともに、各種関係機関との連携を図りながら地域の様々な課題へ対応することができる体制づくりに取り組みます。</li> </ul>	福祉課(地域包括支援係)
17.	・総合相談支援事業の充実	・高齢者が日常的に抱えている問題や8050問題、老老介護、認認介護、高齢者の虐待等に対応し、適切な支援につなげていくため、地域、民生委員・児童委員並びに関係機関等と連携した相談体制の充実を図ります。	福祉課(地域包括支援係)
18.	・身近な相談窓口の充実	・各区コミュニティセンターが高齢者の相談内容を相談窓口へとつなぐことができるよう、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、認知症支援推進員との関係性の構築や連携体制の充実を図る取り組みを進め、適切なサービスにつなげができる体制づくりを進めます。	福祉課(地域包括支援係)

No.	具体施策	取組内容	担当課
19.	・障害福祉に関する包括的な相談支援体制の構築	・複雑・多様化する福祉ニーズや、増加する相談ニーズに対応するため、自立支援協議会（相談支援部会）、相談支援事業所及び関係機関等と連携し、包括的に相談を受け止める体制の構築を図ります。 ・また、計画相談支援を担う相談支援専門員等の資質の向上や人材の確保を促進します。	福祉課（障害福祉係）
20.	・障害福祉に関する相談支援事業の充実	・経年増加する相談件数や複雑・多様化する相談内容に適切に対応していくため、自立支援協議会（相談支援部会）の機能強化を図るとともに、各相談員からの報告と支援の管理を行うなど、障害のある町民が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の一層の充実を図ります。	福祉課（障害福祉係）
21.	・子育てに関する相談体制の充実	・こども家庭センターを子育て家庭の総合的な相談窓口とし、地域子育て支援センター等の関係機関と連携を密にした相談支援のネットワークの強化に努めます。	子ども家庭課（母子保健係）
22.	・こころの健康及び自殺対策の推進	・こころの健康相談、ゲートキーパー養成講座、こころの健康講演会等を開催し町民のこころの健康づくりに努めます。 ・また、自殺対策推進本部において本町の自殺の状況を関係課で共有し、取り組むべき事業について推進します。	・町民保険課

[町社協の取組み]

No.	具体施策	取組内容
12	・総合相談支援の充実	・コミュニティソーシャルワーカーが地域や関係機関、他の事業担当者との連携を継続的に行い、個別支援にあたります。必要に応じてケース会議を主催したり、他機関等のケース会議に参加したりします。
13	・包括的な相談支援体制に関する協議	・専門職及び関係機関との顔の見える関係性を引き続き継続するとともに、嘉手納町における包括的な相談支援体制のあり方について行政及び関係機関と協議を進めます。

## 基本施策（2）自立支援・孤立防止の強化

### 【現状と課題】

- ・全世帯の約5世帯に1世帯は高齢者の一人暮らし、または高齢夫婦のみで暮らしている。
- ・町社協サロン、ミニデイサービス等の利用は減少傾向にある。
- ・ふれあい訪問事業は担い手不足もあり利用開始に至らないこともある。
- ・生活保護の受給世帯は減少傾向にある一方で、町社協の貸付相談では潜在化していた世帯等からの相談が増加している。
- ・町民アンケートにおいて、地域で困った人を見かけた場合の対応について、誰か（どこか）に「相談している」、「相談していない」はそれぞれ2割弱（17.3%、16.6%）。相談していない理由として「誰に（どこに）相談したらよいか、分からぬ（分からなかつた）から」が4割弱（36.4%）と最も高い。

### 〔町民一人ひとりができること〕

- ・地域と関わりをもつようにし、困った時には支援を求める声をあげられるようにします。
- ・小さな異変等に気づいた場合、自治会や民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援員等に連絡します。
- ・地域の中で孤立している人がいないか気にかけ、気になる人がいれば関係機関に相談するようにします。

### 〔地域関係団体ができること〕

- ・自治会や関係機関と連携し、気になる人の把握や情報提供を行います。
- ・コミュニティソーシャルワーカーと連携し、当事者が社会的に自立することができるよう社会資源を活用した支援の仕組みづくりに協力します。
- ・個々の状況や適性に応じた活躍の場を提供していきます。

### 〔行政の取組み〕

No.	具体施策	取組内容	担当課
23.	・CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーク）事業（国の補助金を活用）	・コミュニティソーシャルワーカーを町社協に配置することで、地域住民や地域団体、関係機関との情報共有を促進し、地域住民だけでは対応が難しい課題の解消に取り組みます。 ※国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用	福祉課（社会福祉係）
24.	・生活困窮者の相談支援	・働きたくても働けない方や住むところがない方などが適切な支援を受けられるよう、沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター中部や町社協の総合相談など相談窓口の周知を図ります	福祉課

No.	具体施策	取組内容	担当課
		す。また、必要に応じて生活保護制度の案内や申請支援等の支援を行います。	
25.	・ひきこもり相談支援	・ひきこもり相談窓口を設け、相談者の年齢や性別、障害の有無に関わらず相談可能な体制を構築します。また、県内各所にあるひきこもり相談窓口についても周知します。	福祉課
26.	・就労支援	・「グッジョブ・サポート・嘉手納」と連携した就労支援の充実に努めます。	産業環境課(商工振興係)
27.	・就労支援及び就労機会の確保	・自立支援協議会を通して就労支援事業所、計画相談員、障害者就労・生活支援センター等の関係機関等との連携や、就労支援に関する課題解決に向けた取組を検討します。 ・一般就労が困難な状況にあっても、就労意向を尊重し就労に必要な知識や技術の取得に向けた支援の充実を図るとともに、障害の程度や状況を考慮し働くことができる福祉的就労機会の確保に努めます。	福祉課(障害福祉係)

#### 〔町社協の取組み〕

No.	具体施策	取組内容
14	・CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーク)事業 ※町の補助金を活用	・制度の狭間や社会的孤立にある方へ、地域、関係機関との連携の中でアウトリーチをもとに必要な支援を行っていきます。
15	・社協サロン	・主に制度やサービスにつながっていない閉じこもりがちな高齢者を対象に、新たな社会参加の場を提供し、仲間づくり、孤立感の解消、介護予防、健康づくりを目的として、また地域や制度・サービスへつなぐことも視野に入れながら事業の推進を図ります。
16	・ふれあい訪問事業	・地域で見守るきっかけづくりや、ボランティアとのふれあいを通じて地域の中で支え合いながら安心感を得ていただくことを目的として、ひとり暮らしの高齢者世帯などを対象に、同じ地域に住むボランティアが訪問する事業を行います。

No.	具体施策	取組内容
17	・生活福祉資金貸付事業	・所得の少ない世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付を行います。
18	・フードバンク事業	・家庭や企業から期限が1ヶ月ほど残っている食料を寄附いただき、緊急一時的に食料の支援が必要な方へ提供します。
19	・高齢者等食の自立支援事業（配食サービス）（町受託事業）	・日常生活に支障のある在宅の高齢者及び心身に障害がある者に対し、食生活の改善及び安否確認を行い、福祉の向上を図ります。
20	・障害者地域生活支援事業（町受託事業）	・障がい児・者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、柔軟な形態により事業を実施します。事業を通じて障がいについての理解・啓発に努め、障がいがあっても自立した豊かな暮らしを営むことができるように取り組みます。

### 基本施策（3）虐待防止と権利擁護の推進

#### 【現状と課題】

- ・高齢者及び障害者虐待防止に対する啓発や相談窓口を広報などでに掲載し、相談できる体制の周知を行っている。
- ・日常生活自立支援事業の利用者は4名いるものの、専任の専門員がおらず兼務で対応しているほか、支援員の人数も限られており、新規の受入体制が十分に整っていない。

#### 〔町民一人ひとりができること〕

- ・虐待防止や権利擁護制度について、理解を深めていきます。
- ・虐待などの権利を侵害する行為を発見したら、迷わず関係機関に通報するようにします。

#### 〔地域関係団体ができること〕

- ・地域の見守り活動（「見守り隊」）に積極的に参加し、虐待の早期発見や早期対応に協力します。
- ・権利擁護制度等が必要ではないかと思われる地域住民の情報を関係機関に連絡します。

#### 〔行政の取組み〕

No.	具体施策	取組内容	担当課
28.	・高齢者虐待防止の普及啓発活動の推進	・夜間・休日相談事業の実施等、相談機能を強化し、高齢者虐待に対する相談支援や対応体制の強化に努めるとともに相談窓口の周知徹底を図ります。 ・また、高齢者虐待防止に関する普及啓発に努めます。	福祉課（地域包括支援係）
29.	・障害者虐待防止の普及啓発活動の推進	・地域包括支援センター、関係機関等との連携を図り、事実確認、訪問調査、対応方針の協議やケース会議を開催するなど、さまざまなやり取りの中で虐待を見逃さない取組を推進します。 ・また、虐待防止と虐待の早期発見・早期対策を広く普及していくため、虐待に関する知識、相談窓口や通告義務等についての周知を図ります。	福祉課（障害福祉係）

〔町社協の取組み〕

No.	具体施策	取組内容
21	・日常生活自立支援事業の充実	・認知症等により判断能力が不十分な方々が、日常生活や福祉サービスを利用する上で不利益を被ることがないように、日常生活自立支援事業の充実を図ります。
22	・専門員や生活支援員の確保	・「日常生活自立支援事業」の利用者及び利用待機者に適切に対応できるよう、専門員や生活支援員の確保について行政と協議し、人材の確保に努めます。

## 基本施策（4）子ども・子育て支援の充実

### 【現状と課題】

- ・あさかふえにおいては継続する中で、利用する子どもたちが増加、月曜日朝の日常の光景になってきている。また、あさかふえマルシェでは子ども、子育て世代、地域住民が交流する場、人と人のつながる機会ともなっている。
- ・屋良っ子番所では、2か所合わせて70名以上の子どもが立ち寄り、交流する場となり、子どもたちと自治会・町社協が顔見知りとなり、より身近な存在になってきている。また、ものづくり体験などを防犯協会と実施する中で、コミュニティセンターの中に入り過ごすきっかけも増えている。
- ・他方で、保護者とのつながりづくりはまだこれからの段階にある。
- ・どの事業も町社協単独の事業ではなく、自治会や関係機関との協働により実施していることが町社協らしい事業形態でもあるが、継続実施等には協働先の状況等も含めた判断が必要となる。

### 〔町民一人ひとりができること〕

- ・地域の中で孤立している子育て世帯がいないか気にかけ、気になる人や子どもがいれば関係機関に相談するようにします。

### 〔地域関係団体ができること〕

- ・自治会や関係機関と連携し、気になる子育て世帯の把握や情報提供を行います。

### 〔行政の取組み〕

No.	具体施策	取組内容	担当課
30.	・児童虐待防止対策の推進	・深刻化しつつある児童虐待への迅速な対応を図るため、福祉、保健、教育機関等と連携した「要保護児童対策地域協議会」において、虐待の早期発見、未然防止に努めるとともに、虐待を受けた児童やその保護者、家庭の立ち直り支援の充実を図ります。	子ども家庭課 (児童福祉係)
31.	・いじめ、非行、不登校等への対応	・いじめ、不登校等の実態調査、学校生活アンケートの実施による問題行動の早期発見を行うとともに、青少年センターとの連携による指導体制の強化に努めます。 ・また、支援を要する児童生徒やその保護者の悩み・相談に対し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携により情報収集、情報提供体制の強化を図るとともに、専門性を高めた相談支援の充実に努めます。	教育指導課

No.	具体施策	取組内容	担当課
32.	・子どもの居場所づくり	・子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもの生活面から学習面まで多面的に支援するため、関係団体等と連携し、子どもの居場所づくりを支援します。	子ども家庭課 (児童福祉係) 教育総務課
33.	・支援対象児童等見守り強化事業	・要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている者の居宅を訪問し、状況の把握や食事の提供等を通じた子どもの見守り体制の強化に努めます。	子ども家庭課 (児童福祉係)
34.	・要支援家庭寄り添い支援事業	・不登校やひきこもり、ヤングケアラーなど、困難を抱える子どもに対して個別にアプローチし、支援します。 ・学校や関係機関と連携して情報共有を図り、早期支援や卒業後の支援継続に努めます。	子ども家庭課 (児童福祉係)

[町社協の取組み]

No.	具体施策	取組内容
23	・子ども・子育て世代とのつながりづくり	・自治会や関係機関、地域の事業者とともに、あさかふえや屋良っ子番所を通じて、子どもや子育て世代とのつながりや多世代交流の機会づくりに努めます。 ・子育て世代のニーズ把握と地域とのつながりづくりを目的に、直接話し、考えあう場の実施に努めます。
24	・みんなでゆるクッキング会	・SSW（スクールソーシャルワーカー）と協働し、同世代の子ども達や保護者同士が交流することで、交友関係を築いたり、さまざまな人と関わったりする場となることなどを目的に実施します。

## 基本施策（5）再犯防止の推進

※本施策の内容をもって、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画における具体的な取組内容とします。

必要とされる福祉的支援が届かないことが再犯につながるという指摘もあることから、再犯防止の取組として、行政、学校、地域の福祉関係機関、民間協力者、地域住民等が力を合わせていく必要があります。

犯罪や非行のない安全で安心な地域社会づくりを進めるためにも、生きづらさを抱えて罪を犯した人の更生について理解を深め、再犯防止の重要性等に関する周知、情報提供の充実を図り、再犯防止の推進に取り組みます。

### 【現状と課題】

- ・町民アンケートにおいて、「再犯防止」（罪を犯した人が再び犯罪をしないようにすること）について「どのような取組みをしているか、だいたい分かる」は7.6%に留まり、「言葉を聞いたことはあるが、どのような取組みをしているかはよく知らない」が72.4%と認知度がかなり低い状態である。
- ・一方で、「再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である。」という意見に対して、「そう思う」が約7割という結果になっている。
- ・2019（令和元）年に嘉手納中学校の全校生徒に実施した「薬物に関する意識実態調査」によると、大麻を吸うことに対して生徒の約80%が「悪い」と回答している一方で、約20%が「どちらとも言えない」と回答。

### 〔町民一人ひとりができること〕

- ・安全で安心な明るい地域社会づくりのため、再犯防止の重要性や再犯防止における各種活動の取組について、理解を深めていきます。
- ・再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除し孤立させるのではなく、再び受け入れができる「誰一人取り残さない」社会の実現が大切であるという理念の理解に努めます。
- ・夜遅く徘徊したり、たむろしたりしている児童生徒を見かけた場合、自治会や学校、警察などに情報共有します。

### 〔地域関係団体ができること〕

- ・再犯防止の重要性や再犯防止における各種活動の取組について理解を深め、保護司会や更生保護女性会等の更生保護関係団体や関係機関と連携し、再犯防止活動の取組への協力を行います。
- ・保護司や更生保護女性会の会員、協力雇用主になることで、犯罪をした人の社会復帰に向けて支援します。
- ・青少年の犯罪被害や非行防止のため、夜間巡回活動や「少年を守る日」（毎月第3金曜日）の夜間街頭指導に協力します。

〔行政の取組み〕

No.	具体施策	取組内容	担当課
35.	・中部保護司会及び更生保護女性会等との連携推進	・国及び県の再犯防止推進計画を踏まえ、町広報紙等での広報や「社会を明るくする運動」を通じて、中部保護区保護司会や更生保護女性会等との連携強化、活動の認知度向上を図ります。	総務課（行政係） 福祉課
36.	・保護司会等への支援	・中部保護区保護司会に対して負担金の交付や保護司等が面接する場所の確保に向けた協力等、保護司会等の取組の支援を行います。	総務課（行政係） 福祉課
37.	・「社会を明るくする運動」への取組	・「社会を明るくする運動強調月間」において、運動の周知活動及び出発式の開催等の協力を行い、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、罪や非行防止、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進を図ります。	総務課（行政係）
38.	・更生保護関係団体への支援	・更生保護女性会等の地域で更生保護に関わる活動を行う団体に対し補助金を交付し、地域活動の充実を促進します。 ・中部保護区保護司会や更生保護施設がじゅまる沖縄等の更生保護に関わる活動団体へ負担金を交付し、更生保護活動の支援を行います。	総務課（行政係） 福祉課
39.	・居住支援事業の検討	・住民が身近な地域で暮らし続けていくことができるよう、住まいの確保、入居後の生活支援に努めます。	福祉課（社会福祉係）
40.	・薬物乱用防止教室の開催	・町内の小中学校において、関係機関と連携して薬物乱用防止教室を開催し、児童生徒に対して薬物の危険性や害悪を伝えます。また、生徒指導連絡会を通じてPTAや青少年関係団体等との連携強化に努めます。	教育指導課
-	・情報共有及び連携強化の推進 (No. 15 から再掲)	・生活に困りごとを抱えている人の年齢や属性、障害の有無などに問わらず、部局や制度の垣根を超えた包括的な支援を実行できるよう、関係課や関係機関との情報共有・連携強化に努めます。	福祉課

No.	具体施策	取組内容	担当課
-	・生活困窮者の相談支援 (No. 24 から再掲)	・働きたくても働けない方や住むところがない方などが適切な支援を受けられるよう、沖縄県 就職・生活支援パーソナルサポートセンター中部や町社協の総合相談など相談窓口の周知を図ります。また、必要に応じて生活保護制度の案内や申請支援等の支援を行います。	福祉課
-	・就労支援 (No. 26 から再掲)	・「グッジョブ・サポート嘉手納」と連携した就労支援の充実に努めます。	産業環境課(商工振興係)
-	・いじめ、非行、不登校等への対応 (No. 31 から再掲)	・いじめ、不登校等の実態調査、学校生活アンケートの実施による問題行動の早期発見を行うとともに、青少年センターとの連携による指導体制の強化に努めます。 ・また、支援を要する児童生徒やその保護者の悩み・相談に対し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携により情報収集、情報提供体制の強化を図るとともに、専門性を高めた相談支援の充実に努めます。	教育指導課

### 基本方針3. 安心して暮らし続けられる地域環境の実現

交通・居住に関する支援を強化し、高齢者や障害者、子育て世帯などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みを整えます。また、公共施設の防災機能と有効活用を図り、日常時には地域の福祉拠点、非常時には避難所として機能させる体制を整備します。防犯意識や自主防災組織の活性化を通じて、地域ぐるみで安全・安心を守る取り組みを促進します。

これらを一体的に推進することで、地域住民一人ひとりの安全・安心を確保し、誰もが身近な地域で安心して暮らし続けられる地域環境を実現していきます。

#### 基本施策（1）居住環境の整備

##### 【現状と課題】

- ・障害者の住宅入居等支援事業利用件数は過去4年平均で7件。なお、家賃の高騰により、町内においての住宅確保が困難な状況にあるため、不動産会社・家主等と綿密に連携し、スムーズな支援を行える体制構築を図る必要がある。
- ・不動産会社と連携しながら賃貸住宅の情報提供や住み続けるために必要な支援を関係機関とともにに行っている。
- ・高齢者外出支援助成事業は、年々利用者が増えており、高齢者の外出支援に一定効果があったものと推察される。高齢者の社会参加の促進に向け、事業の周知と利用促進を図る必要がある。

##### 【地域関係団体ができるうこと】

- ・町社協や企業、関係機関と連携し、ひとり暮らし高齢者等の住宅環境の改善に向けた活動を推進します。

##### 【行政の取組み】

No.	具体施策	取組内容	担当課
41.	・嘉手納町高齢者外出支援タクシー料金助成事業	・移動手段の確保が難しい高齢者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減、日常生活の利便性の向上及び社会生活圏の拡大を図ります。	福祉課（社会福祉係）
-	・居住支援事業の検討（No. 39 から再掲）	・住民が身近な地域で暮らし続けていくことができるよう、住まいの確保、入居後の生活支援に努めます。	福祉課（社会福祉係）
42.	・高齢者居住サポート事業	・家賃の支払能力があるにもかかわらず、連帯保証人が確保できない等を理由に、賃貸住宅への入居に困窮している高齢者に対して、入居の支援等を行います。	福祉課（社会福祉係）

No.	具体施策	取組内容	担当課
43.	・障害者の居住の場の確保	・相談支援事業所、不動産業者等と連携し、障害のある町民等で民間の賃貸住宅等への円滑な入居を支援します。	福祉課(障害福祉係)
44.	・障害者の移動支援の充実	・移動支援事業報酬額等について中部圏域市町村間での協議を行うなど、障害特性に応じた移動・交通手段に関わる環境整備を推進するための取組を進めます。	福祉課(障害福祉係)

[町社協の取組み]

No.	具体施策	取組内容
25	・暮らし続けられる居住環境への支援	・不動産会社や関係機関と連携しながら住み続けるために必要な支援を行います。

## 基本施策（2）犯罪被害の防止

### 【現状と課題】

- ・ミニデイサービス、あさかふえ、屋良っ子番所などにおいて、嘉手納警察署等と連携しながら防犯意識の啓発を行っている。
- ・自治会長会や障害者自立支援協議会等で嘉手納警察署より詐欺等の防犯に関する情報提供を行い、防犯対策の普及・意識啓発を進めている。
- ・消費者トラブルが多様化していることから、予防対策を強化していく必要がある。

### 〔町民一人ひとりができること〕

- ・犯罪に巻き込まれないための知識や意識を高めるようにします。
- ・「あやしい」と思ったら、関係機関に連絡、相談するようにします。
- ・地域の防犯活動に参加し、住民相互による見守り活動を行います。

### 〔地域関係団体ができること〕

- ・関係機関や地域と連携し、防犯パトロールなどの防犯活動に積極的に参加します。
- ・悪徳商法などの被害に合わないように、犯罪手口の情報提供や犯罪意識を高めるための啓発活動に協力します。

### 〔行政の取組み〕

No.	具体施策	取組内容	担当課
45.	・防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域で安全・安心な環境を確保していくため、警察や関係機関と連携し、町民の防犯意識を高める啓発活動を進めるとともに、地域住民の防犯活動への取組みに対する支援を行います。</li><li>・悪徳商法や凶悪犯罪、電話詐欺等あとを絶たないトラブルに巻き込まれないよう、警察等と連携し、犯罪事例の紹介や対処方法についての情報提供や研修会、講座を開催します。</li></ul>	総務課 福祉課

### 〔町社協の取組み〕

No.	具体施策	取組内容
26	・防犯意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者や判断能力が不十分な方々をはじめとした地域住民が、悪徳商法、電話詐欺等の犯罪に巻き込まれることがないように、多様な機会を通して犯罪手口に対する情報提供を行います。</li></ul>

## 基本施策（3）災害に備えた支援体制の充実

### 【現状と課題】

- ・自治会や福祉団体、高校を対象に防災出前講座を開催し、防災意識の啓発に努めた。
- ・防災に強い地域づくりに向け、防災備蓄倉庫の整備及び防災備蓄品の確保を行うとともに、防災情報への円滑なアクセスを図るための情報システムの構築、避難所での Wi-Fi 設備の整備を進めた。
- ・さらに、福祉避難所の指定（嘉手納町総合福祉センター、かでな未来館）、津波避難ビルとなる公共施設の整備、避難所となる自治公民館周辺の歩道整備等道路環境の改善に取り組んだ。
- ・引き続き、防災意識の啓発、防災施設・設備の充実・強化に取り組んでいく必要がある。
- ・避難行動要支援者の名簿登録は、98人が登録しており、引き続き登録希望確認を行いながら、登録を進めている。また、登録者には希望により防災無線の戸別受信機の設置を行っている。
- ・要支援者の名簿登録が十分とは言えず、町社協等と連携しつつ、取り組んでいく必要がある。さらに、名簿登録者の個別避難計画の作成も必要となっているが、現在作成が進んでいない。関係者等とも連携しつつ、取り組んでいく必要がある。
- ・町民アンケートをみると、災害の備えとして必要だと思うことは、「避難所や避難ルートの確保・整備」(53.6%)、「非常食などの備蓄」(51.3%)、「危険な箇所の把握」(41.5%)と回答した割合が高い。

### 〔町民一人ひとりができること〕

- ・日頃から、防災に対する正しい知識を身につけるための活動や研修会に参加します。
- ・地域の自主防災組織活動や地域の避難訓練等に積極的に参加し、地域の避難場所や避難経路等を確認しておきます。
- ・災害時の支援が必要と感じた場合には、「避難行動要支援者名簿」への登録を行うします。

### 〔地域関係団体ができること〕

- ・地域や関係機関と連携し防災訓練に参加するなど、自主防災意識を高める取組みを進めます。
- ・避難行動要支援者の把握、情報更新、情報共有に向け、要支援者本人への確認を含め調整に協力します。
- ・地域の自主防災組織や関係機関と連携した避難誘導体制に協力します。

[行政の取組み]

No.	具体施策	取組内容	担当課
46.	・防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時等に町民が適切な行動が行えるよう、自治会、自主防災組織、学校、福祉事業所等と連携し、防災出前講座の開催、防災訓練の実施等を通じて防災意識の啓発を図ります。</li> <li>・地域防災計画等に基づき、必要物資の備蓄や情報伝達方法の強化を図るとともに、指定避難所等での備蓄倉庫の整備、防災活動拠点の機能強化、津波避難ビルや福祉避難所の指定等を進めます。</li> </ul>	総務課 都市建設課 福祉課
47.	・地域の防災力向上に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災力の向上を図るため、自治会等と連携し自主防災組織の結成を促進するとともに、災害ボランティアや地域支援者等人材の育成・確保に取り組みます。</li> </ul>	総務課
48.	・避難行動支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障害者等の避難行動要支援者への支援がスムーズに行えるよう、関係機関と連携し「避難行動要支援者名簿」への登録、名簿登録者の「個別避難計画」の作成に努めます。</li> <li>・災害時の避難等がスムーズに行えるよう、避難経路や避難場所等の周知を進めるとともに、福祉避難所の確保（指定数増）に向け、関係機関との連携を強化します。</li> <li>・災害発生時における役割分担を明確化していくため、福祉施設や関係機関等との連携体制を構築する取組みを進めます。</li> </ul>	福祉課 総務課

〔町社協の取組み〕

No.	具体施策	取組内容
27	・地域の防災対策との連携強化	・災害時には、地域住民の主体的な活動が大きな力となることを踏まえ、自治会、自主防災組織等と連携した防災意識を高めるための啓発活動（防災講座、防災訓練等）を推進します。
28	・災害時の要支援者への支援充実	・災害時における要支援者の安否確認や避難情報等の整理等に関係機関と連携して協力します。
29	・避難行動支援に向けた取組みの充実	・「避難行動要支援者名簿」に基づき、要支援者の避難誘導が適切に行えるよう、町担当課、民生委員児童委員や関係機関と連携し要支援者の把握調査や情報共有に向けた取組みの調整や協力に努めます。

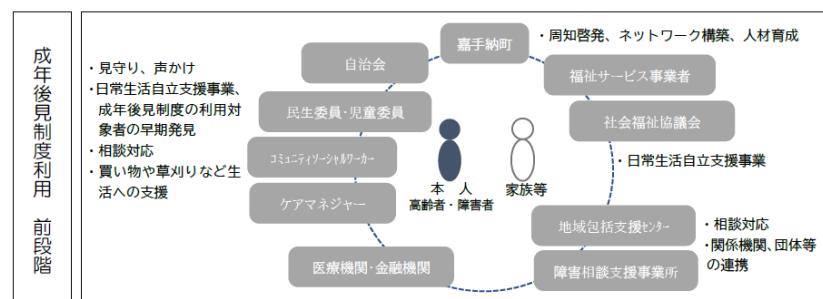
## 第5章 嘉手納町成年後見制度利用促進基本計画

### 1. 総合的な権利擁護支援策の充実

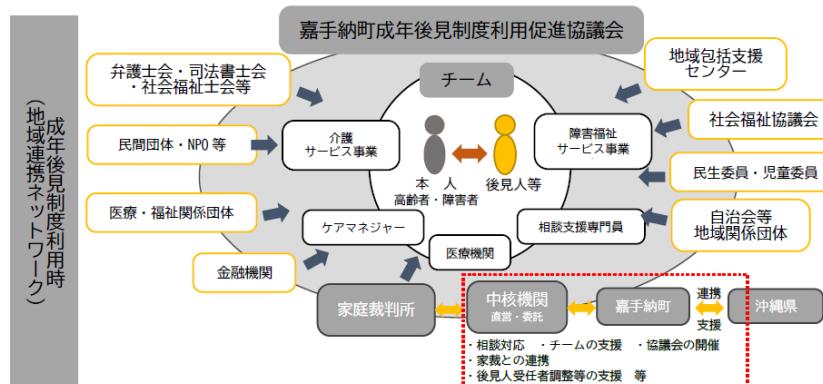
#### (1) 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進等

権利擁護支援の必要な人の発見から、相談対応、身寄りのない方への生活支援サービス、成年後見制度はもちろんのこと関連する日常生活自立支援事業など、地域連携ネットワークを通じ、意思決定支援をしっかりと行った上で総合的な支援につなげていきます。

No.	具体施策	取組内容	担当課
1.	・日常生活自立支援事業の充実 (地域福祉活動計画No.21から再掲)	・認知症等により判断能力が不十分な方々が、日常生活や福祉サービスを利用する上で不利益を被ることがないように、日常生活自立支援事業の充実を図ります。	町社協(地域福祉係)
2.	・日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携強化	・成年後見制度の利用を必要とする方が適切に日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行できるよう府内関係課、関係機関・関係団体との間で個別事案における対応方針を検討するなど、関係者間での連携の充実を図ります。	福祉課(地域包括支援係、障害福祉係)
3.	・成年後見制度利用支援事業	・成年後見制度利用支援事業により、必要となる費用を負担することが困難である者への助成を行います。	福祉課(地域包括支援係、障害福祉係)



成年後見制度の利用申請前の支え合いの仕組みを活かしつつ円滑に移行



## (2) 後見人等の担い手確保・支援

権利擁護に係る相談は、成年後見制度の認識の広まり等から増加となっており、今後、高齢者の増加に伴い認知症など、制度の対象となる住民は増えることが予想され、後見人等の担い手の確保は重要となります。

判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等を選任・交代できるようにするためには、多様な主体が後見事務等の担い手となることが必要です。

No.	具体施策	取組内容	担当課
4.	・後見人等の担い手の確保	・国や県等と連携した担い手の確保並びに町においても市民後見人の育成を検討します。	福祉課(地域包括支援係、障害福祉係)
5.	・チームによる成年後見支援	・権利擁護支援を必要とする本人と後見人等を支えるため、親族、介護支援専門員、相談支援専門員、介護・障害福祉サービス事業者、医療・福祉、地域の関係者等が協力し、チームで日常的に本人を見守り、本人の意志や状況を継続的に把握しながら、必要な対応を行います。	福祉課(地域包括支援係、障害福祉係)

## 2. 尊厳のある本人らしい生活の継続支援

### (1) 相談体制の充実

尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るため、本人の特性に応じた意思決定支援の重要性や理解の促進等を図ります。

No.	具体施策	取組内容	担当課
6.	・成年後見相談支援	<ul style="list-style-type: none"><li>嘉手納町地域包括支援センター及び福祉課障害福祉係が一次相談窓口として対応します。法律的な知識が必要な判断が難しい相談に対応するため、町と沖縄弁護士会との協定締結を進めます。</li><li>一次相談窓口において権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性を検討し、対応が困難なケースについては、必要に応じて専門職による相談や専門機関等につなげていきます。</li></ul>	福祉課（地域包括支援係、障害福祉係）

### (2) 意思決定支援の充実

2000 年の成年後見制度発足以来、財産保全の観点のみが重視され、本人の意思尊重の視点が十分でないなどの課題が指摘されてきました。

意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動です。

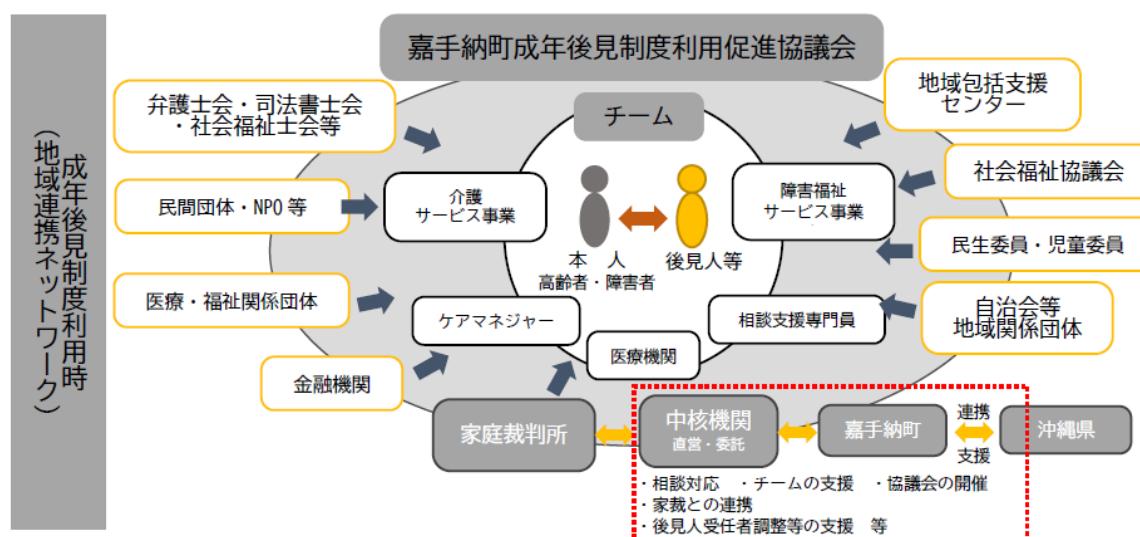
No.	具体施策	取組内容	担当課
7.	・意思決定支援の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>意思決定支援の重要性や取り組みについて、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、情報提供や研修等を通じた普及・啓発に努めます。</li></ul>	福祉課（地域包括支援係、障害福祉係）

### 3. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

#### (1) 地域連携ネットワークの構築

本町において、権利擁護支援の必要な人が、本人らしい生活を守るために制度として成年後見制度を利用できるよう、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる、包括的・重層的な地域連携の仕組みを構築します。

No.	具体施策	取組内容	担当課
8.	・地域連携ネットワークの構築	・弁護士や司法書士等専門職団体、町内医療機関等で構成する「嘉手納町成年後見制度利用促進協議会」を通じて、行政と町民、地域、専門職、その他支援団体等が連携し、権利擁護支援のための地域連携ネットワークを構築します。	福祉課(地域包括支援係、障害福祉係)
9.	・県及び専門職団体との連携	・町単独では解決しがたい課題等について、県の協議会、弁護士や司法書士、医療・福祉関係者など専門職団体等と連携し、課題解決を図ります。	福祉課(地域包括支援係、障害福祉係)



### ■権利擁護支援を行う3つの場面

地域において、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援を行う場面は、以下の3つに整理できます。

#### ア 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）

- ・本人を取り巻く関係者が、権利擁護支援に関するニーズに気づき、必要な支援につなぐ場面。
- ・この場面では、成年後見制度につなぐ場合や同制度以外の権利擁護支援（地域と連携した見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトの対応、消費生活センターの相談対応など）などにつなぐ場合があります。

#### イ 成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）

- ・成年後見制度の申立ての必要性、その方法、制度利用後に必要となる支援、適切な後見人等候補者などを検討・調整し、家庭裁判所に申し立て、後見人等が選任されるまでの場面。
- ・この場面では、制度利用後の支援方針を検討、その中で適切な権利擁護支援チームの体制も検討します。

#### ウ 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）

- ・家庭裁判所の審判により、後見人等が選任され、後見活動が開始されてからの場面。
- ・この場面では、権利擁護支援チームに後見人等が参加し、チームの関係者間で、あらかじめ想定していた支援方針等を共有し、本人に対して、チームによる適切な支援を開始します。

### ■権利擁護支援を行う3つの場面における機能

	「支援」機能	「運用・監督」機能
【場面】 <u>権利擁護支援の検討に関する場面</u> (成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能	制度利用の案内機構
【場面】 <u>成年後見制度の利用の開始までの場面</u> (申立ての準備から後見人等の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能	適切な選任形態の判断機能
【場面】 <u>成年後見制度の利用開始後に関する場面</u> (後見人等の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能	適切な後見事務の確保機能

■権利擁護支援の3つの場面と地域連携ネットワークの機能強化の視点

	地域連携ネットワークの機能を強化するための視点・取組		
	共通理解の促進	多様な主体の参画・活躍	機能強化のためのしくみづくり
【場面】 権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)  【機能】 権利擁護の相談支援機能/制度利用の案内機能	a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む）  b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化  b 中核機関と各相談支援機関との連携強化	a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり  b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり  c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
【場面】 成年後見制度の利用の開始までの場面 (申立ての準備から後見人等の選任まで)  【機能】 権利擁護支援チームの形成支援機能/適切な選任形態の判断機能	a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成  b 専門職団体による専門職後見人の育成	a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり  b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
【場面】 成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人等の選任後)  【機能】 権利擁護支援チームの自立支援機能/適切な後見事務の確保機能	a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	a 地域の担い手の活躍支援  b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化	a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築  b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

## (2) 成年後見制度の広報・啓発活動の強化

No.	具体施策	取組内容	担当課
10.	・広報・啓発活動の強化	・成年後見制度については、制度自体の周知とともに、制度を使うメリット等についても分かりやすい情報提供が求められています。国の作成した動画の活用など、地域住民を対象に成年後見制度の理解を深めることができる効果的な広報・啓発に努めます。	福祉課(地域包括支援係、障害福祉係)
11.	・成年後見に関する勉強会等の開催	・地域連携ネットワークの関係団体や福祉関係専門職を対象に知識の普及や連携を目的とした勉強会等を開催します。	福祉課(地域包括支援係、障害福祉係)
12.	・地域の見守り活動の充実	・身近な地域において、小さな変化を見逃さず気になる方に声をかけ、支援を必要とする方を早期に発見し、適切なサービスにつなげていく町民相互の見守り・支え合い活動を広げる取組みを進めます。	福祉課(地域包括支援係、障害福祉係)

[参考資料：別冊]

嘉手納町成年後見制度利用促進基本計画（素案）

令和6年3月 嘉手納町福祉課

## 第6章 計画の進捗管理・評価体制

### （1）町民参画による評価体制

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、行政や町社協だけでなく、町民や地域の関係団体等が相互に連携・協働して、地域の福祉を推進していくための計画です。

また、計画の策定は町民の参画を得て、町民の意見を計画に反映させていくことを基本としています。そのため、本計画の進捗に対する評価においても、町民の参画を得るものとします。

本計画の進捗状況等について適正な評価をいただくため、行政及び町社協がP D C A手法に基づく進捗管理を行ったうえで、「嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」において専門的な立場からの意見・提言を求めるものとします。

### （2）進捗管理・評価の方法

本計画に掲げられた基本方針ごとの基本施策・具体施策及び町社協の活動内容について、毎年度その進捗状況を確認し、「嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」に報告するものとします。

「嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」は、行政及び町社協の進捗報告に基づき、各年度における取組状況や成果指標の達成状況について評価するとともに、計画の推進に向けた提言を行うものとします。

## 資料編

### 1. 計画策定の経緯

年月日	内容
2024（令和6）年7月 ～8月	自治会会長ヒアリング
8月	民生委員・児童委員ヒアリング 民生委員児童委員協議会会長ヒアリング
9月10日 ～9月30日	福祉に関する町民アンケート
11月～12月	第2次嘉手納町地域福祉推進計画に係る点検・評価
12月19日	第1回 第3次嘉手納町地域福祉・地域福祉活動計画策定委員会 ・「第3次嘉手納町地域福祉推進計画」策定の概要説明 ・統計データからみる本町の福祉をとりまく環境の現状報告 ・「嘉手納町の福祉に関するアンケート」調査結果報告 ・嘉手納町自治会へのヒアリング等結果報告
2025（令和7）年1月	嘉手納町老人クラブ連合会ヒアリング
1月20日	第2回 第3次嘉手納町地域福祉・地域福祉活動計画策定委員会 ・「嘉手納町の福祉に関するアンケート」調査結果報告 ・嘉手納町民生委員児童委員会等へのヒアリング結果報告 ・現計画の総括評価報告・次期計画の重点課題
2月13日	第3回 第3次嘉手納町地域福祉・地域福祉活動計画策定委員会 ・計画の基本的な考え方 ・行政・社協の具体的な取組み ・嘉手納町成年後見制度利用促進基本計画 ・計画の進捗管理・評価体制
3月18日	第4回 第3次嘉手納町地域福祉・地域福祉活動計画策定委員会 ・第3次嘉手納地域福祉推進計画（案）
3月21日～3月27日	パブリック・コメントの実施
3月28日	嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会より、町長への答申

## 2. 嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置条例

平成 25 年 9 月 20 日

条例第 21 号

改正 平成 27 年 3 月 9 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 この条例は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく嘉手納町地域福祉計画及び嘉手納町地域福祉活動計画の策定に関し、地域福祉の推進に関する事項を審議するため、嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画(以下「計画」という。)の策定に関し、必要な事項を審議し、答申する。
- (2) 計画の見直し及び変更に関する事項。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 地域団体関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 町職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定に関わらず、委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分を離れた場合は、委員の職を解かれたものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者に出席を求める、意見等を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(平27条例2・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### ■嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会名簿

所属は委嘱または任命年月日時点

	氏名	選出区分	所属	備考
1.	田中 将太	学識経験者	琉球大学人文社会学部准教授	委員長
2.	渡口 彦直	社会福祉関係者	社会福祉法人幸仁会 理事長	副委員長
3.	津波古 光男	社会福祉関係者	社会福祉協議会 副会長	
4.	上間 邦夫	社会福祉関係者	民生委員・児童委員協議会 会長	
5.	渡慶次 憲	社会福祉関係者	(有)ケアセンターきらめき 代表取締役	
6.	仲宗根 朝也	地域団体関係者	東区自治会 会長	
7.	長嶺 由次	地域団体関係者	中央区自治会 会長	
8.	村山 ミツ子	地域団体関係者	嘉手納町老人クラブ連合会 会長	
9.	比嘉 裕美子	一般町民	一般町民	
10.	新垣 綾乃	一般町民	一般町民	
11.	村吉 勇也	一般町民	一般町民	
12.	宇榮原 雪乃	一般町民	一般町民	
13.	金城 悟	町職員	総務課長	
14.	仲宗根 さゆり	町職員	子ども家庭課長	



## 第3次嘉手納町地域福祉推進計画

令和7年3月

嘉手納町役場 福祉課

〒904-0293 沖縄県嘉手納町字嘉手納 588 番地

TEL : 098-956-1111 FAX : 098-956-9508

社会福祉法人 嘉手納町社会福祉協議会

〒904-0204 沖縄県嘉手納町字水釜 447 番地 1

TEL : 098-956-1177 FAX : 098-957-2530

